

第3次 松戸市地域福祉計画

あなたが主演 ～参加と支え合いのまちを目指して～

(2018～2022年度)

やさシティ、まつど。

平成30年1月
松戸市

はじめに

～誰もが夢や希望を持ち生き生きと暮らせる街に～

本市は、江戸川をはさみ東京に隣接し、いわゆるベッドタウンとして人口急増期を経て発展してきました。急激に都市化し人口が増えたため、急激に高齢化が進み、制度の狭間で福祉サービスに結びつかないケースや、育児と介護の両立など複合的な課題を抱えているなど、従来の福祉制度では対応の困難な問題が拡大しています。



そこで、介護や子育て、生活困窮など様々な分野を地域で包括して支援する取組みとともに、地域の中で、誰もが居場所や役割があり、多様な価値観が尊重されるよう、お互い助け合い、支え合う人にやさしい共生社会の実現が求められています。

本市においては、第1次松戸市地域福祉計画、第2次松戸市地域福祉計画を通じ、「みんなで築く福祉のまち」を基本理念に掲げ、避難行動要支援者避難支援制度などをはじめ、市民の皆様とともに自助・共助・公助がバランスよく地域の中で機能するよう施策を進めて参りました。

第3次松戸市地域福祉計画につきましても、これまでの流れを加速すべく、誰もが住みなれた地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、支え合う心を持ち、自分自身の将来に夢や希望を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思える笑顔あふれるまちづくりに、取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、松戸市地域福祉計画推進委員会の皆様に熱心にご議論いただくとともに、地域福祉サロン、パブリックコメントを通じて市民の皆様をはじめ、関係者の皆様から貴重なご意見・ご提案をいただきましたことに、心からお礼申し上げます。

平成30年1月

松戸市長 本郷谷 健次

第3次松戸市地域福祉計画によせて

初めて松戸市地域福祉計画が策定されてから、今年で11年目を迎えます。その間に、核家族化や高齢化はますます進み、かつてのような家族や近隣をはじめとする住民相互のつながりが希薄化するなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化してきました。



従来「福祉」は、高齢者、障害者、児童など分野別に行政が必要なサービスを「特定の人のため」にあるものと考えることが一般的でしたが、制度の狭間にあって対応できない問題や、福祉ニーズの多様化などにより、行政においては、縦割りから包括的な支援への転換や、私たち住民も、福祉の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが居場所や役割がある、人と人との暖かいつながりがある地域社会を作っていくことが求められています。

松戸市地域福祉計画推進委員会では、地域福祉計画の推進や進捗状況の確認を行うと共に、これまで積み上げてきた成果をさらに発展させるべく、第3次松戸市地域福祉計画を策定するにあたり検討を重ねて参りました。

今後、この計画が松戸市の各分野の計画や、松戸市社会福祉協議会が策定する松戸市地域福祉活動計画などと連動し、誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活が送れる地域社会が実現されることを願います。

最後に、本計画の見直しに関していただいた多くの皆様方に感謝を申し上げます。

平成30年1月

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員長

松戸市医師会長 和座 一弘

第3次松戸市地域福祉計画 目次

第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 第3次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2
- 2 松戸市地域福祉計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 第3次松戸市地域福祉計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕・・・・・・・・・・ 8

第2章 計画の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 1 地域福祉施策の進捗評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 地域団体の取り組みの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 行政における進捗状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査・・・・・・・・・・ 14
- 2 各調査から考える地域福祉の現状と課題・・・・・・・・・・ 20

第3章 地域福祉社会の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

- 1 本市の今後の社会的状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 第3次地域福祉計画施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 第3次松戸市地域福祉計画の重点項目・・・・・・・・・・ 30

第4章 安心して暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

- 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり・40
- 2 快適な生活環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 3 地域での防犯・安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 障壁のないまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 5 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 6 地域医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
- 7 相談支援・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 8 地域包括ケアシステムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 9 生活を守る権利擁護の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 10 生活困窮者の自立支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 11 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上・72

第5章 自立と参加の促進 75

- 1 制度ボランティア活動の推進 76
- 2 生涯学習の推進 81
- 3 就労の支援 83
- 4 地域福祉推進のための担い手の育成 87
- 5 障害者の自立した地域生活の支援 90
- 6 当事者団体への支援 92

第6章 支え合い共に生きるまちづくり 95

- 1 ボランティア活動・NPO活動への支援 96
- 2 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化 98
- 3 地域での支え合い活動の推進
～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》 102
- 4 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止 107
- 5 地域での交流・ふれあいの場づくり 110
- 6 子ども・子育て支援 113

第7章 福祉文化の創造 117

- 1 心のバリアフリー 118
- 2 世代間交流 120
- 3 福祉教育の推進 122
- 4 ふるさとづくりの推進 124

第8章 計画の推進 127

- 1 推進体制の確立 128
- 2 地域資源の充実・育成 131
- 3 財源の確保 136
- 4 計画の進捗管理・評価 139

資料編・用語集 141

- 1 統計資料 142
- 2 各種調査の詳細 150
- 3 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～ 171
- 4 パブリックコメントの実施状況 172
- 5 計画策定の経過 173

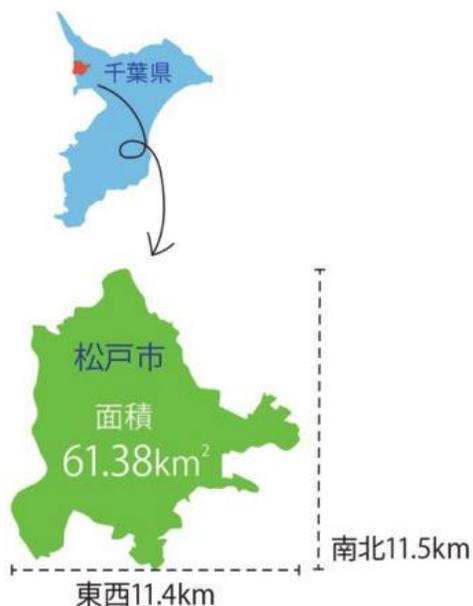
※本文中の*印が付いている用語については、「用語集」に説明があります。

第1章

計画の概要

1. 第3次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方
2. 松戸市地域福祉計画の位置づけ
3. 第3次松戸市地域福祉計画の期間
4. 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

【松戸市の位置と面積等】



【松戸の梨】

松戸市は梨の名産地です。市内にはたくさんの梨園があります。9月頃には甘くて美味しい梨が楽しめます。

※各章冒頭に掲載されている写真は、「ようこそ！松戸へ 松戸観光マップ」に準じています。

1 第3次松戸市地域福祉計画の基本的な考え方

■ 基本理念

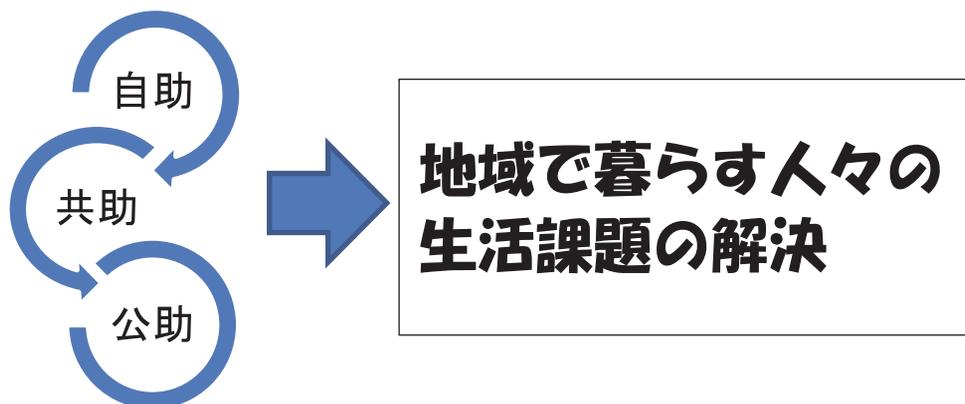
みんなで築く福祉のまち

誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア*、NPO*、さらには社会福祉協議会や民間の事業者、民生委員・児童委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

■ めざす将来像

すべての市民が安心して住み良い地域社会



地域で暮らす人々の生活課題の解決には、住民の共通する課題のほか、特定の人にとっての個別課題があり、従来の福祉制度では対応の困難な問題が拡大していることから、地域を単位として支え合う仕組みが重要となっています。

そのため、本市の関係施策を横断した取り組みを進めるとともに、ボランティアや住民参加が主体の非営利・協働の組織や人間関係、インフォーマルの取り組みを一体的に展開できるよう取り組んでいきます。

.....
ボランティア：社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もあります。

NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

2 松戸市地域福祉計画の位置づけ

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住みなれた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取り組みや市の支援策についてまとめたものです。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

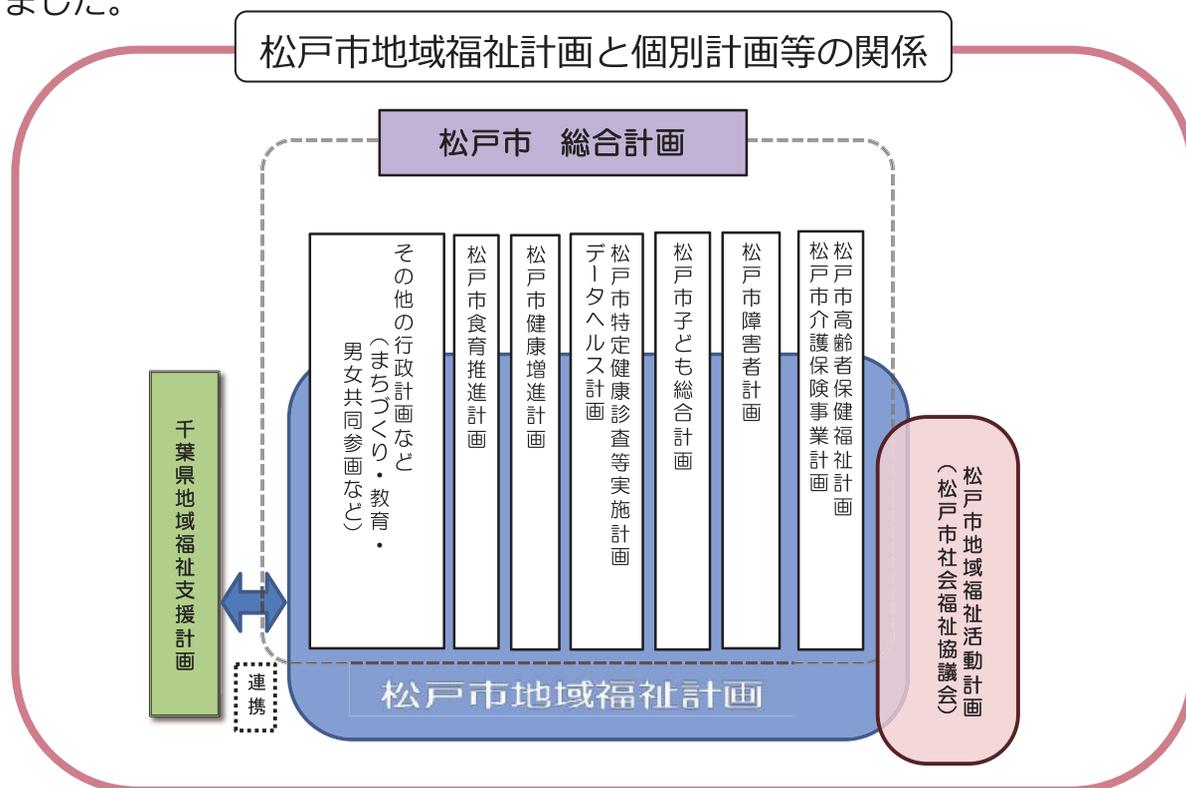
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(1) 個別計画との関係

本市では、平成10年に、「松戸市総合計画*」を策定しました。この総合計画は、将来の本市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を「基本構想」とし、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するものとして「基本計画」を策定しています。

また、健康福祉分野の行政計画として、「第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランVまつど)*」、「松戸市障害者計画*」、「松戸市子ども総合計画*」、「松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)*」、「松戸市食育推進計画*」、「松戸市国民健康保険保健事業計画第2期データヘルス計画*」、「松戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画*」が策定され、個々の計画に基づいて施策がすでに展開されています。

この「松戸市地域福祉計画」については、「松戸市総合計画」を上位計画とし、これまでの健康福祉分野の個別計画との整合、連携を図り、地域福祉の推進を図るものですが、地域福祉を推進するためには、健康福祉分野のみでなく、まちづくりや教育、男女共同参画など各行政計画との整合、連携が欠かせません。「松戸市地域福祉計画」は、これらの計画を内包し、横断的につなぐ計画となります。また、平成29年度の社会福祉法改正により、地域福祉計画は「福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける」と定められました。



(2) 千葉県“地域福祉支援計画”との関係

千葉県は、社会福祉法第108条に基づき、県内市町村の地域福祉を推進するために県としての支援事項等を明記した「第三次千葉県地域福祉支援計画」を平成27年度に策定しています。この支援計画では、住民が主体的に地域活動を進め、地域の一人ひとりを孤立させないよう、一人で問題を抱え込むことなく地域社会の構成員が連携して、地域住民の自助、互助の取り組みを進めていくことにより、その地域社会の再構築がなされ地域に活力が生まれ、地域への愛着と将来への希望が醸成されていくとしています。「松戸市地域福祉計画」では、このような支援計画の理念も踏まえ、計画の見直しを行いました。

社会福祉法(抜粋)

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

松戸市総合計画：「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。

「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に揚げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。

松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画：高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。

松戸市障害者計画：障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。

松戸市子ども総合計画：子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間と定めています。

(3) 松戸市社会福祉協議会“地域福祉活動計画”との関係

社会福祉法第109条においては、市町村に設立された社会福祉法人*である松戸市社会福祉協議会(以下「市社協」という)が、地域福祉推進の中核的な担い手として明確に位置付けられています。

市社協が策定する「松戸市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という)」は、地域住民や民間団体が主体となって地域福祉の推進を計画的に行うための活動・行動計画の性格を有しています。

他方、「松戸市地域福祉計画」は、市民と行政の協働により実現を目指す地域福祉の理念と体制づくりの指針を示すもので、行動計画である市社協の「地域福祉活動計画」の一つの方向性を示します。よって、それぞれの計画においては、その理念や地域福祉推進の方向性などについて共有することが望まれ、見直しに当たって市社協と連携し、両計画の整合性を図っています。

社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

松戸市健康増進計画(健康松戸21Ⅲ)：松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。

松戸市食育推進計画：市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることから始めよう」をキャッチコピーとしています。

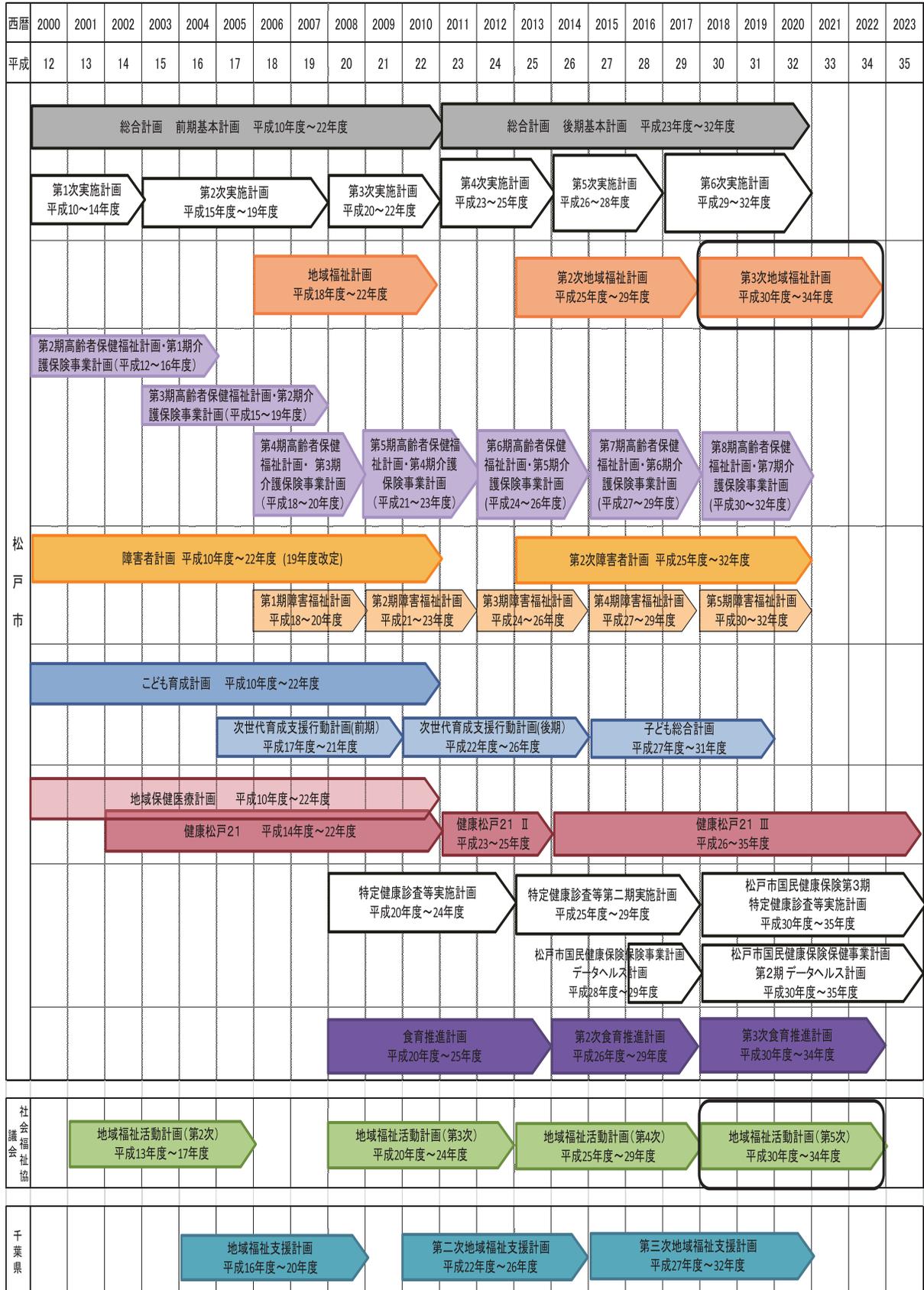
松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画：国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。

松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画：「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。

社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。

3 第3次松戸市地域福祉計画の期間

第3次松戸市地域福祉計画の計画期間は、平成30年度からの5か年です。



4 地域福祉を推進するための基本単位〔圏域〕

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支え合う仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、これまでのように地域の方の生活に密着した生活圏を踏まえた推進の単位を設定します。

(1) 基本福祉圏【松戸市全域】

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を「基本福祉圏」としています。本市においても、市域全体を「基本福祉圏」とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

(2) 地域福祉推進地区【15 地区社協の地区割】

地域福祉を推進するには、一般的には人口2万人ぐらいの中学校区や人口1万人ぐらいの小中学校区がひとつの地区として想定されていますが、「松戸市地域福祉計画」では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある15地区社協の地区割をその単位とし、「地域福祉推進地区」として設定します。

「第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランVまつど）」において設定される日常生活圏域*においても、この地域福祉推進地区の整合を図っています。

日常生活圏域：高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

第2章

計画の現状と課題

～さらなる地域福祉の推進のために～

1. 地域福祉施策の進捗評価
 - (1) 地域団体の取り組みの把握
 - (2) 行政における進捗状況調査
 - (3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査
2. 各調査から考える地域福祉の現状と課題

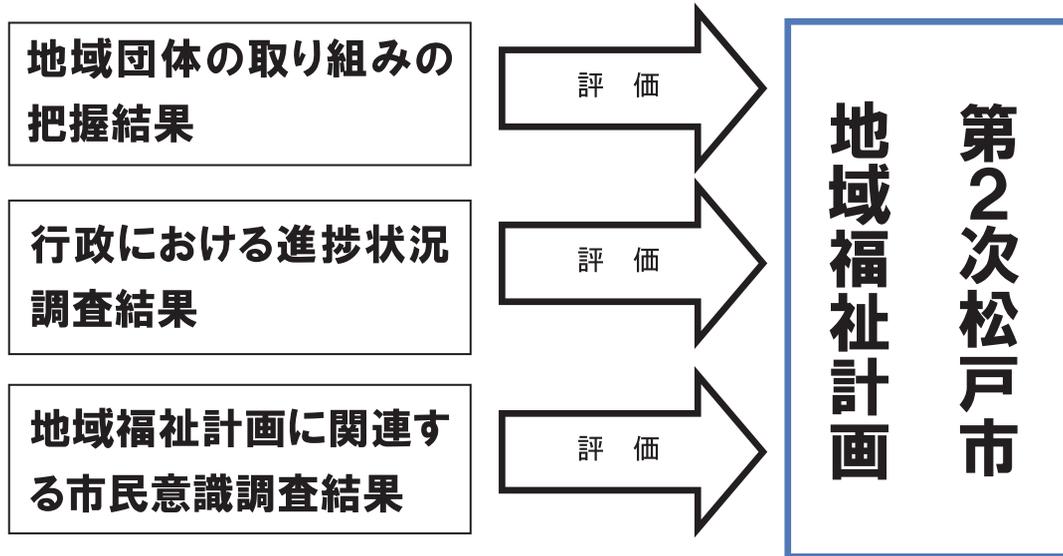


【松戸神社】

市内を代表する神社で、夏には近くで坂川献灯まつりが開催され、冬には河津桜がきれいです。

1 地域福祉施策の進捗評価

地域福祉計画を評価するには、多様な方法から評価する必要があると考えられます。そのため、現行の第2次松戸市地域福祉計画の評価は、(1) 地域団体の取り組みの把握、(2) 行政における進捗状況調査、(3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査の3つの方法で評価しました。



(1) 地域団体の取り組みの把握

地域福祉を進めるには市民や町会・自治会、ボランティア、NPO*、各種の団体の支えが重要であるため、今後、重点項目の「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」、また4つの推進項目「地域での防災・災害時要援護者」、「地域福祉推進のための担い手の育成」、「地域での交流・ふれあいの場づくり」、「ふるさとづくりの推進」に重点をおいて地域でどのような活動が行われ、問題が生じているのか等を把握するために実施しました。

■調査方法

- (1)対 象：松戸市で活動する民間企業、複合サービス、福祉関係機関、市民活動登録団体、地域団体、町会・自治会
- (2)期 間：平成27年3月～5月
- (3)方 法：郵送・FAX・メールによる配布・回収

■ 調査対象

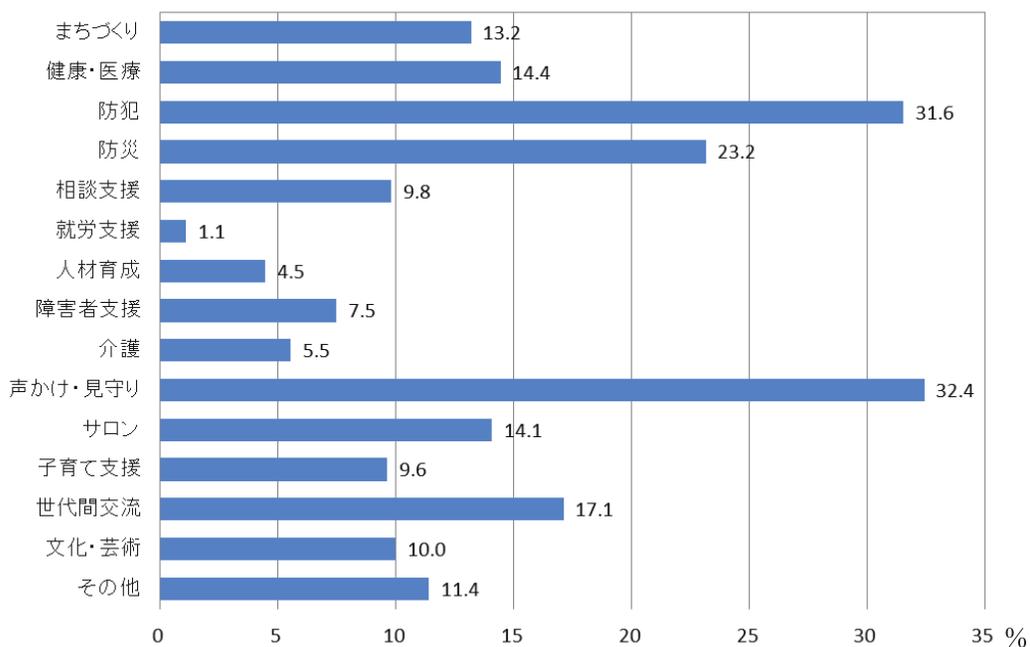
No.	種 別	配布数	回収数	回収率(%)
1	民間企業	7	4	57.1
2	複合サービス	49	4	8.2
3	福祉関係機関	81	36	44.4
4	市民活動登録団体	113	56	49.6
5	地域団体	63	52	82.5
6	町会・自治会	364	198	54.4
	計	677	350	51.7

■ 回答結果 (抜粋)

(1) 地域活動の取り組みの分野(複数回答)

地域で、「声かけ・見守り」、「防犯」、「防災」に関連した取り組みを行う団体が多いです。

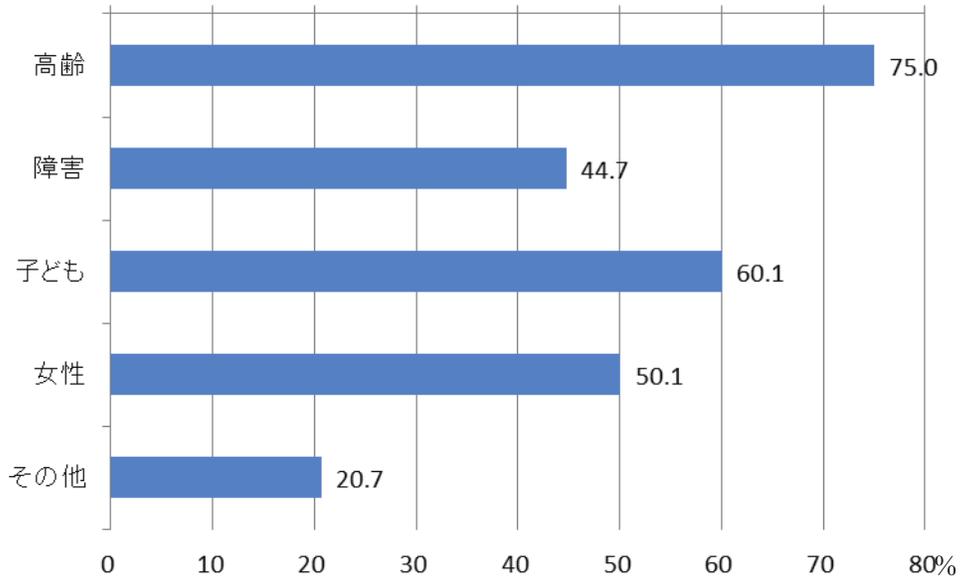
回答数：561



(2) 地域活動の取り組みの対象者(複数回答)

「高齢者」、次いで「子ども」、「女性」に対して取り組んでいる団体が多くなっています。

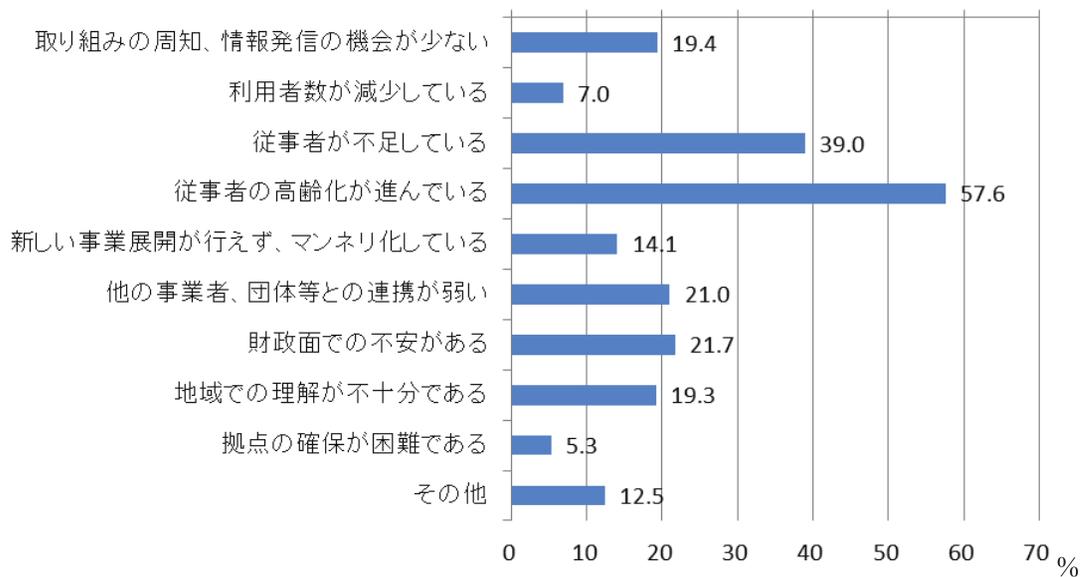
回答数：561



(3) 取り組みを行う上での問題点(複数回答)

「従事者の高齢化が進んでいる」、次いで「従事者が不足している」が最も多く、地域で取り組む上で担い手不足が大きな問題点となっています。

回答数：561



(2) 行政における進捗状況調査

行政における進捗状況調査は、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第2次松戸市地域福祉計画期間である平成25年度から平成29年度まで、各担当課が目標をかかげ、その達成状況の評価を行いました。調査は毎年1回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～Dの4段階で評価しました。

【評価内容】

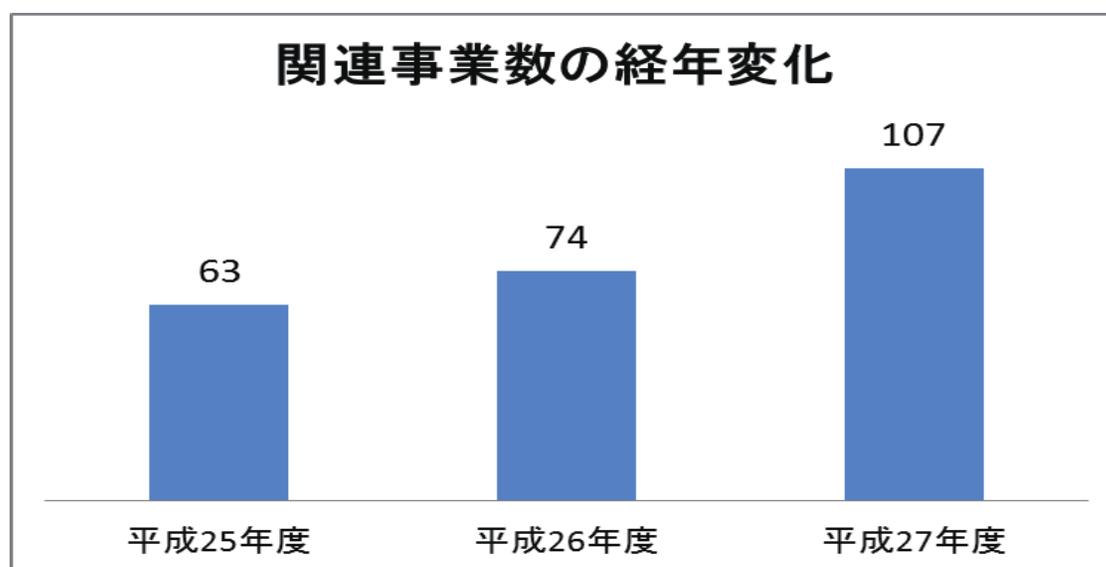
- A: 計画目標 (H29) に向けて順調に推移している
- B: 計画目標 (H29) に向けて概ね順調に推移している
- C: 計画目標 (H29) に向けて進捗はやや遅れている
- D: 計画目標 (H29) に向けて進捗は遅れている

※ 調査の詳細結果は資料編に掲載しています。

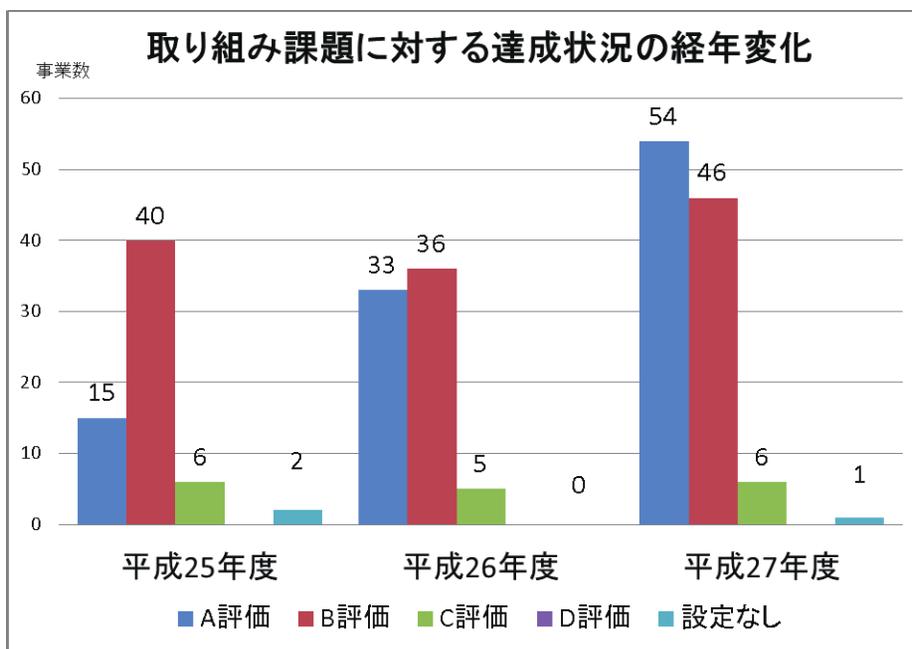
■ 調査結果

地域福祉は、幅広い分野を横断的に包括していくため、毎年関連事業の精査を行い、各担当課に協力を仰ぎながら、計画を進めています。

地域福祉計画の関連事業数を経年変化でみていくと、平成25年度が63事業、平成26年度が74事業、平成27年度には107事業と年々増加しています。



また、達成状況の評価も経年変化で見えていくと、年度が進むにつれ、「計画目標（H29）に向けて順調に推移している」ことを表す「A評価」が平成25年度で15事業だったのが、平成27年度には54事業になっています。取り組み課題の多くが目標に向け、順調に推移していったことがわかります。



（3）地域福祉計画に関連する市民意識調査

地域福祉計画は健康福祉分野の個別計画のみならず、まちづくりや男女共同参画などの行政計画と連携・方向性を合わせています。そのため、「松戸市総合計画*」や「第7期松戸市高齢者保健福祉計画・第6期松戸市介護保険事業計画（いきいき安心プランVまつど）」などの各計画で行われている市民アンケート調査を参考にし、基本目標ごとに市民の皆様が福祉についてどのように考えているのかを知るため、下記の通り抜粋して次期計画である第3次松戸市地域福祉計画の策定に活かしました。

■基本目標1 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題3 地域での防犯・安全対策

問い 松戸市で生活する中での「事故や災害に強い安全なまち」に関する満足と考える人の割合【総合計画後期基本計画】

結果 8.6%（平成25年度） ⇒ 12.4%（平成27年度）

取り組み課題 1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

問い あなたは日頃、防災のための準備をしていますか。【総合計画後期基本計画】

結果

H25 ⇒ H27

・特に準備はしていない：	19.6%	⇒	17.8%
・水や食料の備蓄：	50.8%	⇒	51.7%
・非常持ち出し用具の確保：	33.6%	⇒	34.7%
・家具などの転倒防止：	33.1%	⇒	35.5%
・身内との連絡方法の確立：	29.3%	⇒	26.0%

安全で災害に強い街への満足度は約1割であるものの、災害時に備えて自助努力する人の割合は、増加しています。

取り組み課題 7 相談支援・情報提供の充実

問い 生活の中で不安になったり、心配になったりすることがありますか。【後期基本計画】

結果

平成 27 年度

現在の生活や家計	21.3%
将来の生活や家計	53.7%
将来自分や家族が必要になったときの介護	54.8%

取り組み課題 7 相談支援・情報提供の充実

問い 地域包括支援センター*を知っていますか。【いきいき安心プランV(平成 27 年 3 月)】

結果

知らないと回答した方の%	平成 27 年度
若年者	70.7%
一般高齢者	64.3%
在宅介護認定者	32.7%

自分や家族の将来の生活や介護に不安を抱く人が約半数おり、若年者では地域包括ケア体制を知らない人の割合が約7割です。

高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）：平成 17 年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設です。

■基本目標2 自立と参加の促進

取り組み課題2 生涯学習の推進

問い 学習活動の成果を地域社会に活かしている市民の割合【総合計画後期基本計画】

結果

58.9% (H25) ⇒ 60.9% (H27)

自主的な学習活動を地域社会に活かしている人は、約6割います。

問い 市民活動に参加したことがない理由【協働推進計画(平成24年3月)】

結果

- ・きっかけや機会がない：48.9%
- ・忙しくて時間がない：38.8%
- ・活動に関する情報が得られない：26.7%

※参考【厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」(H27)】

問い 市民活動に参加したことがない理由

結果

- ・参加するきっかけが得られない 38.4%
- ・活動する時間がない 43.5%

約5割の人が市民活動に参加するためのきっかけ、機会がないと感じており、松戸市だけでなく、全国的にも約4割がきっかけがないと感じています。

取り組み課題5 障害者の自立した地域生活の支援

問い あなたは福祉を充実させるために、地域でどのようなことをしたいと思いますか【障害者計画(平成24年3月)】

結果

- ・ボランティア活動に参加することはむずかしいが、援助が必要な友人や知人などに出来る限りのことをしたい：38.0%
- ・自分のことで手一杯なので、今のところは何もできない：33.8%

約4割の人がボランティア活動に参加することは難しいが、援助が必要な友人、知人に協力したいと感じています。

■基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題4 子どもや高齢、障害者等への虐待・暴力の防止

問い あなたは身近なところで虐待かもしれないと思ったことはありますか
【子ども総合計画】

結果

・虐待かどうかわからないが、おかしいなとおもったことがある：13.0%

児童虐待を疑った経験のある人の割合が約1割います。

取り組み課題5 地域での交流・ふれあいの場づくり

問い 地域活動に参加していますか【健康松戸 21Ⅲ(平成 26 年 11 月)*】

結果

参加している 29.3%

(内訳) 自治組織活動 :42.6%

地域行事 :26.9%

高齢者の支援 :5.6% (複数回答も可能)

約3割の人が地域活動に参加していて、そのうち約4割の人が自治組織活動に参加しています。高齢者を支える地域活動に参加している人の割合は、1割未満です。

取り組み課題6 子ども・子育て支援

問い 普段、お子さんを育てているあなたの気持ちはどうですか
【子ども総合計画(平成 26 年 3 月)】

結果

・子どもがいると毎日楽しい：

(未就学児保護者) 72.9% (H21) ⇒ 73.6% (H25)

(小学生保護者) 68.2% (H21) ⇒ 70.6% (H25)

・子育てについて不安になったり悩むことがある：

(未就学児保護者) 54% (H21) ⇒ 64.1% (H25)

(小学生保護者) 59.8% (H21) ⇒ 64.1% (H25)

子育てに不安になったり、悩むこともあるが、子育てを楽しむ人の割合が約7割です。

■基本目標4 福祉文化の創造

取り組み課題1 心のバリアフリー*

問い あなたは、人権が日頃守られていないと感じることがありますか【後期基本計画】

結果

平成25年 ⇒ 平成27年

障害者の人権問題：	16.6%	⇒	18.4%
高齢者の人権問題：	16.2%	⇒	15.9%
女性の人権問題：	17.8%	⇒	13.7%
子どもの人権問題：	11.9%	⇒	11.0%
患者の人権問題：	11.8%	⇒	9.3%
外国籍市民の人権問題	6.0%	⇒	5.3%

人権が守られているとの回答は、約半数。平成18年度以降、上昇している。

心のバリアフリーの実現には、人権意識の醸成が必要であり、人権が日頃守られていると感じる人は平成18年度以降高まっています。

取り組み課題2 世代間交流

問い あなたは、現在、地域の清掃やお祭りのお手伝い、子ども会やボランティア*活動に参加していますか【子ども総合計画】

結果

H22 ⇒ H26

・参加していない割合	小学5年生	65.5%	⇒	81.3%
	中学2年生	84.4%	⇒	83.0%

問い 多様な世代と交流する機会のある人の割合【総合計画後期基本計画】

結果 男性 7.3% (H27)、女性 7.6% (H27)

子どもが地域活動などに参加する機会が少なく、意識的に様々な世代が交流するチャンスを創っていくことが課題です。

心のバリアフリー：高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。

取り組み課題4 ふるさとづくりの推進**問い** 松戸の良さを伝えるために取り組んでいる市民の割合

【総合計画後期基本計画】

結果 15.8%（H25） ⇒ 17.1%（H27）**問い** 特色ある祭りや地域ぐるみのイベントの満足度の割合

【総合計画後期基本計画】

結果 13.3%（H25） ⇒ 19.3%（H27）

松戸の良さを他の人に伝えている人の割合は、約2割で推移していますが、特色ある祭りや地域ぐるみのイベントの満足度は、向上しています。

2 各調査から考える地域福祉の現状と課題

(1) 地域団体の取り組みの把握結果、(2) 行政における進捗状況調査、(3) 地域福祉計画に関連する市民意識調査の3つの方法から、地域福祉を推進する中で、下記に示す現状と課題が考えられます。

- 行政において、地域福祉の視点が浸透し、地域福祉に係る事業が着実に進んでいます。
- 地域活動の内容は、声かけ・見守りなど高齢者に対する取り組みが最も多くなっています。
- 地域活動を行う団体において、従事者の高齢化が進み、団体の活性化が求められています。
- 誰もが市民活動や地域活動に参加しやすいきっかけ、機会をつくるために、情報提供の方法など様々な世代に対応する創意工夫が必要です。

第3章

地域福祉社会の展望

1. 本市の今後の社会的状況
2. 第3次地域福祉計画施策の体系
3. 第3次松戸市地域福祉計画の重点項目



【本土寺】

1277年に建てられた寺で、広い敷地内は6月にはアジサイやハナショウブ、11月末には紅葉が美しいです。

1 本市の今後の社会的状況

松戸市は、東京の都心から 20 km 圏に位置していたため、東京のベッドタウンとして、昭和 30 年代からの団地整備とそれに伴う人口増加を背景に大きく成長し、現在では 48 万人を擁する生活都市となりました。

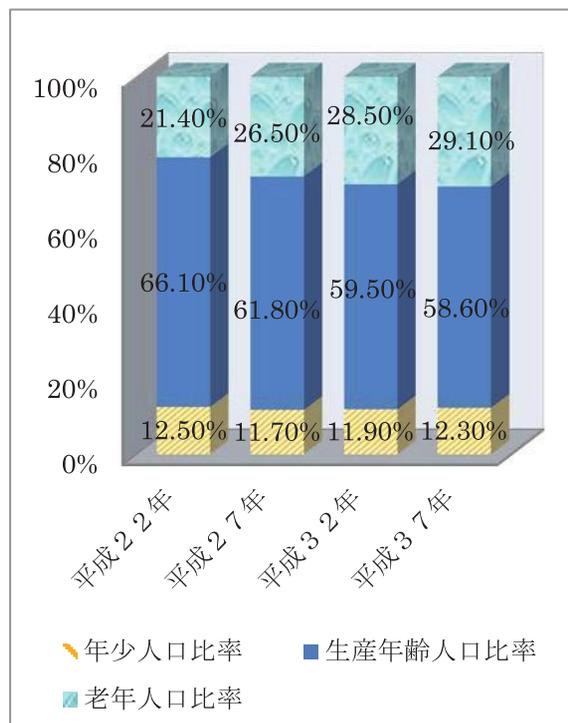
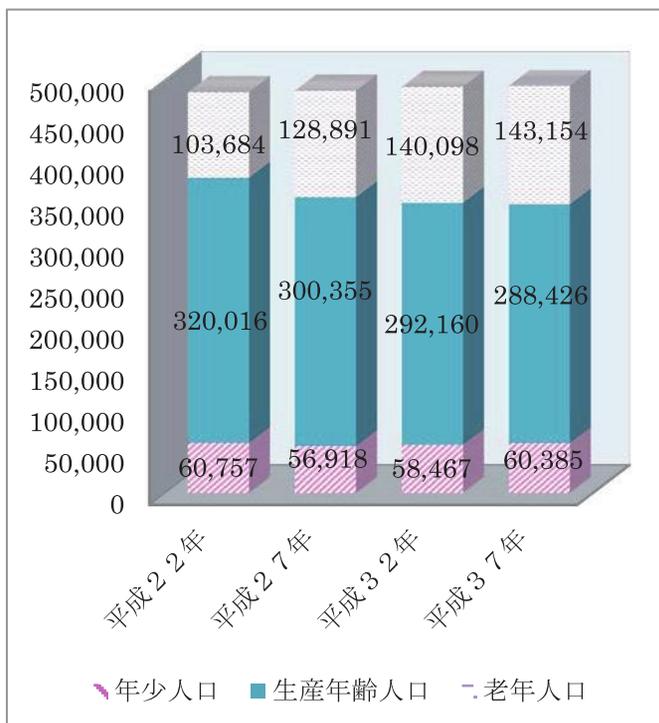
日本全体の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている状況の中、松戸市では、各種施策による出生率上昇や立地的優位によるファミリー層の転入などから人口減少の抑制を見込み、2060 年まで、現在の水準である 50 万人程度を維持すると展望しています。

(図表 1 - 1)

図表 1-1
松戸市の将来人口推計

	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	484,457	486,163	490,725	491,965
年少人口	60,757	56,918	58,467	60,385
生産年齢人口	320,016	300,355	292,160	288,426
老年人口	103,684	128,891	140,098	143,154
(75 歳以上人口)	40,721	56,274	73,445	88,993
年少人口比率	12.5%	11.7%	11.9%	12.3%
生産年齢人口比率	66.1%	61.8%	59.5%	58.6%
老年人口比率	21.4%	26.5%	28.5%	29.1%
(75 歳以上人口比率)	8.4%	11.6%	15.0%	18.1%

松戸市人口ビジョン



(1) 高齢化率と高齢者世帯の推移

全国的な高齢化の波は、松戸市にとっても例外ではありません。急激な都市化により短期間に人口が増えた松戸市では、急激に高齢化が進んでいます。

松戸市では平成27年には、高齢化率が26.5%となっており市民の4人に1人が65歳以上になっています。

また、本市の単身高齢者世帯数は、平成27年に25,317世帯となり、10世帯に1世帯は単身高齢者世帯となっています。高齢者夫婦世帯も増加しており、高齢者夫婦世帯と単身高齢者世帯を合わせた高齢者のみの世帯の総世帯数に対する割合は、2割を超えています。

(図表1-2)

図表1-2 総世帯数・高齢者世帯の推移 (各年10月1日)

年	総世帯数	高齢者のいる世帯					
		世帯数	割合 (%)	高齢者夫婦世帯		単身高齢者世帯	
				世帯数	割合 (%)	世帯数	割合 (%)
平成12年	182,703	40,817	22.3	8,149	4.5	8,609	4.7
平成17年	192,962	53,491	27.7	12,066	6.3	12,603	6.5
平成22年	209,570	67,615	32.3	17,234	8.2	17,470	8.3
平成27年	215,627	81,062	37.6	20,916	9.7	25,317	11.7

国勢調査

- ・総世帯数：施設世帯等を含む
- ・高齢者夫婦世帯：夫婦とも65歳以上の世帯

(2) 介護認定を受けている方の状況

高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の人数も増えています。平成28年の実績値では、18,508人が要支援・要介護認定を受けています。(図1-3)

図表1-3 要介護認定者 (単位：人、各年10月1日)

介護度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援1	1,612	1,817	2,008	1,988	2,089
要支援2	2,238	2,484	2,615	2,464	2,493
要介護1	2,311	2,445	2,661	2,862	3,034
要介護2	3,736	4,004	4,154	4,347	4,361
要介護3	2,401	2,509	2,708	2,720	2,911
要介護4	1,950	2,170	2,226	2,267	2,421
要介護5	1,724	1,827	1,844	1,844	1,884
認定者総数	15,972	17,256	18,216	18,492	19,193
第1号被保険者数	15,269	16,575	17,548	17,830	18,508

出典 介護保険課

(3) 孤独死*の現状

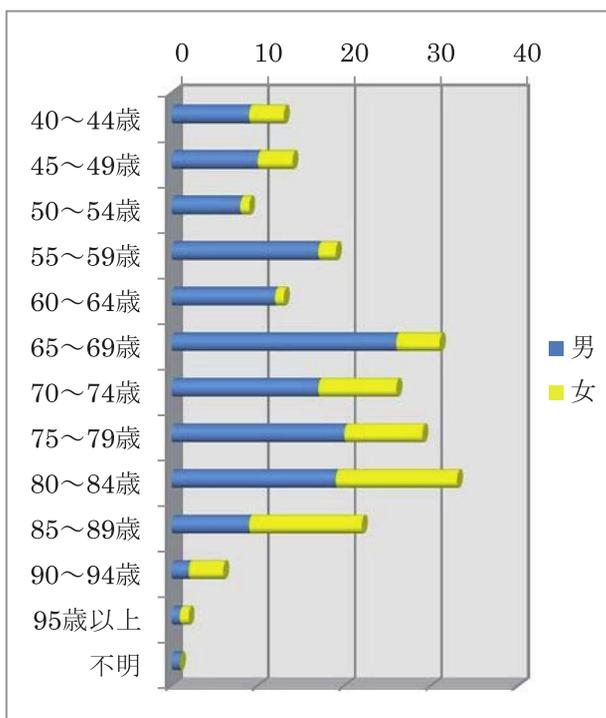
孤独死が全国的に問題となっています。本市でも毎年孤独死が、100件以上ある状況です。

孤独死は単身世帯や高齢者に限りませんが、単身高齢者世帯の増加に伴い、孤独死の増加が懸念されます。(図表1-4、1-5)

図表1-4

松戸市内年齢階層別孤独死人数(単位:人、平成28年1月1日~12月31日)

年齢階層	男	女	計
40~44歳	9	4	13
45~49歳	10	4	14
50~54歳	8	1	9
55~59歳	17	2	19
60~64歳	12	1	13
65~69歳	26	5	31
70~74歳	17	9	26
75~79歳	20	9	29
80~84歳	19	14	33
85~89歳	9	13	22
90~94歳	2	4	6
95歳以上	1	1	2
不明	1	0	1
合計	151	67	218

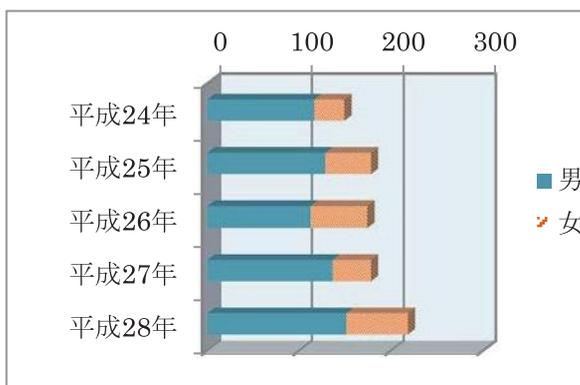


資料 地域福祉課

図表1-5

松戸市内年齢別孤独死人数(単位:人、各年12月31日)

年	男	女	計
平成24年	116	33	149
平成25年	128	50	178
平成26年	112	62	174
平成27年	136	42	178
平成28年	151	67	218



資料 地域福祉課
・40歳以上で集計

孤独死:「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」

(松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会)

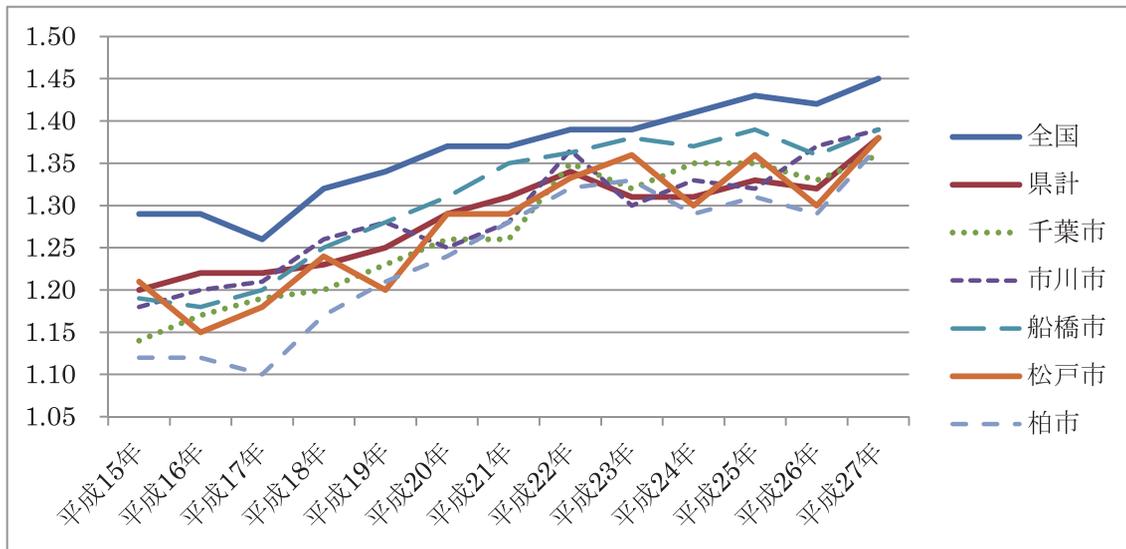
「一人暮らしをしていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」(東京新聞)

(4) 合計特殊出生率*

全国的に少子高齢化が問題となる中で、本市でも、合計特殊出生率は平成8年から減少傾向にありましたが、平成16年以降は回復傾向にあり平成27年には1.38となっています。

(図表1-6)

図表1-6
合計特殊出生率(%)



資料 千葉県ホームページ 人口動態総覧

(5) 障害のある人の状況

本市の身体障害者手帳*所持者は平成28年3月31日現在で13,184人、療育手帳*所持者2,915人、精神障害者保健福祉手帳*所持者3,124人となっています。合計では19,223人と松戸市民の約25人に1人が何らかの障害を有していることとなります。(図表1-7)

図表1-7

障害者手帳所持者数

(単位：人、各年3月31日)



資料 障害福祉課

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。

身体障害者手帳：視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県知事から交付され、その程度により1級から6級に分かれるものです。

療育手帳：全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。

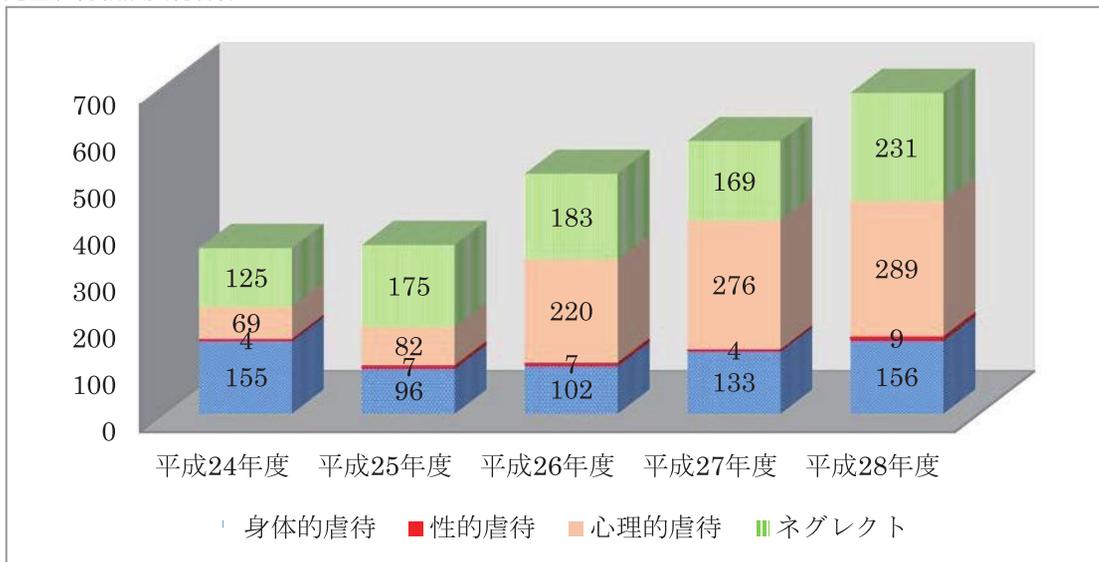
精神障害者保健福祉手帳：精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により1級から3級に分かれています。

(6) 虐待相談件数

【児童虐待】

本市に寄せられる児童虐待の相談件数は、平成28年度には685件となっています。その内訳としては、身体的虐待156件、性的虐待9件、心理的虐待289件、ネグレクト*231件となっています。（図表1-8）

図表1-8
児童虐待相談受付件数

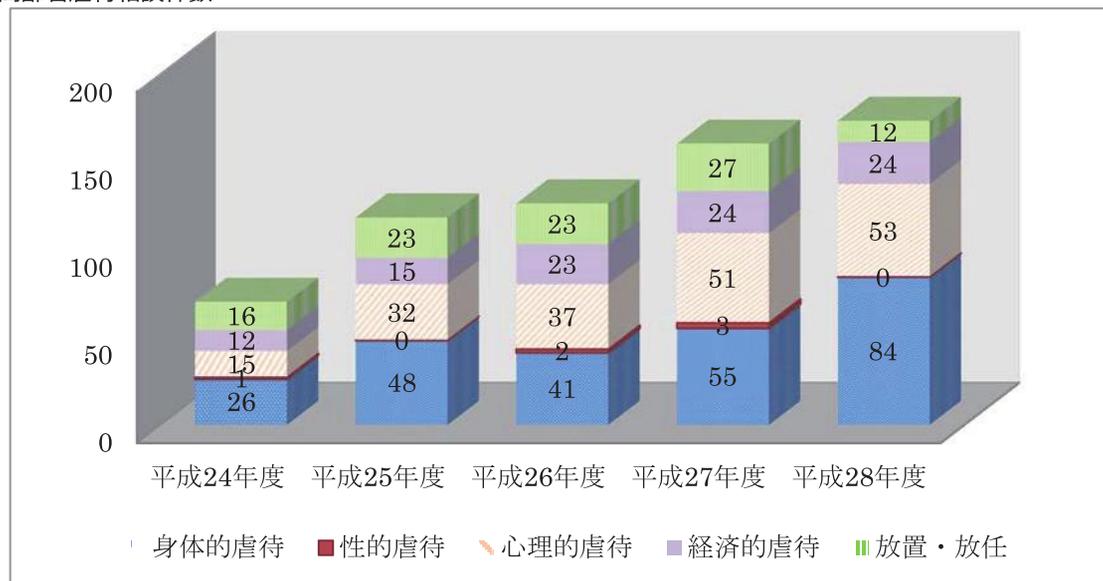


資料 子ども家庭相談課

【高齢者虐待】

平成28年度の相談人数は173人（実人数）で、相談件数は、身体的虐待が84件、性的虐待0件、心理的虐待53件、経済的虐待24件、放置・放任12件（重複あり）となっています。（図表1-9）

図1-9
高齢者虐待相談件数



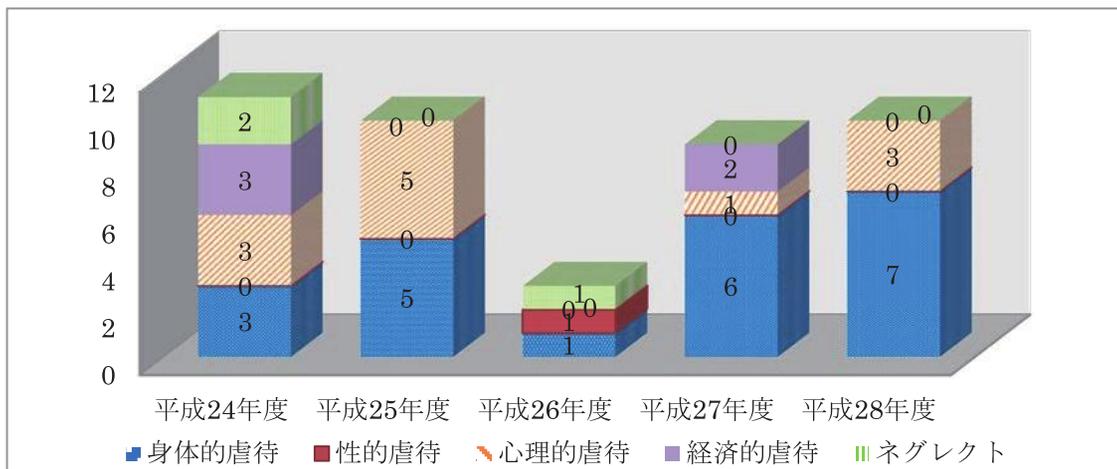
資料 高齢者支援課

*ネグレクト：乳幼児に対する適切な養育を親が放棄すること。例えば子どもに食事を与えない、泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせないなど。

【障害者虐待】

本市では、障害者虐待防止法の施行に伴い、平成24年10月1日から「松戸市障害者虐待防止センター*」を設置いたしました。平成28年度の虐待認定内訳としては、身体的虐待7件、性的虐待0件、心理的虐待3件、経済的虐待0件、ネグレクト0件（重複含む）となっています。（図表1-10）

図表1-10
障害者虐待認定件数



資料 障害福祉課

（7）生活保護の受給状況

平成25年度以前と比較すると、伸び率が鈍化しているものの、生活保護世帯は増加しており、平成29年度では7,293世帯が生活保護を受給しています。生活保護を受給している高齢世帯が増加しています。（図表1-11）

図表1-11
生活保護状況（世帯別類型）
（単位：人、各年4月1日現在）



年度	保護率(%)
平成24年度	18.32
平成25年度	19.10
平成26年度	19.38
平成27年度	19.70
平成28年度	19.89
平成29年度	20.24

(1% = 1/1000 = 0.1%)

資料 生活支援一課

障害者虐待防止センター：障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。

2 第3次地域福祉計画施策の体系

(1) 基本理念 みんなで築く福祉のまち

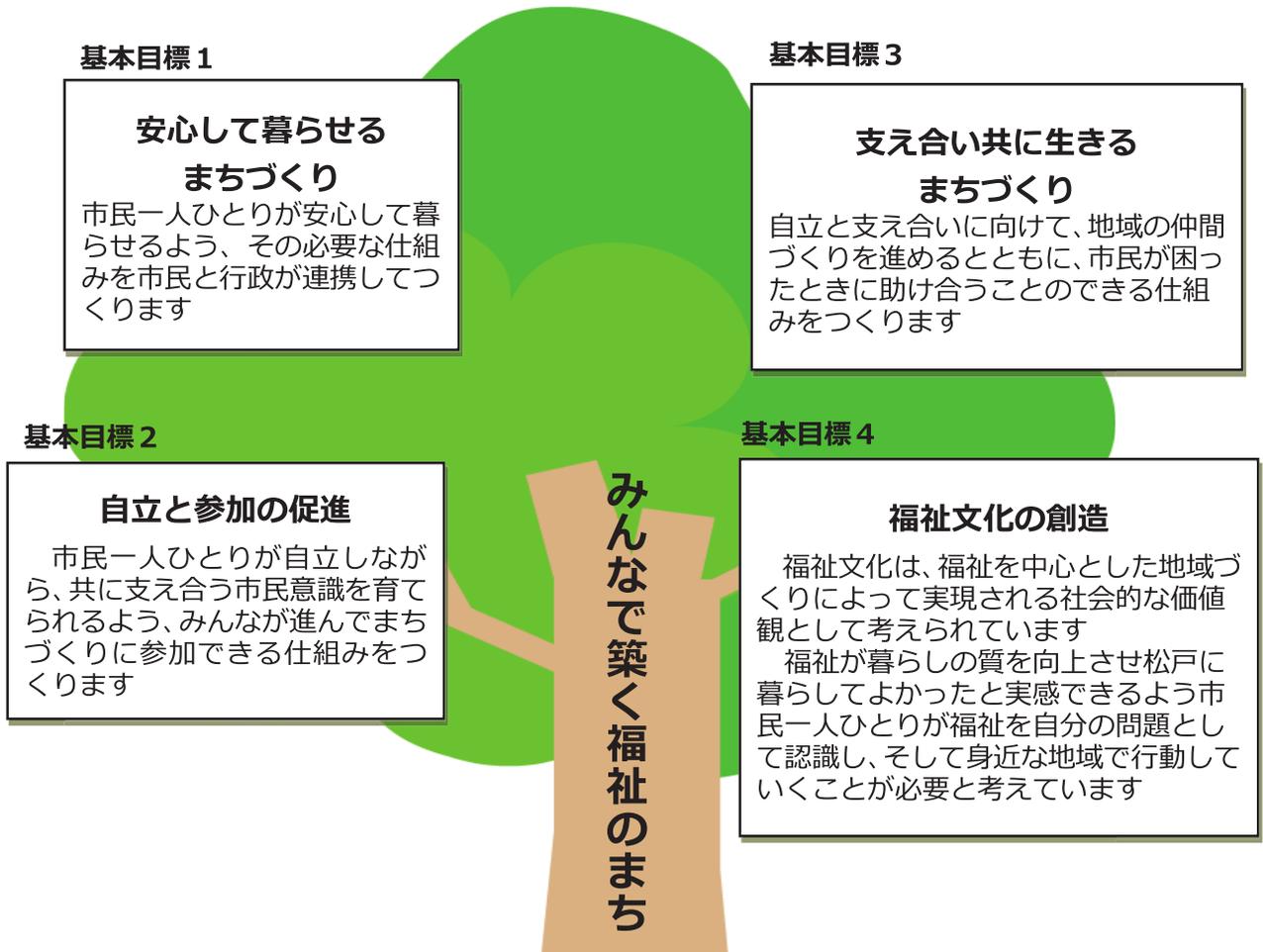
誰もが住み慣れた家庭や地域のなかで、豊かな人間関係や社会関係を基盤として地域の個性を生かしながら、お互い助け合い、支え合う福祉の文化を市民みんなで培い、地域の福祉を推進していく必要があります。

このようにして、計画の基本理念をこれまで通り『みんなで築く福祉のまち』として、地域住民、町会・自治会、地域での市民活動団体、ボランティア、NPO*、さらには市社協や民間の事業者、民生委員・児童委員、行政などの連携と協働によって地域福祉を推し進めます。

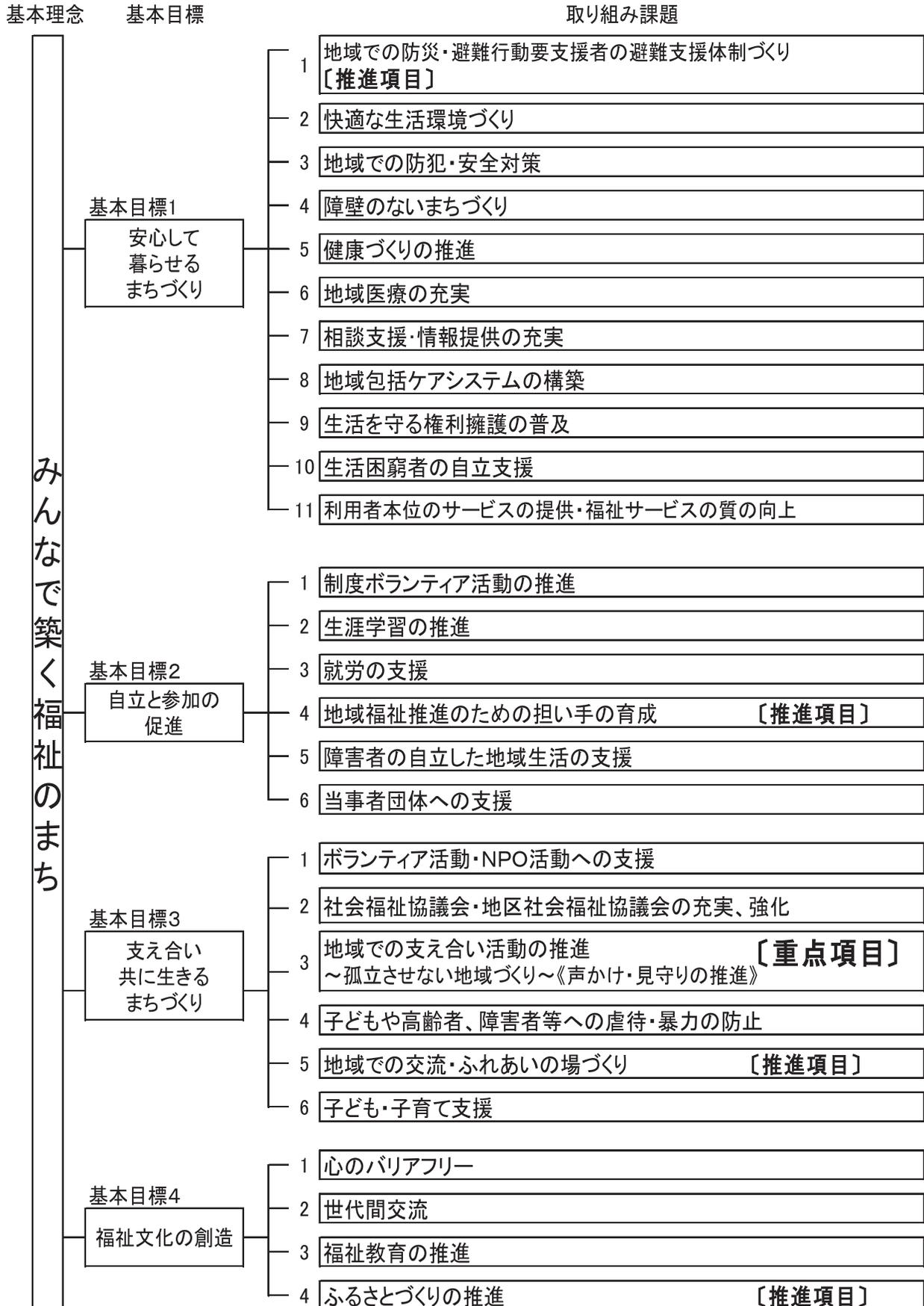
(2) 4つの基本目標

『あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～』

「みんなで築く福祉のまち」の実現に向けて、次の4つの基本目標のもとに、松戸らしい地域福祉の推進を図ります。



地域福祉計画の体系図



3 第3次松戸市地域福祉計画の重点項目

第3次松戸市地域福祉計画では、「松戸市総合計画*」に沿うとともに各福祉分野の計画と整合性を図りつつ、第3次の計画期間内に、特に重点的に取り組む項目を設定して取り組んでいきます。

項目の設定に当たっては、行政における進捗状況調査や地域団体の取り組みの把握、地域福祉計画に関連する市民意識調査、社会福祉協議会での活動の展開等を踏まえながら、国の動向や社会的背景も加味しました。

【見守り・声かけの現状】

松戸市においては、地域での声かけや見守りは、行政だけではなく、社会福祉協議会や地域の方、さまざまな団体、制度ボランティア*などの活動により重層的に行われています。

平成27年3月～5月に市内677の地域団体を対象にしたアンケート調査では、回答数561団体のうち、32.4%が声かけ・見守りの取り組みを行っているという結果でした。

平時からの見守りとして、計画策定当初にはなかった「認知症サポーター」や「オレンジ声かけ隊」による見守り、また「あんしん一声運動」をはじめ、民生委員・児童委員や高齢者支援連絡会の相談協力員等による見守り、市内はつらつクラブ（209団体）による地域児童を含めた見守りや「SOS 黄色いハンカチ」の配布、まつど孤独死予防センターにおける「孤独死ゼロ作戦」の取り組み、地区社協のサロンやふれあい会食会等を通しての見守りも活発に行われています。

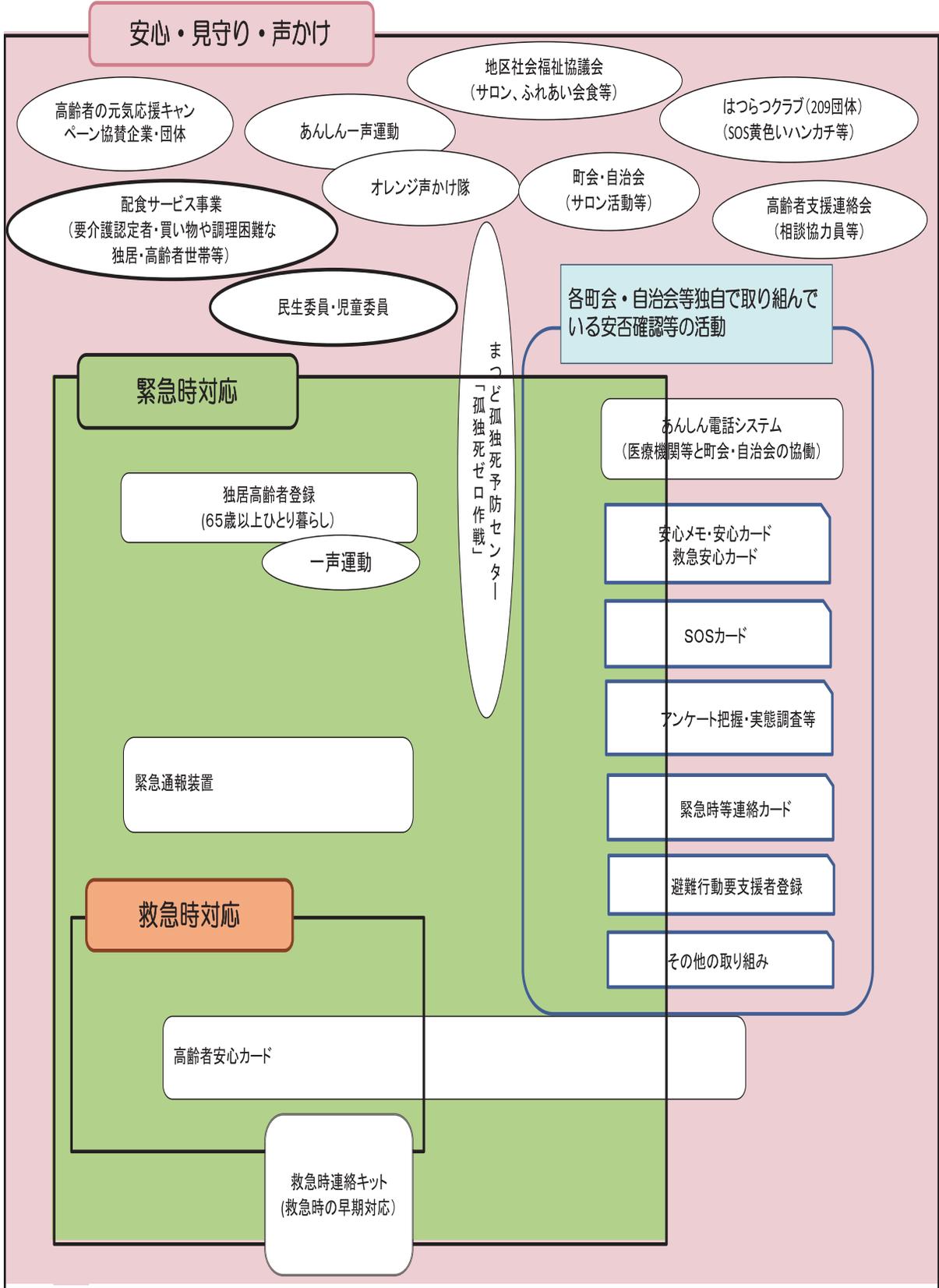
緊急時対応としては、独居高齢者登録者(3,449名(平成29年4月1日付))への一声運動、配食サービス利用者に対する事業者の見守りも行われています。

また、救急時の対応としては、緊急通報装置を活用した独居高齢者に対し、定期的な安否確認連絡、相談受理、緊急時には消防局との連携した対応が行われています。

さらには、子どもの居場所作りとして「子ども食堂」や「T'sルーム*」などがあり、重層的に子どもの見守りも行っています。

* T'sルーム：平成21年度より常盤平地区民生委員児童委員協議会が、子供の居場所づくりとして開催しています。子どもの孤立化やコミュニケーション不足を少しでも緩和するために、子育て家庭や、学校、町会・自治会等の関係団体と連携を図りながら、よりよい「居場所」の提供を目指しています。

高齢者の見守り・声かけの取組みの現状（イメージ）



常盤平団地孤独死ゼロ作戦（4つの課題）

1. 孤独死を発生させる社会的背景

- ① 高齢化の進展とひとり暮らしの増加、② 都市化に伴う近隣関係の希薄化、③ 核家族化の普遍化、④ 長期不況とリストラ、失業

2. 孤独死の実態把握

- ① ひとり暮らしの実態把握と「あんしん登録カード」集約、② 事例を深く知り、学んで生かす（事例研究）、③ サービス制度、システムの活用

3. 8つの対策

- ① 孤独死した場合、早期発見・早期対応、② 65歳以上ひとり暮らし「あんしん登録カード」の呼びかけ、③ ひとり暮らしへの対応（訪問、助け合い、見守り活動、安否確認、各種サービス制度の紹介、介護保険の活用等）、④ 「通常時」及び「緊急時」の通報ネットワークの活用、⑤ 「向こう三軒両隣」の呼びかけ（地域コミュニティの推進）、⑥ 福祉よろず相談業務の充実、⑦ 関係団体との連携、⑧ 行政との協働と役割分担

4. いきいき人生への啓蒙、啓発

- ① 地域福祉の事業活動への住民参加、② 「いきいきサロン」の運営と住民の利用、③ 「とじこもり」をなくし、出会いの奨励、④ 「あいさつ」運動の呼びかけ、⑤ 仲間づくりへの配慮、⑥ ユーモア感覚の開発と「笑い」の効用研究、⑦ 配偶者を亡くしたあとの「立ち直り」への励まし、⑧ 「死への準備教育」の研究（死をタブー視しない）、⑨ 「快食」「快便」「快眠」の奨励、⑩ その人に見合う運動、スポーツの実行、⑪ 日常の生活習慣の改善、⑫ その他

※常盤平団地「孤独死ゼロ作戦」のとりくみ10年間のまとめ
常盤平団地地区社会福祉協議会発行より

誰もが、日々の暮らしの中で、常に何らかの問題を抱え、個人の努力や家族、友人、近隣、ボランティア活動などの助け（「自助・共助」）や行政が担う福祉サービス（「公助」）によって、課題を解決しています。地域社会を構成する一人ひとりの市民をはじめボランティアやNPO、各種の団体、行政がお互いに連携・協力して、「地域での支え合い」（共助）の拡大を推進することが求められています。

第3章

地域福祉社会の展望

重点項目 地域での支え合い活動の推進 ～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》

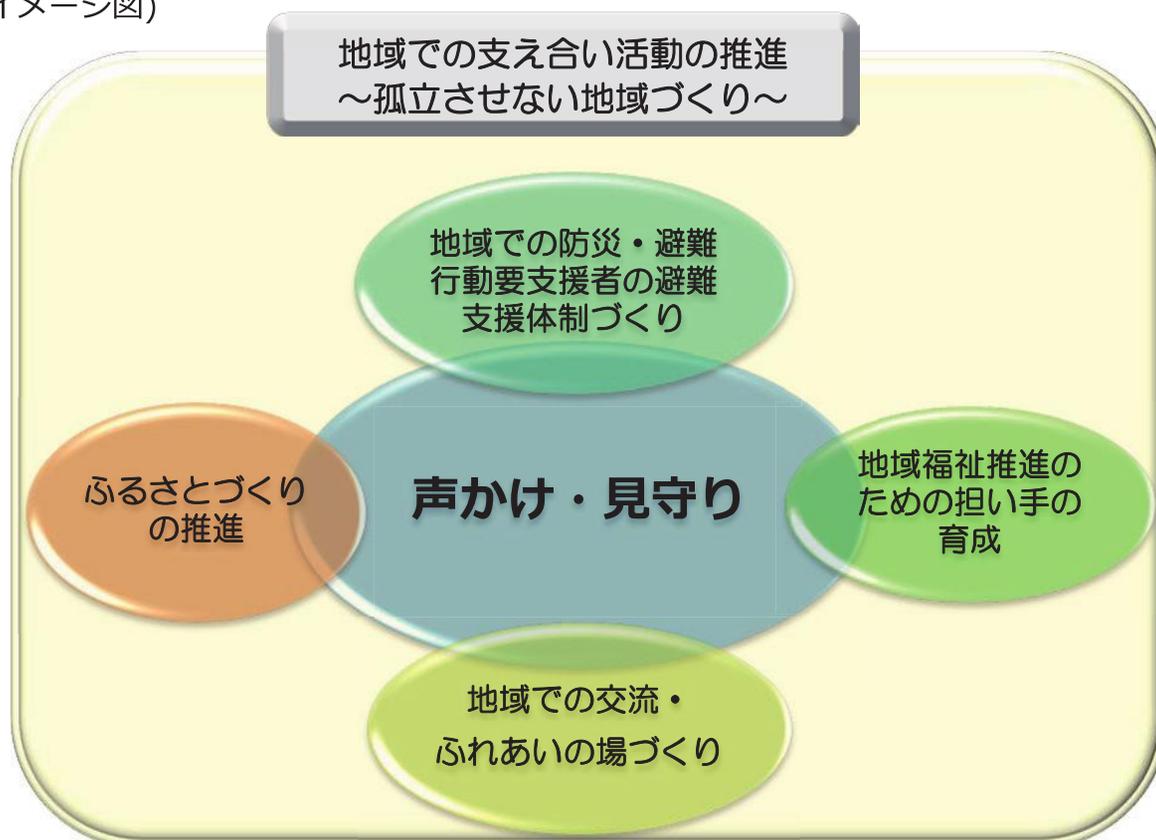
参加と支え合いのまちを目指し下記についても推進していきます。

- 推進項目1 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり
- 推進項目2 地域福祉推進のための担い手の育成
- 推進項目3 地域での交流・ふれあいの場づくり
- 推進項目4 ふるさとづくりの推進

第3次松戸市地域福祉計画でも、特に重点的に取り組む項目を「地域での支え合い活動の推進～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》」としました。

また、引き続き「地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制*づくり」、「地域福祉推進のための担い手の育成」、「地域での交流・ふれあいの場づくり」、「ふるさとづくりの推進」についても、4つの基本目標のテーマ「あなたが主役～参加と支え合いのまちを目指して～」を推進する項目としました。

(イメージ図)



 避難行動要支援者避難支援体制：災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。

第3章

地域福祉社会の展望

〔推進項目2〕 地域福祉推進のための担い手の育成

地域の支え合い活動を推進するために担い手の育成を推進していきます。

施策の方向性

- 生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援
- 個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援
- シニア交流センターのさらなる周知と活用
- 千葉県(生涯大学校)との連携により、人材育成と地域活動の場の提供
- パートナー講座の活用

〔推進項目3〕 地域での交流・ふれあいの場づくり

高齢者だけでなく、障害のある人や子育て中の親など、自宅に閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽にあつまり、仲間づくりができるような居場所づくりを推進していきます。

施策の方向性

- 地域でのイベントなどの住民の参加促進
- 地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用
- 松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進
- 地区社協・NPO団体・民間事業者などによる、ふれあい・いきいきサロン等の地域での交流・ふれあいの場の充実
- 障害のある人との交流の促進

〔推進項目4〕 ふるさとづくりの推進

地域での人と人とのつながりを深めるさまざまな交流（地域における伝統芸能の継承、昔遊びなど）、地域で行われているお祭りや盆踊り、運動会などの行事やイベントなどを通し、ふるさとづくりを推進していきます。

施策の方向性

- 芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援
- 地域の歴史文化遺産の保護と啓発
- 新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成



(常盤平さくらまつり)

第3章

地域福祉社会の展望

第4章

基本目標1

安心して暮らせるまちづくり

～困ったときは、誰もが助け合える地域に～

取り組み課題

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり【推進項目】
2. 快適な生活環境づくり
3. 地域での防犯・安全対策
4. 障壁のないまちづくり
5. 健康づくりの推進
6. 地域医療の充実
7. 相談支援・情報提供の充実
8. 地域包括ケアシステムの構築
9. 生活を守る権利擁護の普及
10. 生活困窮者の自立支援
11. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上



【東漸寺】

1481年に建てられた寺で、春には樹齢300年のしだれ桜がきれいに咲きます。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

1. 地域での防災・避難行動要支援者の避難支援体制づくり

現状と課題

- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりの一環として、災害時に「自力で避難できない方」（要支援者）を地域で支援する避難支援体制の整備に取り組んでいます。
- 平成23年3月11日、マグニチュード9.0の巨大な地震による東日本大震災が発生し、大規模地震と津波により、多くの要支援者が犠牲になりました。また、近年、台風・豪雨など、予知しえない水害も多く発生し、そのような突然の災害によって、要支援者は、より厳しい状況に置かれがちです。
- 誰もが安全で安心して松戸で暮らせるよう日頃から地域の助け合いを促進し、災害時、少しでも被害を減らせるよう地域で要支援者の情報を共有することが課題になっています。そのために、誰もが、まず、自分の命を自分で守る「自助」という視点を持って、要支援者自身もその家族などとともに、日頃から災害に備えることが大切です。
- 要支援の方も避難経路の確認や非常時の持出品の準備や家屋の耐震改修、家具の固定などといった身の回りの安全対策を行うとともに、近所の人とあいさつや声かけなど地域活動に出来る限り参加して、地域の人に知ってもらうことも大変重要な防災対策です。
- 福祉避難所*の開設にあたって、市はマニュアルを作成し、総合防災訓練で設営訓練などを行っています。また、市内の県立特別支援学校、特別養護老人ホームと福祉避難所の協定を締結し、開設運営方法についての協議も行っています。
- 災害時の情報伝達方法として、防災行政用無線、広報車、安全安心メール、登録制メールなどがありますが、いざという時に公的な情報伝達だけでなく、地域住民による情報伝達も重要です。公的な情報伝達手段の拡充とともに、避難行動要支援者名簿を活用した地域住民による情報伝達体制の構築が必要です。

福祉避難所：災害発生時に高齢者・障害者など特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所のことです。

施策の方向性

○防災対策の推進

- 今後の発生が予測される東京湾北部地震を想定し、また東日本大震災以降の新しい知見も取り入れ、平成26年度に「松戸市地域防災計画」の修正を行いました。今後も市民が安心して生活できる災害に強い安全で安心できるまちづくりに向けて防災対策に取り組んでいきます。

○自主防災組織^{*}単位での知識・情報提供等の取り組みによる防災意識の向上

- パートナー講座や防災講演会の開催など、一人でも多くの市民が防災知識を身に付け、防災意識が向上するよう取り組んでいきます。

○実践的な防災訓練の実施

- 市が主催する総合防災訓練で、避難所運営訓練やトリアージ^{*}訓練を行うなど、より実践的な訓練となるよう取り組んでいきます。
- 自主防災組織の訓練や行事などは、若い方から高齢の方まで、幅広い年齢の方々の参加が重要ですので、参加促進を図っていきます。

○自主防災組織の結成の促進、充実強化

- 本市の自主防災組織は、平成29年1月1日現在で、301団体結成されています。
- 自主防災組織未結成の町会・自治会へ結成を促すとともに、自主防災組織が防災資器材を購入する際の費用を補助します。

○避難行動要支援者名簿の活用の促進

- 本市では、災害時の支援として、「松戸市避難行動要支援者支援基本方針」に基づき、要介護認定3・4・5の方、身体障害者手帳^{*}1・2級、療育手帳^{*}A以上、精神障害者保健福祉手帳^{*}1級の方、65歳以上で1人暮らしの方などのうち、避難行動要支援者として登録を希望する方を対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成しました。
- 地域で、支援する方と支援が必要な方のマッチングが行われ、平時の避難訓練、見守りに活用されるよう働きかけます。



(地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～)

トリアージ：災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○家具の転倒防止を行う ○あいさつや声かけを行い、地域活動に参加・協力する ○住宅の耐震診断を受ける ○防災知識を身に付ける ○防災グッズを用意する ○非常用の水や食べものの準備をしておく ○避難所、避難経路を確認する 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に配慮が必要な人の把握に努める ○災害時の安否確認、避難誘導の体制づくりに努める ○自主防災組織を立ち上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動要支援者避難支援体制*の充実、名簿活用の促進 ○福祉避難所の整備 ○「松戸市地域防災計画」の推進 ○防災訓練の実施 ○自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 ○防災対策の啓発

ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者の方へ ~災害にそなえて地域で情報共有を進めましょう!~

松戸市避難行動要支援者名簿登録の申請について

松戸市避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生したときに、**高齢の方や障がいをお持ちの方(避難行動要支援者)**で、**一人で避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、あらかじめ市の名簿に登録していただく**ものです。

※登録した情報は、災害時等に地域の中で速やかに避難や安否確認等が行われるよう、市と町会・自治会など避難を支援する人の間で共有します。

名簿登録の対象となる方は？ ※施設に入所されている方は対象となりません

- 介護認定者の方 (要介護3・4・5)
- 障がいのある方 (身体障害者手帳1・2級、他)
- 一人暮らしの高齢の方 (65歳以上)

※また、対象となる方以外にも事情により支援が必要な方は登録が可能ですので、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

登録するには？ ▶ 下記の問い合わせ先にご連絡ください。

※ご希望の方には申請書を郵送いたしますので、必要事項を記入の上、ご返送ください。また、申請書はホームページからもダウンロードできます。

市担当課/問い合わせ先 松戸市役所 〒271-8588 松戸市根本387-5

登録申請書に関するご提出及び保管先	地域福祉課	TEL 366-3019 FAX 366-1392 メールアドレス mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp
防災行政全般に関する問い合わせ先	危機管理課	TEL 366-7309 FAX 368-0202 メールアドレス mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp

~ 全ての人を柔らかく包みこむ 優しい都市 松戸市 ~ 松

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

2. 快適な生活環境づくり

現状と課題

- 市民が暮らす「地域」は、生活の潤いや安らぎを感じたり、生きがいを見出したりする大切な拠点であり、その居住性の充実は、地域に誇りと愛着をもたらし、住んでいるまちを大切に思うことにつながります。「松戸市環境計画」では、目指す地域の姿として「人と生き物が共存しているまち」「健康な日々を過ごすための環境が整ったまち」「地球環境にやさしいまち」を掲げています。
- 生活環境では、昭和48年に松戸市地区衛生組織連合会として設立された団体が、平成9年から、地域のより快適な環境づくりを目指し、名称を松戸市地区環境美化組織連合会に変更し、加入する町会・自治会の環境美化活動事業を支援・推進しています。事業内容としましては、清掃器具共同購入事業、環境美化啓発用看板作製・配布事業、広報誌発行事業などを実施しています。
- 家庭ごみの収集では、「家庭ごみ訪問収集事業」としてごみ出しの困難な世帯への戸別収集も実施されています。
- 住環境は、高齢者の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、障害のある人のグループホームなど多様な施設の整備が進み、地域で暮らす環境が拡充されてきています。こうした住宅には、障害者や高齢者と健常者とが分け隔てなく最初から、だれにでもやさしいアクセシビリティ^{*}や使いやすさに配慮した浴室やトイレの設置がされつつありますが、今後も充実が求められています。(ユニバーサルデザイン^{*})
- 住人の高齢化により、ライフスタイルの変化にミスマッチが生じ、住まい（特に借家）に対して段差の解消、手すりの取り付けなど高齢者対応が不足していることや所有者等が死亡したり、経済的な事情等から家の管理を十分に行うことができないために空家が生じることで、住環境への悪影響が懸念されています。高齢者の住まいは、持ち家が主体であるものの借家も多く占めており、低所得者、被災者、障害者など住宅の確保に配慮の必要な方が増加しています。これらの住宅要配慮者の増加に対応するため、住宅に関するセーフティネット機能も重要です。

.....
^{*}アクセシビリティ：年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
^{*}ユニバーサルデザイン：あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。

- 私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるペットの存在ですが、近年、近隣住民からの相談の対象になるケースも見受けられます。マナー向上や飼い主のいない猫を減らしていくことが課題となっています。
- 市民の身近な自然環境では、文化交流拠点でもある21世紀の森と広場、健康遊具も備えた公園や日本の音風景100選の矢切の渡しのある江戸川の水辺に設置された水辺の健康エコロードなど市民が自らの健康づくりにも役立てることのできる公園や水辺空間などが整備されてきました。今後も心身のリフレッシュや健康増進等のために、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然環境を身近に感じられる取り組みが必要です。

施策の方向性

○まちの美化活動への市民参加の促進

- 緑の愛護団体の皆さんが道路、河川、公園等の公共用地を利用して、緑化活動を実施しています。
- 春と秋の「市民ぐるみでクリーンデー」に多くの市民が参加して、まちの美化に努めています。
- 次の世代を担う子どもたちが、環境問題に興味を持ち、活動していくことは、快適なまちづくりの第一歩となるものです。市では、環境関連の学習として学校内で実施できる「環境学習出前講座」を紹介しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみを減らす ○ごみの分別の徹底 ○飼い主のマナー向上 ○地域猫活動*に協力する ○ごみを持ちかえる ○マイバッグを活用する ○家屋の省エネ化等 ○エコドライブの推進 ○省エネ家電への買い替え 	<ul style="list-style-type: none"> ○花壇づくりなどの緑化活動 ○里やま活動への参加 ○公園の清掃 ○ごみ集積所をきれいに保つ ○クリーンデー等に参加する ○気候変動の影響への対応策 ○クリーンエネルギー車、カーシェアリング*の普及 ○事業所は温室効果ガス削減に取り組む ○地域猫活動を理解し、取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市緑の基本計画」の推進 ○3R（ごみの発生抑制・再利用・再生利用）の推進 ○「ごみ処理基本計画」の推進 ○「松戸市地球温暖化対策実行計画」の推進 ○地域猫活動の啓発・支援をする

地域猫活動：地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行い、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。

カーシェアリング：1台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて1台の自動車を利用するものです。

取り組み課題

3. 地域での防犯・安全対策

現状と課題

- 地域の安全を守るためには、「地域の安全は地域住民が守る」という意識を市民一人ひとりが持ち、まず地域の中でできることから始めることが重要です。同時に、市民と事業所及び市、警察が連携して、防犯活動を行う必要があります。また、そのような活動は、地域の人と人とのつながりに支えられ、活動を通して地域のまとまりや新たなつながりを生み出します。
- 本市の刑法犯罪認知件数（警察が発生を認知した件数）は平成 11 年から 14 年まで 13,000 件台と高い水準にありましたが、その後、減少し続け、平成 23 年には 6,224 件となりました。平成 24 年には若干の増加が認められたものの、その後は更に減少を続け、平成 27 年には 4,792 件となりましたが、平成 28 年は 5,107 件と増加傾向にあります。犯罪の種類としては、自転車などの乗物の盗難、ひったくり、空き巣などの窃盗犯が全体の約 8 割を占めており、高齢者が被害者となりやすい電話 de 詐欺等を含め、今後も犯罪の被害を未然に防ぐための取り組みが求められています。
- 本市では、平成 19 年 4 月に「松戸市セーフティーネットワーク」から「松戸市警防ネットワーク」に改組し、地域の犯罪を抑制するため防犯体制をより強化しています。また、子どもたちが不審者などにあった時に逃げ込める「こども 110 番の家」のプレート設置協力者は 2,399 件（平成 29 年 3 月末現在）あり、子どもたちが安心して暮らせるためには地域の方の協力が不可欠です。平成 29 年 3 月に本市児童の命が奪われる大変痛ましい事件が発生したことに伴い、これまでの取り組みとともに、事件の再発防止のため更なる取り組みの強化を進めています。犯罪の防止だけでなく、交通事故の防止については「松戸市交通安全計画^{*}」のなかで、交通弱者（高齢者、子ども等）の関係する交通事故が増加傾向にあることを重視すべき視点としています。
- 国全体では犯罪件数が減少傾向にあるものの一度罪を犯してしまった人の再犯率が一貫して上昇していることから、平成 28 年 12 月に「再発の防止等の推進に関する法律」が施行され、国とともに地方自治体が更生保護の観点から、再犯防止等に関する施策を講じる責務が求められています。

松戸市交通安全計画：交通安全対策基本法第 26 条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

施策の方向性

○市民、事業者及び市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する

- 日常生活における身近な犯罪は、各自が防犯の意識をしっかりと持つと同時に、市民、事業者、市が警察と連携協力して防犯活動を効果的に実施する必要があります。
- 高齢者の安全確保のため、各地域の活動を活発化させ、効果的な活動を行うよう努めていきます。

○犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進する

- 国、県などの動向を見据えながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰支援策の検討を行い、松戸地区保護司会とともに関係団体や機関と犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進していきます。



(平成28年度 社会を明るくする運動「講演会とコンサート」)

○子どもたちが安心して暮らせるための取り組みの推進

- 「こども110番の家」や地域やPTAなどの学校関係者による登下校中の見守り活動を継続するとともに、不審者情報等を迅速に市民に伝えるため、携帯電話等を活用した市民への情報提供についても継続します。

○安全で快適なまちづくり条例に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止

- 犯罪や迷惑行為が起こらない住みやすいまちをめざして、「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づき、公共の場所でのポイ捨て、落書き、客引きなどを禁止するとともに、重点推進地区内で過料徴収を行っていきます。

○交通安全対策の推進

- 交通事故が市民の身近な地域で発生していることから、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要です。
- そのため、「自分の身は自分で守る」といった、自主的に安全な行動を実践できるような交通安全教育を推進し、子どもが安全に遊べる場所の確保整備を推進していきます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○路上喫煙をしない ○振り込め詐欺や悪質な訪問販売に注意する ○犯罪に巻き込まれない知識を子どもに伝える ○声かけをする ○ひったくり防止の自転車かごカバーを活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○防犯組織を立ち上げる ○防犯灯を設置する ○登下校時の見守り、誘導 ○防犯ボランティア活動の実施 ○「こども110番の家」のプレートを設置する ○再犯防止に向けた啓発活動等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市安全で快適なまちづくり条例の推進 ○「松戸市交通安全計画」の推進 ○防犯灯の設置を支援する ○携帯電話等を活用した市民への情報提供 ○悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 ○青色灯のパトロールカーでの防犯活動の継続 ○再犯防止に向けた啓発活動等を推進する ○ドライブレコーダーや防犯カメラの増設 ○青パトによる自主防犯パトロールで使用した燃料の補助



(悪質商法・消費者被害等に関する情報提供 例)

(第66回「社会を明るくする運動」松戸地区作文コンテスト表彰式)

取り組み課題

4. 障壁のないまちづくり

現状と課題

- ベビーカーを利用中の方、妊婦、高齢者や障害のある方などが、安全で安心して外出しやすい環境を整えるためには、市内の公共施設や道路、交通機関の歩行者優先の整備、わかりやすい案内、手助けしてくれる支援者など様々な配慮が必要です。
- 建物のバリアフリー*化とともに、社会活動への参加につながる心のバリアフリー*、情報を得る機会を保障する情報のバリアフリーなど、ソフト面でも障壁を作らない、取り除いていく取り組みも大切です。障害者差別解消法の施行もあり、「合理的配慮」が明記され、障害のある人の個別の困難に気付き、支援していくよう求められています。
- 情報のバリアフリーでは、障害のある方のために、点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信など、必要とする人が誰でも自由に利用できる情報となることが求められます。
- 急速な高齢化が進む中、高齢者や障害のある方々や子育て世代も含めて、誰もが安心してスムーズに移動できるよう歩行空間の整備が進められていますが、放置自転車が歩道を塞いだり、IT化された（切符を買う、ATM、セルフレジなど）様々な窓口での対応の困難さなどもあり、安心して移動できる歩行空間ネットワークづくりが課題となっています。今後も、全ての地区でバリアフリー化するためには、引き続き段階的に整備を計画し、実施することが必要です。
- 市内には6本の鉄道路線と23の駅と約250のバス停があり、都内へのアクセスがよく公共交通の利便性の高いまちとなっていますが、今後、高齢化がますます進む中で、バス停留所までが遠かったり、高低差のある地形などにより、交通を不便に感じる人が増加することが予想されます。
- 公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害者の移動をサポートする福祉有償運送*事業の利用者は、年々増加しています。

.....
バリアフリー：高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。

福祉有償運送：NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。

施策の方向性

<p>○情報のバリアフリーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 点訳や音読、手話やホームページ・Eメール・FAX送信などの活用や誰でもわかりやすい表現での情報発信に努めます。
<p>○認知症サポーターを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 認知症についてより正しく理解した人を増やし、認知症への偏見等のバリアを取り除くことが必要です。 ➤ 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。 ➤ 市職員は認知症サポーター養成講座を受講します。
<p>○松戸市交通バリアフリー基本構想*に基づき、バリアのないまちづくりを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 重点整備地区内の整備を中心に推進します。
<p>○鉄道駅へのエレベーターの設置を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 鉄道駅のホームから地上（改札を經由）までの段差をエレベーターまたはエスカレーターで解消し、車いす利用者などが円滑に移動できる経路を1駅に1経路以上の整備率100%を目指します。
<p>○放置自転車については、買い物客の放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午前中の通勤客による自転車の放置は減少してきていますが、買い物客による放置自転車が多くなる午後にも自転車の撤去を展開して啓発を行います。
<p>○福祉有償運送事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 福祉有償事業の立ち上げや運営のための相談・指導を行い、事業の周知を図ります。

認知症サポーターについて

例えば、認知症の人が困っている様子が見えたら「何かお手伝いすることはありますか」と一声かけてみます。たとえ、具体的な援助はできなくても理解者であることを示すことができます。一人ひとりが違うように、対応は一様ではありません。そのことを頭に置きながら自分たちに何ができるかを考えていきましょう。

松戸市交通バリアフリー基本構想：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成28年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○違法駐車・違法駐輪をしない ○電車・バスで席を譲る ○子ども・高齢者・認知症や障害のある人等について理解を深める ○声かけをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は駐車場・駐輪場を整備する ○事業者施設のバリアフリー化 ○道路の清掃 ○看板、商品を道路に置かない 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市交通バリアフリー基本構想」に基づく施策の推進 ○放置自転車等の撤去、啓発 ○路上障害物撤去の指導 ○誰もが利用しやすい情報発信の工夫 ○認知症サポーターを増やす

●広報まつど 2016年(平成28年)5月15日

松戸駅西口デッキの整備が始まります

問街づくり課 ☎366-7376

松戸駅西口デッキの **エレベーターの設置**・**エスカレーター①の設置**・**階段の付け替え**は、平成28年度に工事着手し、平成30年度中頃の整備完了を目指します。

また、**エスカレーター②の設置**・**デッキの屋根の設置**・**デッキの開口部の一部塞ぎ**については、JR東日本による松戸駅舎のバリアフリー整備工事と施工時期を調整し、整備を実施します。その他、タクシー乗り場やバス停、一般車両の通行形態の変更も併せて予定しています。



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

5. 健康づくりの推進

現状と課題

- 地域で活力のある生活を送るための基盤となるのは、「健康」であり、地域福祉の推進においても大切な視点です。まず「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい生活習慣を築くことが大切です。
- 平成26年度に「松戸市健康増進計画（健康松戸21Ⅲ）^{*}」を策定し、「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を目指し、健康診査・各種検診の受診勧奨とともに、喫煙対策やロコモティブシンドロームの予防などを推進しています。
- 平成28年7月から「まつど健康マイレージ」がスタートしました。各種健(検)診や健康に関するイベントへの参加、健康に配慮した店舗等を利用することでマイル(ポイント)が貯まり、特典の抽選に参加できます。健(検)診の受診率の向上、自分自身の健康づくりのきっかけとなることを目的として、事業を推進しています。
- 現代社会においては、バランスを考えた食事をとっていない方、友人、家族と食事を楽しむ機会が少ない方など、食に関する課題を抱える人が増えています。心身の健康の増進には市民が食育への関心を高め、食に関する課題を改善する必要があるため、松戸食育まつりなどのイベントへの出展や、一日の食事の摂取量がイラストで示された「松戸版バランスガイド」などの配布を行い、普及活動を推進しています。
- こころの健康づくりは、全ての世代で周囲の人に相談したり、自分にあったストレス解消法を実践し、職場や学校だけでなく、地域の中でどのように支え合っていくかが大切な取り組みとなります。自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っていますので、「身近な人への変化」に気づいたら声かけや見守りなど地域ぐるみで行うことが大切です。また、高齢期の特徴として、これまでの人生経験を生かし、地域との関わりをもち、地域で活躍することがこころの健康づくりに有効です。
- 松戸市医師会では、「地域や行動変容」「リビングウイル」「人と人とのつながり」「かかりつけ医」をキーワードとして「受けた授業の内容を大人に伝

えること」を宿題に課す形で、親世代、祖父母世代にまで波及効果を及ぼすことを考え、小中学生を対象に健康に関する出前講座「まちっこプロジェクト」を「認知症」をテーマとして開催しています。健康の意義を語り合う場が生まれるために貴重な取り組みとなっています。

- 松戸市の認知症の人数は、要支援・要介護認定者の認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる状態）で、11,167人（平成29年4月1日現在）です。この中で、65歳以上に占める割合は9.1%となっており、65歳以上の約10人に1人が認知症という状況です。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による認知症有病率による推計から、松戸市の認知症の人は、2万人に近い方が認知症であると推計されます。

- 平成27年度より、高齢者のみなさまが元気を維持増進していただくために、企業・法人・団体等、地域に関わるあらゆる人々が応援しようという共通認識を高め合うことを目的に「高齢者の元気応援キャンペーン」を開始いたしました。



(集まれ！秋の健康まつり)



(松戸市食育かるた)

そ
育そつて
る
あじさいねぎが
本ほん土と寺じで

施策の方向性

○松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）の推進

- 「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念に、「健（検）診」「喫煙対策」「ロコモ予防」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「歯・口腔の健康」など、健康づくりの要素となる 10 の分野の課題に取り組みます。
- 「健康松戸 21 応援団」を平成 28 年 3 月に創設し、市民の健康づくりを応援しています。
- 「まつど健康マイレージ」で健康づくりの「きっかけ」「定着」「継続」を推進します。

○（個人の）健康診査・各種検診の積極的な受診を推進

- 定期的に健康診査・各種検診を受け、積極的に自分の健康状態を把握し、自分の健康を自分で守る努力が必要です。特に、勤務先での受診機会がない人や自営業者などは未受診の人が比較的多いので、市が実施している健康診査・各種検診を受診するよう推進していきます。

○自殺対策の取り組みを推進

- 「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）」策定にあたっての市民アンケート調査（平成 25 年 10 月）では、「健康状態」が良いという市民は約 7 割ですが、「悩みやストレス」があるという市民も約 6 割います。
- 平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正により、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、今後、（仮称）松戸市自殺対策計画を策定し推進してまいります。
- 自殺の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭の問題などが複雑に絡み合っています。「いつもの自分と違う」と感じたり、「身近な人の変化」に気づいたら、誰かに相談したり、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。
- 「心の健康（自殺対策）」として、心の健康づくりに関する情報や知識を普及します。また、地域で見守るゲートキーパー等を育成、支援します。

○介護予防事業の推進

- 高齢になっても元気で自立した生活が送れるよう普及啓発や地域活動の支援などを行う一般介護予防事業を充実し、高齢者が自ら取り組める事業を推進するとともに、生活機能が低下してくる高齢者には早期の機能改善・回復ができる短期集中予防サービスを実施していきます。
- 生活機能を維持、改善し、要支援・要介護状態になることを防ぐために、介護予防事業を行政、民間で連携して実施します。

○認知症対策の推進

- 認知症の症状がある人は、高齢化により年々増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。「認知症を予防できる街・まつど」「認知症になっても安心して暮らせる街・まつど」を目指して、関係機関との連携、支援やネットワークづくりを念頭に置き、認知症の本人や支える家族が何を望み、何に困っているのかという視点に立ち、認知症対策を推進していきます。

○食育についての継続的な情報発信と、ライフステージに応じた取り組みの継続的な推進

- 本市では多岐に渡る食育関連事業を展開してきました。今後もライフステージに応じた食生活の実践を推進していきます。
- 平成 28 年に実施しました食育アンケート結果では、市民の食育に対する周知度・認知度は 9 割と高いものの、若い世代への働きかけが課題となっています。
- 食への感謝の念や理解を深め、生産者と消費者相互の交流を促進することで地域社会の活性化や地球環境にも配慮した食育を目指し、継続的な情報発信に努めます。

「松戸市健康増進計画（健康松戸 21 Ⅲ）」について



健康松戸 21

マスコットキャラクター

「けあら」

本市では、国や県の健康増進計画を受けて、平成 26 年 11 月に「健康増進計画（健康松戸 21 Ⅲ）」を策定いたしました。健康寿命の延伸・健康格差の縮小を基本目標とし「市民が主役！自ら取り組み、地域で共に支え合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり」を基本理念として取り組んでいます。計画推進のため、平成 28 年 7 月からまつど健康マイレージを開始し、健康松戸 21 応援団とともに健康づくりの普及啓発を進めています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健康診査を受診する ○自らの健康は自ら管理する意識を持つ ○バランスのとれた食事・適度な運動と休養など望ましい生活習慣を心がける ○自分にあったストレス対処法を見つける ○たばこの害を正しく理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した医療・健康講座等の開催 ○事業者はこころの健康（自殺予防）への取り組みや受動喫煙防止に努める ○見守り、声かけをする ○地域活動を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「松戸市健康増進計画（健康松戸 21Ⅲ）」の推進、実行 ○健康診査などの受診率の向上 ○自殺対策の推進 ○介護予防及び認知症予防の事業を実施 ○食育の推進

「ゲートキーパー」について

身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。本市では自殺を防ぐため、市民の方を対象に平成 23 年度よりゲートキーパー養成講座を開催し、平成 28 年度末までに 1,500 人以上の方に受講していただいております。平成 25 年度からはパートナー講座としてもゲートキーパー養成研修を位置づけており、更に見守りの目を増やしていきます。

受動喫煙・副流煙について

たばこの煙には、喫煙者が直接吸い込む煙＝「主流煙」と火のついた先から立ち上る煙＝「副流煙」があります。たばこのフィルターを通らない「副流煙」には、喫煙者本人が吸う「主流煙」より高濃度の有害物質が含まれています。

たばこを吸わなくても周囲に喫煙者がいると副流煙を吸ってしまうことになり、これを「受動喫煙」といいます。吸わない人も、自分の意志とは関係なく、喫煙している状態になります。受動喫煙の害で年間 1 万 5 千人が死亡していると推計されています。（平成 28 年国立がんセンター発表）

松戸市では、松戸市健康増進計画において受動喫煙ゼロを目指しています。家族や友人、職場の同僚にも禁煙を勧め、受動喫煙のない安全で快適、健康なまちづくりを目指しましょう。

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

6. 地域医療の充実

現状と課題

- 誰もが安心して生活するため、地域医療の充実は欠かすことができません。
- 子育て世代にとって安心して子どもを産み育てるため、小児医療の充実や体制の整備は、必要不可欠な基盤となります。夜間にお子さん（中学校 3年生まで）の具合が悪くなってしまったとき、毎日午後 6 時から午後 11 時まで診療が受けられる「夜間小児急病センター」が松戸市立総合医療センター内にあります。
- 病気や病気の回復期であるために集団保育や家庭保育が困難な子どもを専用の施設にて預かり、一人ひとりの年齢、病状、症状にあわせた上で、通常の保育内容に準じた保育を行う「病児保育・病後児保育」を行う医療機関があります。
- 市内には、東葛北部の中核的医療機関である松戸市立総合医療センターをはじめとして 18 の病院があり、一般診療所 285、歯科診療所 269 の施設があり、医療資源に恵まれています。今後、少子高齢化の進展が見込まれており、限られた医療資源を効果的・効率的に活用し、地域において安心して質の高い医療サービスが受けられるように、県は、医療機関の病床機能の分化と連携の推進を図っており、市は市民への啓発活動等が必要です。（医療機関数は平成 27 年度事業年報：松戸健康福祉センター）
- 高度な医療を担う総合病院も多く、それぞれが得意とする疾病分野を持っており、多くの症例が集積することで、全体として質の高い医療の提供につながっています。また、在宅医療についても、本市は在宅看取りの割合が国・県と比較しても多く、高い評価を得ています。
- 高齢化の進展に伴い、何らかの病気を抱えながら生活することは特別ではなく、身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる存在であるかかりつけ医等の普及・定着が求められます。

施策の方向性

○在宅医療と介護の連携強化

- 高齢者の安心を支えるためには、医療は欠かすことのできないものであり、さらに住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムを構築するためには、在宅医療と介護の連携は必要不可欠となります。在宅医療と介護を担う専門職や関係者が互いの役割を理解し、多職種連携が図ることができるよう、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、介護関連団体等と協議を重ね、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○在宅医療の推進

- 国では、平成23年度より多職種協働による在宅医療を担う人材の育成が行われており、千葉県においても平成24年度より地域での在宅医療を担う地域リーダーの養成研修が開始されました。本市では、松戸市医師会と市が連携して東京大学によるモデルの多職種連携研修会を開催しました。
- 多種多様化する医療ニーズに対応するためには、医療機関の相互の連携を強化していくとともに、従事する多職種がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていくことが求められます。

○夜間急病救急医療の充実

- 松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会の協力のもと、休日在宅当番医、夜間小児急病センター、休日土曜日夜間歯科診療所、市内病院群の輪番制当番病院と松戸市立総合医療センターの連携により「松戸市夜間急病救急医療」を運営するなど、急病の時には、休日や夜間であっても市民が安心して医療を受けられる体制づくりに努めています。
- 小児科を専門とした夜間小児急病診療所とし、松戸市立総合医療センター敷地内に診療時間や医療スタッフ等診療体制を充実させた「松戸市夜間小児急病センター」を開設し、小児医療対策に取り組んできました。今後も松戸市医師会、松戸市立総合医療センター、松戸市薬剤師会等との連携を図りながら運営していきます。

○かかりつけ医を持つことを推進

- 市民は、症状に応じた適切な医療が受けられるように、日頃から「かかりつけ医」を持ち、住み慣れた地域で生涯を過ごせるように今後も地域医療の充実が求められます。
- 本市では、「まつど医療機関マップ」を作成し、医療資源の情報を提供します。また、ホームページで掲載し広く情報提供します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ医・かかりつけ薬剤師を持つ ○日頃から、休日・夜間等の医療体制を知っておく ○在宅医療・介護保険制度の基礎知識を知っておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養を支援する診療所など多職種との連携を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど医療機関マップなど医療サービスの情報の提供 ○松戸市在宅医療・介護事業者情報検索システムにて介護サービス事業者や訪問可能な医療機関等の情報の提供



(健康医療都市まつど HP)

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

7. 相談支援・情報提供の充実

現状と課題

- 厚生労働省は、平成27年9月に公表した「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、全世代・全対象型地域包括支援を実現するために、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現するための方策を検討していくとし、平成28年10月に「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくとともに、市町村の地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めるため「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

- 本市においても地域での課題が多様化しており、支援を求める方の中には、介護と子育てに同時に直面する、いわゆる「ダブルケア^{*}」のような複合的な課題を抱える事案もあり、いつでも気軽に困り事の相談をしたり、必要なサービスの情報提供が受けられる環境を整えていくことが課題となっています。また、相談したい内容に応じてどこに相談すればいいかを地域住民や支援者に周知していくことが重要です。



(民生委員児童委員による情報提供)

- 15地区の特性を活かし、複合的な生活課題を抱える人の支援に相談機関が連携、協力し、専門的な観点から総合的にサポートすることが重要です。
- 社会的な孤立は、高齢者に限らず、若者や中高年などにも拡大しています。それらを地域の支え合いに結びつけることは大変難しいですが、まず、支援が必要な人がいることを理解し、専門的な相談支援に結びつけることがセーフティネット機能の強化につながります。
- 社会参加が長期的に困難となるひきこもり状態にある方を支援するためには、千葉県ひきこもり地域支援センターによる電話相談や松戸自立相談センターによる生活全般にわたる困りごとの総合相談などがあり、当事者や家族だけが悩まずに相談ができるよう窓口の周知も重要です。

^{*}ダブルケア：晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状況のこと

- 情報提供する場合は、各種情報を集約し、広報やホームページをはじめ、SNS等(フェイスブック、ツイッターなど)の伝達手段を活用し、スピーディーかつわかりやすく広く伝達できることが必要です。また、相談支援体制の充実・強化のために、各関係機関との連携が不可欠です。

福祉なんでも相談

例えは…次のような相談が寄せられています！

「いずれば老人ホームに入りたいんだけど、どうすればいいんだろう？」

「お母さんの介護で疲れてしまった。誰か話を聞いてくれないかな。」

「詐欺にあっただけで、どこで相談すればいいんだろう？」

会場および日程等

会場	曜日	問い合わせ	時間
松戸市社会福祉協議会	第1金曜日 毎週水曜日	(368) 0912	午前10:00 ～ 午後3:00
八重支所	第1火曜日		
小倉市民センター	第1木曜日		
市役所相談コーナー (本館2階)	第4金曜日		

電話相談専用ダイヤル
第1金曜日・毎週水曜日 ☎ (368) 1333

- 各分野の情報や資源を横断的に把握しコーディネートする人材育成も課題となっているため、千葉県社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー*の研修などに参加し、その視点をもった人材を計画的に増やしていくことが重要です。

- 子育てに関する相談では、妊娠・出産から子育て期にわたる様々な疑問や不安などを相談できる親子すこやかセンター（中央・小金・常盤平保健福祉センター内）を平成28年度に開設し、支援の充実を図っています。また、市内23か所のおやこDE広場・子育て支援センター*には子育てコーディネーターを配置し、子育てに関する様々な相談を受けたり、市の子育て支援情報の提供を行ったりしています。情報発信については、市のホームページでの子育て情報サイト「まつどDE子育て」の開設や、子育てガイドブックの発行を通じて、育児の情報提供を積極的に行っています。

- 障害のある人が地域の中で自立した生活を送れるよう、総合相談機関である「基幹相談支援センターCOCO*」や「ふれあい相談室」を設置し、電話や来所での相談だけでなく、職員が自宅等に訪問しての相談も受け付けています。また、身体・知的・精神の障害特性ごとに対応する相談窓口として「ハートオン相談室」も設置し、より身近で専門的なきめ細かい相談ができるよう体制を整えています。

- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、かけがえのない平等な存在として尊重しあう必要があります。日常生活の中で、基本的人権が侵されないよう人権擁護委員が、行政経営課相談コーナーや千葉地方法務局松戸支局などで人権問題の相談を受け付けています。

コミュニティソーシャルワーカー：個人の自立生活支援を丁寧に向いながら、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。

おやこDE広場・子育て支援センター：地域子育て支援拠点事業。概ね0～3歳児とその保護者を対象に、親子の交流促進等を目的として、無料開放している施設です。

基幹相談支援センターCOCO：平成24年4月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の3障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取り組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。

- 平成 16 年 10 月に千葉県が設置した「中核地域生活支援センター^{*}」では、子ども、障害者、高齢者など対象者にとらわれず、24 時間、365 日体制で福祉に関する総合相談等を行い、地域で重要な役割を担っています。
- 女性であることにより、生きづらさを感じる一方、男性も悩みを抱え相談できずにいる現状があります。女性は家事・育児、男性は仕事、と固定的性別役割分担意識が男性を仕事に追い込み、パートナーである女性や家族の状況を悪化させることがあります。女性センターでは、女性・男性の悩みを相談する「ゆうまつどころの相談」を実施しています。

施策の方向性

○地域包括ケアシステムづくりの推進

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアの中心的な役割を担っています。地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士^{*}、主任介護支援専門員が配置されており、それぞれ保健、医療、福祉や介護の専門性を生かして協働し、高齢者の総合相談窓口として、介護、介護予防、総合相談支援、権利擁護事業など高齢者の生活に関わる様々な相談に対応しています。
- 業務改善を行うとともに、日常生活圏域^{*}に準じて平成 29 年 4 月に 11 ケ所から 15 カ所に増設の地域包括支援センターによる支援体制の更なる強化を図ります。

○地域住民に分かりやすい必要な情報を身近な相談窓口で提供

- 千葉県が設置した中核地域生活支援センターは、すべての市民を対象とした 24 時間体制の相談窓口業務を行っています。
- 子ども、障害のある人、高齢者の身近な相談窓口として地域住民に周知し、それぞれの機関がお互いの役割を理解し、連携が図れるよう努めます。

○子育てに関する相談支援・情報提供の充実

- 市内 3 か所の親子すこやかセンターでは、保健師、助産師、社会福祉士が、妊産婦等からの様々な相談に応じます。
- おやこ DE 広場、子育て支援センターでは、市が養成した子育てコーディネーターが、子育て支援に関するサービスの紹介や相談の窓口となります。
- 子育て情報サイト「まつど DE 子育て」や「子育てガイドブック」を通じて、育児の情報提供を積極的に行います。

○基幹相談支援センターの設置

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携強化しながら支援を行います。

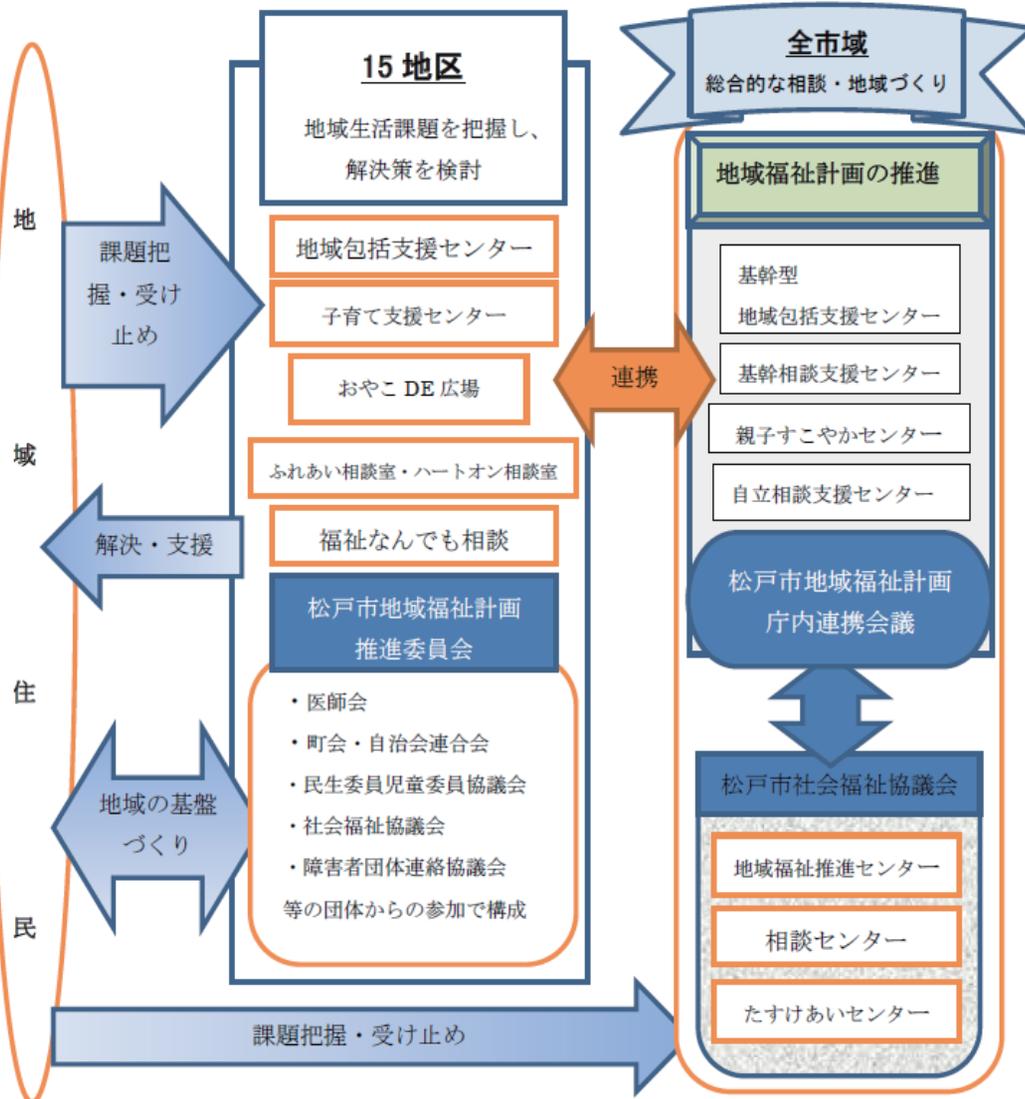
中核地域生活支援センター：千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。

社会福祉士：社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じ、助言や指導、援助を行う専門職です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときは、1人で悩まずに深刻化する前に気軽に相談する ○相談窓口に関する情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は地域への広報活動を行い、相談事業所の周知を図る ○松戸市社会福祉協議会「福祉なんでも相談」の開設を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口に関する情報の周知を効果的に行う ○相談者のニーズに合った窓口を紹介し、つなぐ ○相談者の人材育成を図り、ソーシャルワーク機能を充実する

複合的な生活課題に対応する総合相談体制（イメージ）



第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

8. 地域包括ケアシステムの構築

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送れるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現し、高齢者がいつまでも元気に暮らすことができるまちづくりを推進しています。
- 一方、高齢化の進展により、独居高齢者の急増もあり、孤独死^{*}など公的なサービスだけで解決の難しい課題にも直面しています。こうした課題を解決するためには、医療と介護の連携が必要不可欠です。そこで、医療と介護の連携を推進し、生活の支援体制の充実を図るため、市は平成28年度から松戸市医師会に委託し、市内15の日常生活圏域ごとに地域サポート医を配置し、地域包括支援センターやケアマネジャーを対象に、介護の専門職が抱える困難事例等に対して医療的、医学的見地から助言（相談支援）を行うとともに、必要に応じてアウトリーチ（訪問支援）を実施しています。また、高齢者の増加に伴う介護人材不足を解消するためにも、様々な主体による多様なサービス・支援を充実し、地域と共に考える生活支援体制の整備に取り組んでいます。
- 地域の身近な相談窓口である「高齢者いきいき安心センター」（地域包括支援センター^{*}）は、平成29年4月から、日常生活圏域（地域福祉推進地区）ごとに設置し、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等が権利擁護、介護予防ケアマネジメント、介護・医療・福祉に関する総合相談などを行い、地域ケア会議や認知症サポーター養成講座の開催、松戸市あんしん一声運動、介護者のつどいの運営、高齢者支援連絡会等と連携を行い、高齢者の日常生活支援を担っています。
- 併せて、市役所本庁内に直営の基幹型地域包括支援センターを設置し、各圏域を担当する地域包括支援センターの総合調整や後方支援を実施し、高齢者施策全般や他の関連施策と密接に連携していきます。
- 高齢になっても健康で生きがい、役割を持って、暮らすことができるよう従来の機能回復訓練中心の介護予防ではなく、地域の中に生きがい、役割を持って生活できるよう居場所や出番をつくるなど活動的な状態をバランス良く維持するために社会参加を促す生活支援・介護予防を拡充していきます。特に地域の実情に応じた都市型介護予防モデルを開発するため、協

定を締結した千葉大学予防医学センターとの共同研究を推進し、自立期間の延伸を目指します。

- 認知症についても、平成 27 年度より「認知症初期集中支援チーム」を設置するほか、認知症の早期発見と予防、介護者支援について松戸市医師会、「認知症の人と家族の会」等の関係機関・団体、行政等が連携して、認知症施策に取り組んでいます。
- 市社協のたすけあいセンターでは、松戸市からの業務委託により、認知症の方を支援するオレンジ協力員（認知症サポーター）と、地域包括支援センターや認知症の方の受け入れ施設などの受け入れ機関とのコーディネート業務を行っています。認知症の方の支援活動を行うと介護支援ボランティア事業と同様にポイントがたまり、交付金や障害者施設の生產品と交換できます。

施策の方向性

○地域住民どうしの助け合い、支え合っていく仕組みづくりの推進

- 必要な公的サービスの提供体制を整備するだけでなく、制度で提供できないインフォーマルな生活支援サービスを地域住民どうしがお互いに助け合い、支え合っていく仕組みの整備に取り組んでいきます。

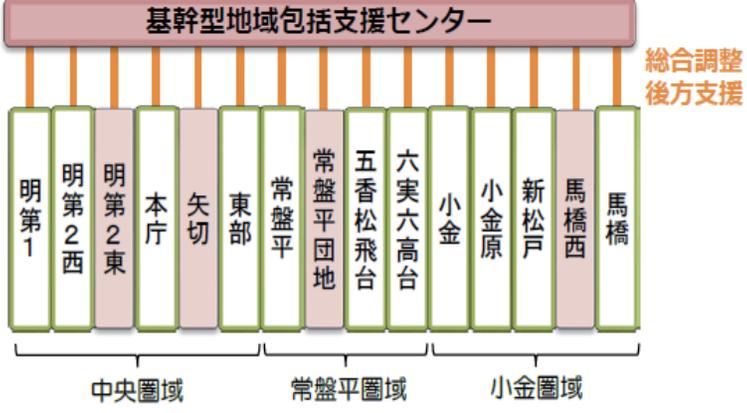
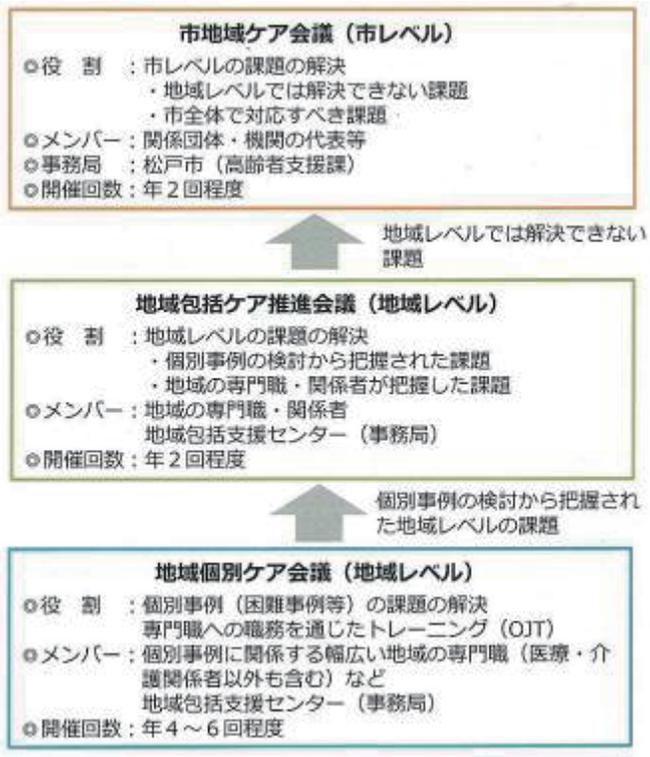
それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの仕組みを理解する ○地域活動やボランティア活動に関心を持ち、自分に役立つ情報を収集する 	<ul style="list-style-type: none"> ○松戸市社会福祉協議会は、生活支援を行う地域の助け合い活動の活発化を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「助け合い活動」を行う団体や市民のために、出前講座や勉強会等を実施する ○地域ケア会議の充実を図る

松戸市の日常生活圏域（地域福祉推進地区）



第4章
安心して暮らせるまちづくり



※ 地域包括ケア推進会議、地域個別ケア会議は、高齢者支援連絡会との連携など、地域の実情に応じて開催。

松戸市地域ケア会議の役割（イメージ図）

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題
9. 生活を守る権利擁護の普及

現状と課題

- 平成 12 年からスタートした介護保険制度を皮切りに、福祉サービスは利用者本人が選び契約に基づいて利用するという仕組みに大きく転換が図られました。
- 「第 7 期松戸市高齢者保健福祉計画・第 6 期松戸市介護保険事業計画(いきいき安心プランVまつど)*」策定にあたっての市民アンケート調査(平成 27 年 3 月)では、成年後見制度について約 4 割、また日常生活自立支援事業の認知度が約 3 割と平成 22 年の調査同様低く、市民が安心して暮らせるように今後もさらに周知していくことが求められています。本市では、判断能力の十分でない方に、安心して制度や福祉サービスが受けられるよう、成年後見制度の普及啓発や市長による申し立てを行っています。
- 市社協の相談センターでは、日常生活自立支援事業として、日常生活を送る上で、十分な判断ができない方(認知症高齢者、知的障害*のある人、精神障害のある人等)や、体の自由がきかない方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、日常生活の援助(金銭管理)等を行っています。

第4章

安心して暮らせるまちづくり



知的障害：知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。

施策の方向性

○成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及・促進

- 成年後見人の担い手となる職能団体や NPO 法人*、日常生活自立支援事業を担う社会福祉協議会と連携を図り、より制度が利用しやすくなるよう申立支援・相談に努めます。
- 家族形態の多様化の中にあって、高齢者や障害のある人が安心して生活できるように当事者への利用周知を強化します。

○任意後見を含めた成年後見制度の活用を普及・促進

- 本市では、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等にとって、安心した生活が送れるよう、市民への成年後見制度の利用促進や本人または親族による申立の支援を行っています。
- 市民に制度の理解と利用促進を図るため、パンフレットの作成や講演会の開催等普及啓発活動に取り組みます。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○制度を知る ○制度の利用を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協は、制度を周知し、日常生活自立支援事業を推進する ○地域（共助）で福祉活動する人は、制度を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見制度利用支援事業を実施する ○親族による申立てが難しい場合は、法律に基づき市長による申立てを行う ○制度について周知する

松戸市委託事業（松戸市成年後見制度法人後見支援事業）

平成 28 年度 松戸市 市民後見協力員 養成講座

成年後見制度における法人後見の活動を支援する市民後見協力員の養成講座を開催します。養成講座全日程を終了された方は市に登録をして、松戸市市民後見協力員として法人後見の支援をしていただきます。成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意のある人、協力員として活動をご希望する人のご応募をお待ちしています。

- ・市民後見協力員とは ----- 法人後見において、専門職協力員（弁護士、司法書士、社会福祉士など）とペアを組んでボランティアで活動する市民
- ・法人後見とは ----- 法人が成年後見人として業務を行うこと
- ・成年後見人とは ----- 認知症や障害のため判断能力に欠ける人のために財産管理したり、暮らしを支える人

■基礎研修：H28年 6/23 6/30 7/7 7/9
 ■スキルアップ研修：H26年 7/16 7/21
 ■小 講 文・基礎・スキルアップ研修終了後
 ■実務研修：小講文提出後に随時3回程度
 ■会 場 基礎・スキルアップ研修：松戸市民会館301会議室
 実務研修：随所
 ■定 員：50名（市民後見協力員として活動を希望する方）
 ■参加費用：テキスト代 1,000円
 ■参加対象：松戸市在住の70歳までの方で養成講座全日程に参加可能な方
 ■主催：NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず（松戸市より委託）

（詳しくは募集のプログラムをご参照ください）

事務局 NPO 法人成年後見センターしぐなるあいず

松戸市よりお知らせ

～高齢者や障害者のための成年後見制度相談会～ 成年後見制度の疑問に お答えします！

成年後見制度とは、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、判断能力が不十分な方の希望や意向に寄り添いながら、金銭管理や契約行為等を支援する制度です。

松戸市では、成年後見制度についての疑問やお困りごと等のご相談を、専門の相談員がお受けしています。ぜひご利用下さい！！

開催日：毎週火曜日と金曜日（祝日の場合は前日）
 ※年末年始除く
 時 間：9時から17時まで
 対象者：高齢者、または障害をお持ちの市民の方
 そのご家族、支援者など
 費 用：無料
 申込み：下記事務局まで、事前にご予約下さい。
 場 所：NPO 法人成年後見センター しぐなるあいず

★松戸駅東口より徒歩5分（松戸市松戸 1292-1
 シティハイツ松戸 101）

【事務局】
 NPO 法人 成年後見センター しぐなるあいず
 電話：047-702-7868
 FAX：047-702-7869
 Eメール：signal-eyes@kwa.biglobe.ne.jp

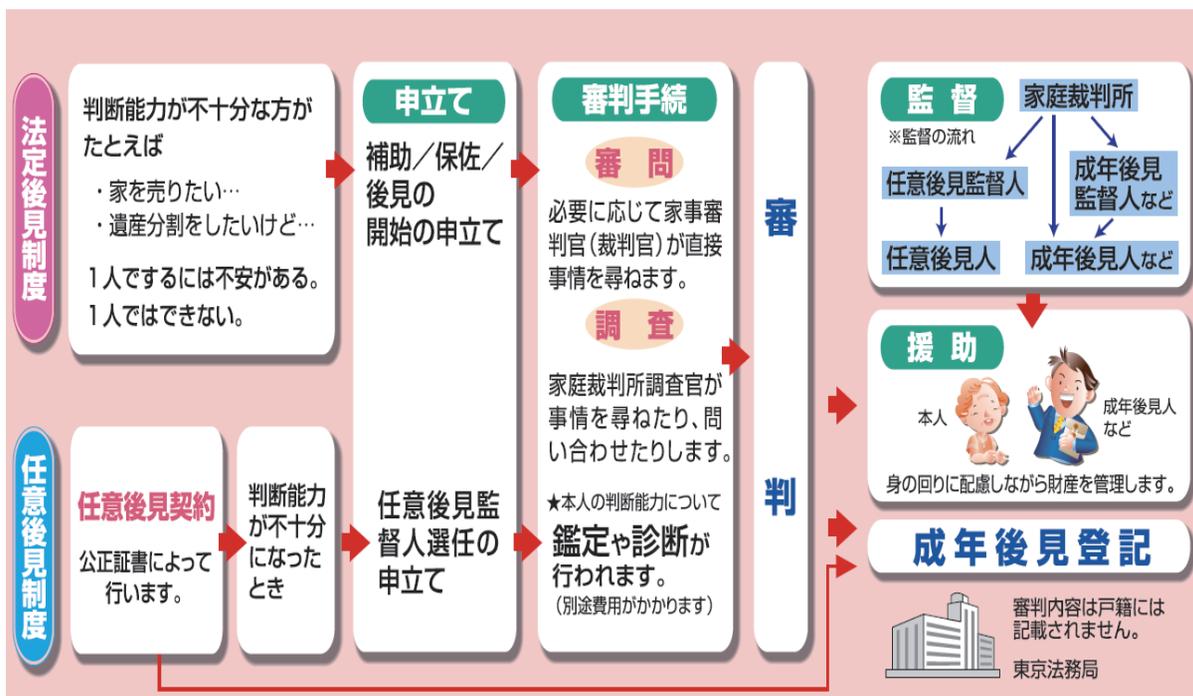
秘密はお守りします。
 ご安心ください！

（成年後見制度相談会開催のちらし）

「成年後見制度」について

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。

大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。



※千葉県成年後見支援センターより

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

10．生活困窮者の自立支援

現状と課題

- 経済的に困窮している人はその背景に失業、疾病、負債、社会的孤立等の様々な問題を抱えています。それらの問題が負の連鎖により深刻化し、自立した生活が困難になる前に、包括的・早期的に支援を行うため、平成27年4月1日、生活困窮者自立支援法が施行されました。本市においても、同日、相談機関として支援の中心となる「松戸市自立相談支援センター」を庁内に設置しました。
- 生活困窮者に対する支援は相談機能だけで達成されるものではなく、本市においては、離職後の就職活動期間中に住居を失う恐れのある人に対する住居確保給付金事業、就労の準備ができていない人に対する就労準備支援事業、家計管理ができていない人に対する家計相談支援事業、住居がない人に対する一時生活支援事業、子どもの学校外の学習にかかる費用を捻出できない人に対する子どもの学習支援事業を実施し、相談者が抱える一つ一つの問題解決につなげています。
- 生活困窮者の抱える問題は多岐にわたるため、問題解決に資する相談やサービスを提供する行政機関・民間機関等が連携する必要があります。また、生活困窮者は社会的孤立や情報格差により支援につながりにくい傾向があり、生活困窮者と接する機会のある各種窓口やライフライン事業者等と連携が必要です。そのため、「松戸市生活困窮者自立支援ネットワーク会議」を開催し、各種連携の推進を図っておりますが、今後更に連携を深めていくことが必要です。
- 生活困窮者自立支援制度は新しい仕組みであり、制度内容がまだ地域・市民に浸透していないと考えられます。支援につながる段階、支援を行う段階、自立する段階すべてにおいて、生活困窮者と地域・市民との関わりは重要であり、今後更なる周知が必要です。
- 生活困窮者が孤立したり、排除されたりすることなく、住みなれた地域の構成員として安心して幸せな生活を送れるよう、包み支え合うこと（ソーシャルインクルージョン）が重要です。

- 企業や家庭において不要になった食品（品質には問題のないもの）を引き取り、必要としている福祉施設や生活困窮者等に無償で提供する「フードバンク」の取り組みが、千葉県内においても始まっています。松戸市社会福祉協議会では、食品寄付の受付、食品配送をきっかけとした生活支援に協力し、フードバンクちばとの連携を図っています。

施策の方向性

○一人ひとりに合わせた支援

- 生活に困っている方は経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題など様々な問題を複合的に抱えています。松戸市自立相談支援センターでは、それらの問題に一人ひとりに合わせた支援計画（プラン）を作成し、関係機関と協力しながら、自立に向けた支援を包括的、早期的に行います。

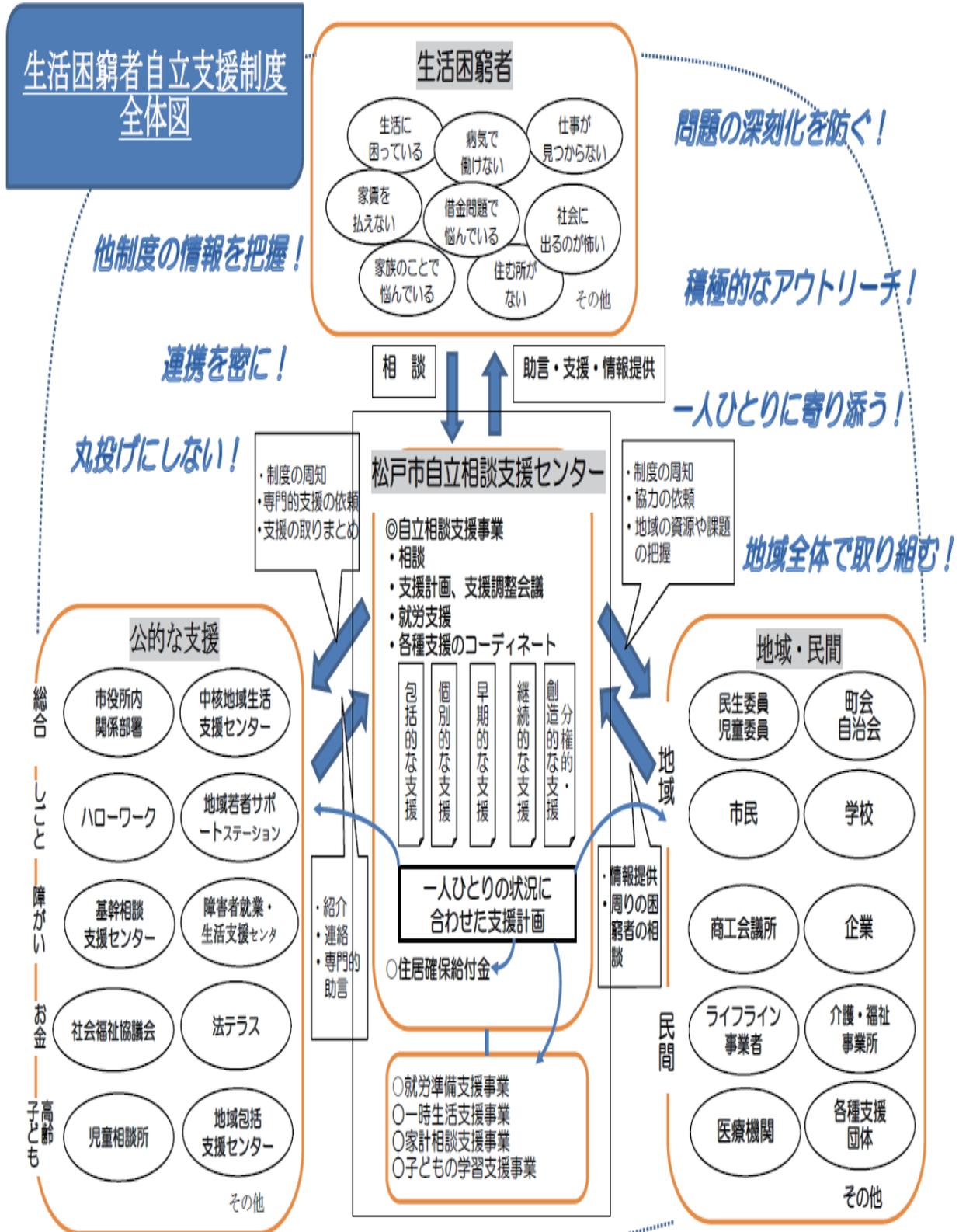
○支援に繋がりやすい体制の構築

- 関係団体と意見交換を行うネットワーク会議や出張相談会、パートナー講座（出前講座）等を行い、市民への制度周知・制度理解を広げると共に関係機関との連携推進を図り、生活に困っている方が支援に繋がりやすい体制を構築します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 不安や心配を抱えたら一人で悩まず、深刻化する前に相談する ○ 「松戸市自立相談支援センター」をはじめとして、生活困窮者自立支援制度の存在や役割を知る ○ フードバンクへの食料の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員をはじめ、地域住民等は地域の生活に困っている方に対して、「松戸市自立相談センター」を紹介、案内する 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりに合わせた支援を行い、生活困窮者自立支援制度の更なる充実を図る ○生活困窮者自立支援制度を広く市民に周知すると共に、関係機関との連携推進を図る

.....
 フードバンク：品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。



・制度の周知

・専門的支援の依頼

・支援の取りまとめ

地域

・制度の周知

・協力の依頼

・地域の資源や課題の把握

・紹介・連絡・専門的助言

民間

・情報提供

・周りの困窮者の相談

第4章 安心して暮らせるまちづくり

取り組み課題

1 1. 利用者本位のサービスの提供・福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 日本経済が高度経済成長を経て低成長時代に入る頃から、核家族化、高齢化が進展し、社会福祉サービスの提供体制の様々な問題が生じ、保育、介護など福祉サービスの利用者のニーズも多様化する中、必要なときに身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスを選択できる社会福祉改革が次々に行われました。
- 平成 10 年 6 月の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会では、「これからの福祉は、個人が人として尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい安心のある生活を送ることができるよう支援することにある」として、利用者とサービス供給者との対等な関係の確立、地域における福祉・保健・医療サービスの連携体制の整備、多様な提供主体による福祉サービスへの参入促進、適正な競争を通じた良質なサービスの効率的な提供など改革の方向性を示しました。
- 平成 12 年の社会福祉法改正は、「社会福祉事業の経営者に対し、提供するサービスへの利用者からの苦情の適切な解決」、「また自らが提供するサービスの質を自己評価等の措置を講ずるよう努めなければならない」とするとともに、国に対しては、第三者評価機関の育成等、社会福祉事業の評価の取り組みを支援するよう規定しています。
- 本市は、社会福祉法第 82 条の規定に基づき本市が提供する福祉サービスに係る苦情解決の仕組みを整備することにより、苦情に対する適切な対応を図り、もって福祉サービスの利用者の利益の保護及びその信頼の確保に寄与することを目的に、苦情解決体制として、苦情受付担当者や苦情解決責任者を設置しています。
- 総合的な高齢者の支援を行う地域包括支援センター、24 時間型のサービスが受けられる訪問看護事業所や訪問介護事業所、救急時対応する往診医や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の入所施設、障害のある人や高齢者の参加や活動を促進し、介護家族の自己実現を促しています。
- 平成 25 年 4 月から社会福祉法人^{*}の認可や監査等の権限が県から市へ移譲されました。

- 平成 27 年の社会福祉法改正によって、福祉サービスの担い手である社会福祉法人の改革と福祉人材の確保の促進と一体的に行うことにより、福祉サービスの供給体制の確保に取り組むことになりました。

施策の方向性

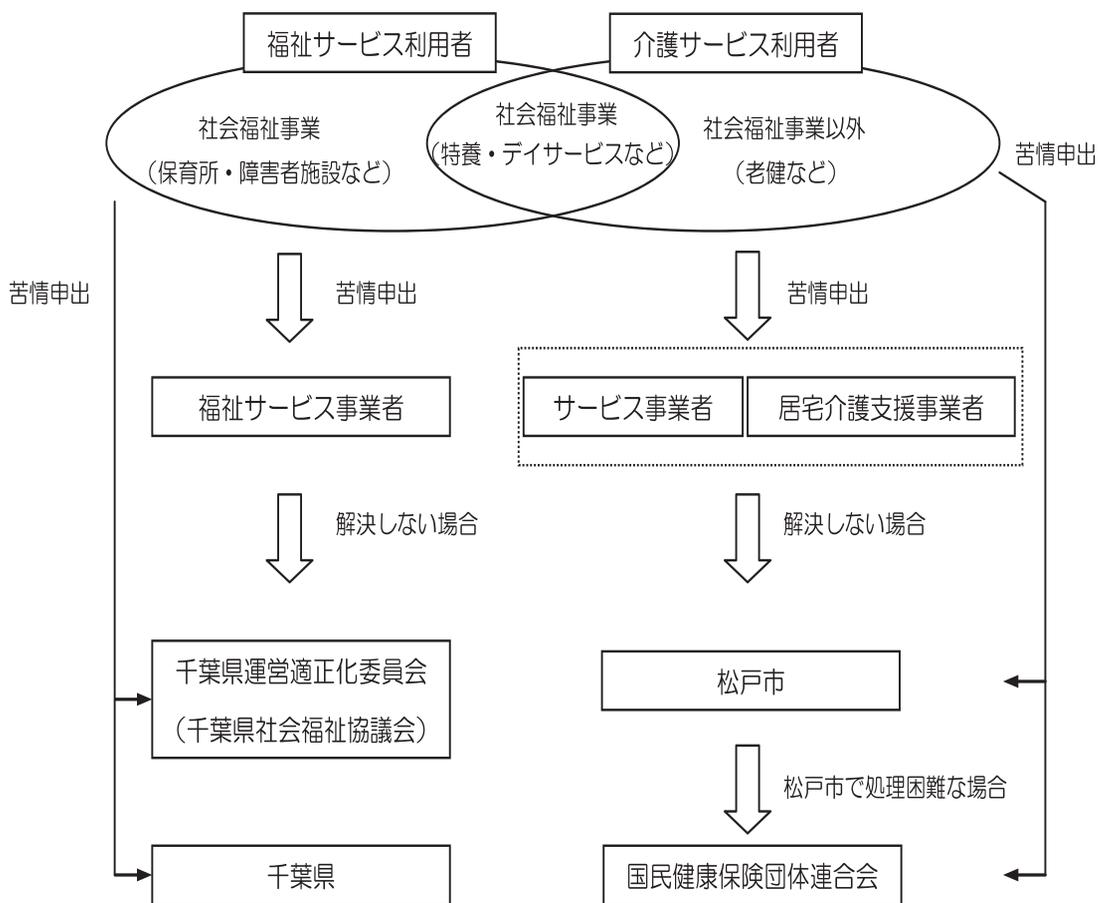
<p>○ 地域包括ケアシステムを地域住民（市民）・地域も含めた連携体制で推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予防的な視点に立ち、介護・医療・日常生活支援・住まいが提供されるようマネジメントし、地域住民(市民)・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域包括ケアシステムを推進していきます。
<p>○ 第三者評価の啓発、情報提供等を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉サービス等の質の向上及び利用者の適切なサービス選択を支援するため、福祉サービス第三者評価、介護サービス情報の公表、地域密着型サービス外部評価の取り組みを推進していきます。 ➢ 社会福祉事業者に対して第三者評価を受ける意義や苦情解決体制の啓発や利用促進、また利用者への情報提供などを進めていくことが必要です。
<p>○ 第三者評価システム*・苦情解決制度の取り組みの維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市においても福祉サービス施設を対象として、それに係る苦情解決の仕組みを導入し、適切なサービス利用または提供を支援しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題点や課題を意見表明する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供者は苦情解決体制をつくる ○ 第三者評価を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情解決制度、第三者評価の周知等に努める ○ 千葉県による第三者評価システムの確立

第三者評価システム：サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。

「苦情解決の流れ」について



第5章

基本目標2

自立と参加の促進

～参加と支え合いの福祉のまちづくり～

取り組み課題

1. 制度ボランティア活動の推進
2. 生涯学習の推進
3. 就労の支援
4. 地域福祉推進のための担い手の育成【推進項目】
5. 障害者の自立した地域生活の支援
6. 当事者団体への支援



松戸市食育シンボルキャラクター
ぱくちゃん



【矢切の渡し】

昔から江戸川を渡るために使われている渡船。
映画などに数多く使われています。

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

1. 制度ボランティア活動の推進

現状と課題

- 地域のつながりが希薄化している中、身近な地域で生活に課題を抱えている人々や地域課題が見えにくくなっています。このような状況を早期に発見・解決していくために、行政と地域住民のパイプ役として、制度ボランティア*は大きな役割を担っています。
- 現在、本市では、個別の行政目的のために設置された、様々な委員が活動していますが、より多くの市民に理解し活用してもらうための情報の発信や、地域活動を円滑にするための、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められています。
- 家族のあり方や地域社会が変容する中で、期待感の高さゆえの負担増、多忙さ、困難さからボランティア*への関心の高まりの一方で都市部に限らず、全国的に制度ボランティアのなり手不足が課題となっています。
- 地域の課題は、住民同士の支え合い、助け合い、見守りを地域の力でその解決に向けて協力していくことが重要であり、地域における住民主体の課題解決力強化、相談支援体制のあり方が今、問われています。
- 他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みをつくる上で、制度ボランティアの活動環境が政策分野を横断して包括的に整備されることが必要です。
- 住民に身近な圏域で参加と支え合いのまちの実現には、地域に根付いてきた制度ボランティアの活動や近年、盛んになってきている NPO*等の市民活動とともに協働のまちづくりとして活性化させることが課題です。

制度ボランティア：行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。

施策の方向性

○制度ボランティアの資質の向上と活動促進

- 各制度ボランティアを中心に研修会や講演会、意見交換等を実施し、識見と意識の向上を目指します。
- 制度ボランティア、町会・自治会などと連携した地域活動を推進します。

○世代交代等が円滑にできる仕組みづくりの推進

- 仕事や子育て等で時間にゆとりがある方が少なくなり、担い手不足の問題や新たな人材を探すのに苦労している面もあります。これまで培ってきた経験や能力を活かし、地域との関係性を新たに構築することが期待されることから、定年退職された方への地域参加を促進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する	○制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携	○研修会、講習会を開催する ○制度ボランティアの活動について、市民に周知する

制度ボランティアの活動内容

人権擁護委員とは

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての国民に保障されています。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の人たちです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



(人KEN あゆみちゃん と 人KEN まもるくん)

防災リーダーとは

防災活動は、地域での協力が最も重視されています。市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、平成8年に松戸市地域防災リーダー制度が発足しました。平常時は、町会または自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時は、地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所設置等を行います。現在900名前後が地域で活動しています。

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。

そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

- (1) 防犯パトロールの実施、(2) 広報、街頭キャンペーンの実施
- (3) その他地域安全思想の普及等



青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

そのためには、社会共同の連帯意識のもとで地域住民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度が千葉県でつくられました。

松戸市の青少年相談員で構成される松戸市青少年相談員連絡協議会では、こども祭り実行委員会への参画、キャンプ大会・スポーツ大会・親子手芸教室などの青少年を対象としたイベントの企画・運営の他、非行防止キャンペーン(子ども会・補導員との共催)や、コンビニエンスストアの有害図書調査(県主導で平成22年度に実施)など、非行防止・環境浄化活動にも携わり、青少年の健全育成に取り組んでいます。

松戸市内在住・在学の中学・高校・大学生に、ジャンルを問わず日頃練習に励んでいるパフォーマンスを披露する機会を提供するために、「ヤングパフォーマンス フェスティバル in まつど」を開催しました。歌やダンス、一輪車演技、ファッションショーなど、多彩なパフォーマンスが披露されました。

今後もこうした活動を継続していくために、活動の周知啓発や参加しやすい仕組みづくりを進めていきます。



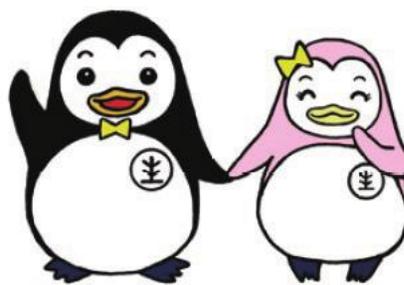
(平成24・26・27年度実施)

保護司とは

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(実質的に民間ボランティア)です。

犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行っています。

毎月、保護観察対象者が保護司の家を訪問(来訪)したり、保護司が対象者の家を訪問(往訪)したりします。そこで、保護司は、対象者の最近の生活状況等を話し合い、相談に応じて指導・助言を行います。



(更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん)

地域環境調査員とは

松戸市内で観察された野鳥の変化などから、地域環境の評価等を得ることを目的に、約 80 名が調査員として活動されています。

調査員は、講演会や研修会、野鳥観察会の開催を通じて、野鳥や生きものに関する知識を深めています。



健康推進員とは

市民に健康づくりを広げるため、市から委嘱され、地域で様々な活動を行っています。

健康について学び、自分自身と家族の健康づくりに役立てると共に、地域の方々へ健康に関する情報の発信、特定健康診査や各種がん検診のおすすめ、子どもの健康づくりなど、地域の健康づくりのための活動を行っています。

食生活改善推進員とは

市民の食を通じた健康づくりのため、市から委嘱され、地域で料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、望ましい食生活をすすめる活動をしています。

「私たちの健康は、私たちの手で」を合言葉に「バランスのよい食事」「簡単野菜たっぷり料理」「カルシウムアップ料理」等、テーマにあわせた料理講習会を開催しています。参加者からの「家族にも好評だった」という声が、私たちの活動の励みです。



民生委員制度100年のあゆみ（松戸市民児協だより 愛の小鳩より）

民生委員制度 100 年のあゆみ

**民生委員制度創設百周年記念
大会宣言**

「民生委員児童委員制度」を軸に、常に地域住民の立場に立つた活動をすすめて、地域共生社会の実現に向けて、地域のつながり、地域の力の活用、地域課題の解決に取り組むこと、幅広い関係者、関係機関との連携協力を図ることを目指します。子育てを応援する地域づくりに取り組みます。

「民生委員・児童委員制度を守り、発展させていくため、住民にとってより身近な存在となるよう周知活動に取り組み、その理解を促します」

平成二十九年七月九日
全国民生委員児童委員大会

大正 **昭和** **平成**

全国のあゆみ

- 6年 岡山県(笠井信一)創設(6/12 済世顧問制度の誕生～全国に普及)
- 7年 大政府(林市蔵)府知事(6/12 済世顧問制度の誕生)
- 4年 新約救済制度「救済法」の公布
- 8年 「児童虐待防止法」「少年救済法」公布
- 11年 「方面委員会」の公布 全統一制度に
- 13年 社会事業法公布(民間社会事業への助成への道を開く)厚生省設置
- 21年 「民生委員令」公布 全国方面委員から全国民生委員へ改称
- 23年 「民生委員法」公布・施行
- 25年 新生活保護法
- 26年 社会福祉事業法公布・児童福祉法公布
- 29年 民生委員・児童委員協議会を組織
- 32年 社会を明るくする運動実施 低所得者「医療費助成制度」開始
- 34年 第1回民生委員全国大会開催
- 36年 国民皆保険・皆年金制度の発足「世帯更生運動」から「幸せを高める運動」
- 38年 「老人福祉法」公布
- 39年 「母子・寡婦福祉法」施行
- 42年 済世会顧問制度 50周年
- 45年 「心身障害者対策基本法」公布・施行
- 46年 「児童手当法」施行
- 47年 世界更生資金に「福祉資金」新設
- 48年 「老人医療無料化」制度実施
- 52年 「民生委員の日」制定(全児協老人介護の実施計画 都市型特養構想)
- 56年 障害者の日「12月9日」決定
- 57年 「老人保護法」公布「障害者対策長期計画」の作成
- 59年 「社会福祉・医療事業法」公布
- 60年 「児童扶養手当法」成立「いじめ」相談活動の充実
- 63年 「社会福祉士・介護福祉士法」成立
- 63年 父子家庭医療費負担開始
- 62年 ティーサービスの開始
- 59年 「愛の小鳩」創刊/火災警報員と事業開始/「世界平和都市」宣言
- 58年 松戸市福祉タクシー利用開始
- 57年 民児協会長に佐藤昇氏就任
- 56年 松戸市民児協3 部会構成、障児児童、老人・身障者対策部会
- 55年 松戸市災害見舞金支給開始「あおぞら号」運営
- 52年 民児協会長に小山清氏就任
- 51年 総合福祉会館、青少年会館多機能開設
- 48年 松戸市役所が「いこい」を設け、おせわ馬、しあわせ課
- 46年 松戸市母子保健推進制度、遺児手当支給開始
- 45年 松戸市民生、児童委員協議会規約制定
- 44年 松本清市長「くゆる課誕生/松戸市保育手当支給
- 43年 民児協会長に中台隆治氏就任
- 42年 松戸市少年センター開設
- 41年 民児協会長に深山清吉氏就任
- 40年 松戸市民会館完成
- 38年 市立北松戸保育所完成
- 35年 松戸市旧市役所(現伊勢丹)で心配ごと相談所開設
- 34年 松戸市新庁舎完成/民児協会長に鈴木岩次郎氏就任
- 29年 松戸市市政協力員制度発足
- 27年 松戸市社会福祉協議会設立
- 21年 松戸市民生委員 55 名誕生、初代民生委員会長に相川太助氏就任
- 16年 松戸市・高木村、馬橋村と合併し市制施行
- 14年 松戸保健所完成
- 2年 千葉県「方面委員設置規定」公布(千葉県民生委員誕生)
- 8年 相模台に陸軍工兵学校開設
- 5年 流山～馬橋に流山鉄道開通

松戸市のあゆみ

- 29 民生委員制度創設100周年・児童委員制度創設70周年
- 28年 熊本地震発生
- 26年 民生委員・児童委員活動保険創設
- 23年 東日本大震災発生
- 19年 民生委員制度創設90周年
- 17年 障害者自立支援法成立
- 12年 民生委員法改正
- 9年 80周年活動強化の方策を策定
- 7年 民生委員・児童委員伝承に改正
- 6年 主任児童委員制度創設
- 元年 全国民生委員・児童委員連合会に改称
- 29年 地域包括支援センター15ヶ所に建設
- 28年 松戸市民生委員創設70周年
- 22年 民児協会長に平川茂光氏就任
- 19年 民児協会長に又入加代子女士就任
- 17年 包括支援センター設立
- 16年 民児協会長に田中周雄氏就任
- 15年 松戸市民活動サポートセンターオープン
- 13年 民児協会長に酒井昭氏就任
- 10年 松戸市健康福祉会館(5階あり22)開館
- 7年 民児協会長に清水保久氏就任
- 6年 松戸市高齢者保健福祉計画策定
- 5年 文化会館「森のホール」開館
- 2年 松戸市国際交流協会設立

児童憲章 前文

われらは、日本国憲法に於いて、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める

児童は、人として尊重されるべきであり、社会の一員として責任をもち、自らを育てるべきである。

民生委員児童委員信条

「われら」は、個人をもち、社会福祉の増進に努めます。

「われら」は、常に地域社会の実情を把握することに努めます。

「われら」は、誠意をもって、あらゆる生活の相談に応じ、自主の援助に努めます。

「われら」は、すべての人々と協力し、明確に健全な地域社会づくりに努めます。

「われら」は、常に公正を旨とし、人格と誠意の向上に努めます。

3 松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号 愛の小鳩

愛の小鳩 松戸市民児協だより 平成29年10月1日発行 第55号 2

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員、主任児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じており、その課題が解決できるように行政機関をはじめ、必要な支援への「つなぎ役」として活動しています。

松戸市では、18地区で民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。(定数 540 人、うち主任児童委員 36 人) 民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で発足した「済世顧問制度」に始まり、平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年を迎えました。

また、松戸市民生委員児童委員協議会も創設から 70 年を超える歴史があり、地域福祉増進のために幅広い活動を行っています。

(民生委員制度創設 100 周年シンボルマーク)

80

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題

2. 生涯学習の推進

現状と課題

- 生涯学習の理念とは、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と、教育基本法に規定されています。生涯学習とは、学校において行われている学習のみならず、地域・社会で行われている学習も含んだ包括的な概念であり、子どもから高齢者までを対象とします。
- 今後も定年後、人生を豊かに送るために、生涯学習をしたいという人が増加すると見込まれますが、社会教育関係団体の各団体構成員数は高齢化による減少傾向がみられ、若い世代の参加が求められています。
- 本市では、市民を対象とした成人講座^{*}や市民大学講座^{*}を公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施しています。生涯学習活動の機会の拡充と場の充実を図るために、既存の社会教育施設の有効活用や、市民ニーズに合った施設サービスの提供が求められています。
- まつど生涯学習大学^{*}は、60歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して地域課題をテーマとした市民ニーズに対応する学習活動を展開しています。市民グループが自ら学んだ成果を講座の企画実施という形で地域に還元し、学習の輪がさらに広がることを期して、自主企画講座も支援しています。
- 自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりや、ひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。

成人講座：この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。

市民大学講座：この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。

まつど生涯学習大学：あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援するものです。

- 家庭の教育力支援の一環として学校等で実施している家庭教育学級は、学校と連携しながら、保護者が家庭教育のあり方について学年の枠を超えて話し合い、交流することで、豊かな人間関係づくりを基盤とし、自主的、集団的、継続的な学習の場として開催されています。今後は、より参加の機会を増やすための情報発信や活動しやすいような、施設サービスの提供、また、自らの学習成果を発表できる機会を支援していくことや、生涯学習を通してのまちづくりやひとづくりを考えた環境整備が課題といえます。

施策の方向性

○高齢者が地域福祉に活躍できる環境の整備

- これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。
- 生涯学習で学んだことの成果を披露し、地域でボランティアとして生かすなど、生涯学習を通じたその人の活動が地域で生かされることが期待されています。

○参加しやすく魅力的な生涯学習の機会・情報の提供及び生涯学習情報システム^{*}の稼働

- 生涯学習情報システム(まつどまなびいネット^{*})では、市内の社会教育関係団体・自主企画団体などの情報が登録されており、生涯学習活動への参加機会を広げ、さらに活性化していくことを目指します。
- 市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会や情報を提供することが重要です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習活動、地域活動に参加する ○生涯学習の成果を地域活動で生かす ○自分の持っている知識や経験を生涯学習の場で生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内大学との連携講座の開催 ○自発的な学習活動と社会教育関係団体の活動の推進 ○学校・家庭・地域と連携した家庭教育支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○講座の開催 ○生涯学習・地域活動のコーディネート(ファシリテーター[*]や、アドバイスの知識を習得できる講座を開設) ○生涯学習情報の提供(生涯学習システムの稼働)

生涯学習情報システム(まつどまなびいネット)：松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。

ファシリテーター：参加者の学びやチームの成長を促進するよう、話し合いに対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、調整・支援する人です。(=進行役)

第 5 章 自立と参加の促進

取り組み課題

3. 就労の支援

現状と課題

- 就労は、経済的な安定を得るだけでなく、やりがいや生きがいを得ることができる社会参加の基本となる活動です。障害者にとっては、自分を肯定し、社会の中で自信を持って生きていくことにつながります。障害者の就労機会の拡大及び就労環境の整備を図るため、関係機関との連携による障害者に対する就労支援や職場実習・雇用に対する助成、企業への障害者雇用の働きかけを行っています。
- 市民アンケート結果（後期基本計画 H27）で、将来の生活や家計に不安になったり、心配になったりする人の割合は、53.7%に昇ります。将来への不安が安心して暮らせるまちづくりへのリスクとなっていることが伺えます。雇用情勢の悪化から働く人の生活水準が低下し、雇用に関するセーフティネット機能に高い関心が集まっています。非正規社員が正規社員と同じ仕事をする雇用の形態が進み、若年非正規社員が増加し、社会問題となっています。
- 本市の失業率は全国より低いものの、20 歳代では高い水準となっています。そのような状況の中で、若年非正規社員や未就労の若年者に対する就労支援が求められています。地元で就職を希望する求職者と市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」の開催や、職業能力向上及び技術習得にむけての講座における受講料の助成を行います。その他、「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15 歳から 39 歳迄の「人間関係でつまずいて働くことが不安」や、「ブランクがあって次の一歩が踏み出せない」など、働きたくても一歩が踏み出せない方のための就労支援を行っています。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域や家庭において自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって、生涯を過ごす支援を行うシニア交流センターには、高齢者に働く機会を提供し、生きがいの充実、社会参加を図ることにより、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としたシルバー人材センターがあります。
- 市役所本館 1 階にて、市社協の無料職業紹介所が生活相談、就業斡旋を行っています。相談者数は、年々増加しており、生活困窮者や生きがい対策としても、ニーズが高くなっていることから、平成 29 年度から高齢者に限

らず幅広い対象で事業を行っています。

- 結婚や出産を機に仕事をやめたために再就職が難しくなっている女性に対する就労支援や、継続して働く意思のある高齢者が増えて行く現状の中で、働きたい高齢者が働ける場を確保することや、障害のある人の就労に関する相談、指導、定着支援までの一連の支援体制の充実等が課題となっています。

- 女性活躍推進法の施行に伴い、就労を望む女性の希望が叶えられるよう、子育てや介護などの、家庭・家族の負担との両立を図るための取り組みが必要です。そのための総合的な相談窓口が求められています。



(まつど女性就労・両立支援相談の様子)

- ひとり親家庭への就労支援は、ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、専門の相談員が就労相談を行うとともに、介護などの資格取得のための講座の費用助成、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座の費用助成、看護師などの資格取得のための養成機関に就学している間の助成金の支給などを行っています。
- 障害者、高齢者等、社会的支援を必要とする人々へ合わせた窓口を設け、きめ細かい支援を行うことが重要です。
- 生活困窮者に対しては、市役所本館 3 階の松戸市自立相談支援センターにおいて、就労支援を行っています。
- 「ジョイントワーク松戸」では、松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

「シルバー人材センター」について

シルバー人材センターは、社会参加の推進と生きがいの充実を目的に、健康で働く意欲のある高齢者に仕事を提供しています。仕事は、企業・家庭・公共団体等から引き受け、会員に提供します。提供された仕事に就いた場合、会員がその仕事を請け負う（再請負）、又は任せられたこと（再委託）になります。会員は、通常ローテーションで就業します。仕事は会員自身の裁量で選び、会員が働いた仕事量に応じて、シルバー人材センターが『配分金』を支払います。月 2 回、入会説明会を旭町のシニア交流センターで行っています。



施策の方向性

○若者の就労支援の実施

- 就職サポート事業「まつど合同企業説明会」を開催し、雇用のミスマッチの解消を図ります。
- 「まつど地域若者サポートステーション」を設置し、15歳から39歳までの若年無業者への就労支援をいたします。
- 本市のホームページ「Let'sまつど」での求人・求職情報の提供をします。

○高齢者の就労

- シルバー人材センターや市社協の無料職業紹介所を支援します。また、高齢者が意欲と能力に応じて就業できる機会の確保を図るため、無料職業紹介所とハローワーク*が連携し、就労情報の提供や就業相談の拡充を図ります。

○障害のある人の就労及び定着支援（企業、事業所へ働きかけ）

- ハローワークや特別支援学校、福祉分野の就労移行支援事業者・就労継続支援事業者、企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図ります。
- 企業に対する障害者雇用に関する広報等による啓発活動や、各種奨励金、補助金の交付により、企業の障害者雇用を促進します。

○ひとり親家庭への支援を総合的に展開

- ひとり親家庭の経済的自立を図ることを目的に、就労や子育て支援事業情報の提供を総合的に展開していきます。

○女性の就労支援の実施

- 女性センター ゆうまつどでは、「まつど女性就労・両立支援相談」を実施しており、キャリアカウンセラー等が、再就職を望む女性が個々のライフスタイルにあった就労ができるよう、子育てや介護などの情報提供等を行いながら、再就職支援を行っています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○社会参加への意識を持つ	○事業者は法定雇用率*を守る ○事業者は働く男女の家庭生活などに配慮した就業環境の整備	○求人、求職情報の提供 ○総合的な支援体制の整備

ハローワーク：厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。

法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。（平成30年度より精神障害者も法定雇用率の算定対象。）

◆対象者別の就労相談（相談窓口など）

対象者	名称	内容
若者	まつど地域若者サポートステーション	15歳から39歳までの若年無業者への就労支援
	まつど合同企業説明会	地元で就職希望者と企業の出会いの場を提供
	Let'sまつど（ホームページ）	求人・求職情報のサイト
高齢者	シルバー人材センター	シニア交流センターで高齢者の経験を生かし、活力ある地域社会づくりに寄与
全て	労働相談	勤労会館 毎週月・木 17時～20時に実施
	無料職業紹介所	生活相談に応じながらハローワークや企業と連携した職業斡旋
障害者	ふれあい相談室	障害のある人（子ども）とそのご家族などから相談に応じている
子育て期	ハローワーク松戸マザーズコーナー	子育てをしながら就職を目指すママ＆パパの仕事探し、就職活動を応援
ひとり親	ひとり親家庭就労相談	子育て支援課で就労や子育て支援情報の提供を総合的に展開
女性	まつど女性就労・両立支援相談	個々のライフスタイルに合う情報を提供
生活保護受給者、 児童扶養手当受給者、生活困窮者	ジョイントワーク松戸	松戸市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、生活困窮者に対する一体的な就労支援を実施しています。

第5章 自立と参加の促進

取り組み課題【推進項目】

4. 地域福祉推進のための担い手の育成

現状と課題

- 地域福祉の推進にあたっては、「全ての市民が福祉の受け手であり、同時に担い手である」という認識のもと、「福祉サービスを受けるだけの福祉」から、「自ら携わる福祉」になるよう「自分たちの福祉課題は、まず自分たち自身で取り組もう」と住民が主体的に行動していくことが求められています。
- そのため、市内全域を一つの共同体としてとらえ、人との交流や社会的なつながりが自分自身の健康にも深く関係することを理解しながら、仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加を促進することが重要です。
- 本市では、パートナー講座や公民館での市民企画による自主企画講座、地域の担い手となるひとづくりや人材育成のための講座などを行っています。
- 「松戸市総合計画 *」後期基本計画進行管理のための市民意識調査（平成27年9月）によると、地域に貢献する活動を行っている団体、組織やグループに積極的に参加している人の割合は、30.5%であり、積極的に参加していない人が依然多い状況にあります。
- 協働のまちづくり市民アンケート（平成28年3月）によると、60歳代の48%、70歳以上では51.3%の人が市民活動に対し「関心がある」と答えています。
- 市社協ボランティアセンターにおけるボランティア活動に関する相談件数が年々増加しており、ボランティアへの関心の高まりは、仕事をリタイアした人等の地域で社会貢献活動をしたいと考える人々の増加も要因と認識しています。
- 本市には、都内などに通勤していた方が定年を迎え、地域社会に活躍の場を求めるケースが増えている傾向にあります。無償のボランティアはもちろん、有償ボランティアや「生きがい就労」も含め、地域の課題解決に高



(町会・自治会加入促進ポスター)

齢者に活躍してもらうよう環境づくりが一層、求められています。

- 市民活動に参加したことがない理由としては、47.8%（平成28年3月協働のまちづくり市民アンケート）の人が、きっかけや機会がないことをあげています。今後、さらに多くの市民の参加を促進するため、市民活動の経験を身近な地域社会で生かすきっかけ作りや情報提供に工夫を凝らし、ひとり一人のボランティア活動に関する相談内容を適切にコーディネートし、実体験につなげていきます。
- まつどをより暮らしやすくするために、市民活動団体など、地域で活躍する人材を育成するための「まつど地域活躍塾」は、豊富な知識や経験を持つシニア層を中心に、幅広い世代が市民活動に参加するきっかけとなる場を創出します。

施策の方向性

○生活課題に関する学習会等を開催し、住民自ら解決に向かって活動することへの支援

- 「成人講座」、「市民大学講座*」、「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、自らの生活課題や社会的課題に即した健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場とします。また、そこから生まれた自主企画団体が自ら学んだ成果を発表する機会を増やすなど、活動が継続しやすいような環境を整備します。

○個人の経験を身近な地域で生かす機会を得て地域活動へ参加することへの支援

- 団塊の世代*、20代・30代が地域活動に参加するために必要な支援を検討します。
- まつど市民活動サポートセンターを通じ、市民活動についての啓発活動や情報提供を行います。
- 市社協では、「ボランティア講座」を開催して、活動に関する基礎知識や技術を習得する機会を提供します。また、福祉活動を行っているボランティア団体により構成されている「松戸市ボランティア連絡協議会」では、相互の情報や意見の交換を行い、ボランティア活動を推進しています。

○シニア交流センターのさらなる周知と活用

- シニア交流センターでは高齢者の能力開発・活用のための研修事業などを行っており、利用者数が更に増えるように周知を図ります。

○千葉県（生涯大学校）との連携により、人材育成と地域活動の場の提供

- 地域活動の人材育成を目的に地域活動学部が創設されています。

 団塊の世代：昭和22～24（1947～1949）年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。

○パートナー講座の活用

- 市民の市政に関する理解を深め、市政参加の促進に寄与することを目的にパートナー講座を実施しています。講座の利用者が増えるよう周知を図り、市民との情報の共有化を推進します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域での活動に参加する ○地域における生活課題について共通の認識を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する ○行政と連携した講座の企画、運営 ○社会福祉協議会、NPO* などによる地域福祉の人材の発掘・育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の情報の積極的な提供 ○公民館事業の推進 ○シニア交流センターの周知と活用 ○千葉県生涯大学校との連携と活用 ○市民活動に関する相談事業



第5章

自立と参加の促進

施策の方向性

○就労支援・雇用の促進、障害福祉サービス事業所の充実、情報伝達・移動手手段整備などの支援

- 障害があっても、地域社会の一員として、生き生きと安心して暮らしていけるよう、相談支援体制の充実、企業や関係機関の連携による雇用及び就労の支援のほか、本人や保護者の意向を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた障害福祉サービスの充実など、地域で暮らすための社会資源のさらなる充実を図ります。

○相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターCOCO*の充実

- 地域における相談支援の拠点として、障害のある人とその家族の様々な問題を受け止め、その解決に向けて、他の相談機関、地域の社会資源と連携協力しながら支援を行います。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域社会のイベント等に障害のある人を積極的に勧誘し、交流する ○地域に障害のある人がいることが当たり前という認識を持つようにする ○親子で障害のある人について話す機会を作るようにする ○ボランティア*活動に興味・関心をもち、積極的に参加する ○障害のある人と触れあう努力をする 	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次松戸市障害者計画」の推進

障害者施設の自主生産品販売の支援について（その2）

障害のある人の自立と社会参加と市民のみなさんの障害のある人に対する理解を深めることを目的に、市内の障害者施設で自主生産される製品などの展示即売会を行っています。

毎月、市役所の通路で「市内福祉ショップ」を開催するほか、「ふれあいフェスティバル」等の障害者週間に関連したバザーを実施しています。ぜひ一度、お試し下さい。



第5章 自立と参加の促進

取り組み課題

6. 当事者団体への支援

現状と課題

- 高齢者、障害のある人、子ども、子育て中の方などそれぞれの暮らしの中での不安や悩みが多様化し、それぞれの悩みが周囲には理解されず一人で抱え込んでいる方も少なくありません。
- 当事者団体は、このような同じ悩みを抱える方たちが経験を共有し、問題解決に向けて支え合うための自主的な活動を行っています。同じ体験を持つ当事者の立場から気持ちを受け止め、分かち合い、情報を提供し合うことは自立した生活や社会参加を促す上では重要な役割を持っています。
- 当事者団体には、「認知症の人と家族の会」や「精神障害者家族会」、「手をつなぐ育成会」のように全国組織を持つものや、地域の小さな自助グループなどがあり、その規模や活動はさまざまです。
- 男女共に生き生きと暮らし、地域で生活するには、男女共同参画の視点で、様々な分野での取り組みを進めていくことが不可欠です。市は、「男女共同参画推進団体」への情報提供や周知のための広報等により、地域活動の支援を図っています。
- 団体の新たな担い手を増やすためには、団体の存在や活動内容の周知を図ることが必要となります。中でも、ピアカウンセリング^{*}は、同じような立場に立ったことのある人から、実感のこもったアドバイスや相談が受けられることで、地域での自立・参加の促進につながります。本市では、団体活動の支援や周知のための広報活動の支援を行っています。

^{*}ピアカウンセリング：同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相談に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。

施策の方向性

○ 住みやすい社会を実現

- 介護者等を対象とした集い、障害者関係団体、子育ての自主グループなどにおいて、できるだけ多くの人に参加するように、協力していきます。
- 当事者団体からの意見交換の機会を増やすことが望まれます。

○ ピアカウンセリングの有効性についての認識

- ピアカウンセリングは同じ課題を抱える人同士が日常生活の中で起こる出来事や、生活するにあたっての問題等を一緒に考えて話し合います。
- より多くの人ができるように認知度を高めることが望まれます。
- 仲間が集い、解決に向けて取り組みが結びつくよう相談機関を中心にピアカウンセリングの活動情報の収集に努め、情報の提供に取り組んでいきます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○当事者への理解と受け入れ	○情報の提供と活動の支援

「認知症の人と家族の会」について



毎年9月はアルツハイマー記念の月です。認知症の人と家族の会とサポーターが集まって、道行く人に声をかけます。全国で300万人を超えている認知症ですが、いまだに誤解と偏見が多くて、早期の対応を妨げています。

「認知症の人と家族の会千葉県支部」は、つどい、支部報の発刊、相談電話（ちば認知症コールセンター）などを通して広く啓発活動を展開しています。これからも介護者ならではの視点で、様々な情報を発信していきます。

第5章

自立と参加の促進

第6章

基本目標3

支え合い共に生きるまちづくり

～独りぼっちをつくらない、顔の見える地域に～

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援
2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化
3. 地域での支え合い活動の推進【重点項目】
～孤立させない地域づくり～ 《声かけ・見守りの推進》
4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止
5. 地域での交流・ふれあいの場づくり【推進項目】
6. 子ども・子育て支援



【柳原水閘】

1904年に作られたレンガ造りの水門で、土木遺産に認定されています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

1. ボランティア活動・NPO活動への支援

現状と課題

- 地域では、社会福祉協議会や町会・自治会の活動に加え、多様な分野で社会貢献活動を行うボランティア^{*}や、目的に賛同する自発的なメンバーで構成されたNPO^{*}が、積極的に地域福祉活動を展開しています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。

- 本市には、ボランティア^{*}やNPO活動の拠点として、矢切の総合福祉会館内に「まつど市民活動サポートセンター」と市社協の「ボランティアセンター」があり、「まつど市民活動サポートセンター」が、地域課題の解決に取り組む



(市社会福祉協議会 ボランティアセンター)

- 市民活動を支援し、広く分野や領域を超えた参画と協働を推進し、「ボランティアセンター」は、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティア保険の受付・登録、ボランティアに関する相談業務を行い、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っています。
- 地区社協でも地域住民に参加を呼びかけ、地域ボランティアが地域に密着した様々な活動を行う支援を行っています。
- 市民活動は、「社会的な課題の解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動」である一方、ボランティア活動は、「個人が個人のために、また、単発的に行うことのある活動」までを含んでいるのが特徴です。市民活動は「社会的な役割」を意識した表現となっており、ボランティア活動は、市民活動の一部と考えることができます。
- 「ボランティア」という言葉は、「自分から進んで」あるいは「喜んで」何かを行うという語源をもっています。ボランティア活動は、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、ほっておけないなどと感じることがスタートといえます。
- 「ボランティア」は、「善い行い」というとらえ方で、とかく福祉分野のみを対象にしがちですが、その活動は、まちづくりや環境、教育、医療、国際交流、スポーツや文化芸術など多種多様な分野で取り組まれているものです。

- 奉仕活動や福祉活動だけでなく、生涯学習や社会活動など市民が関わる全ての分野へ拡大させていくことが課題であり、仕事をリタイアした人が地域でボランティア活動やNPO活動などを行いやすくする必要があります。
- 平成25年4月に市社協の「ボランティアセンター」は、被災地の円滑なボランティア活動のコーディネートを行う「災害ボランティアセンター*」の機能を担う協定を市と結びました。多くの人々が日頃から助け合い活動に参加しやすい地域社会をつくり、いざという時に円滑な災害ボランティア活動に参加できるように「災害ボランティアリーダー」の育成をしたり、地区社協との協力体制の整備が課題となっています。

施策の方向性

災害ボランティアセンター：災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。

○協働事業*や市民活動助成事業の推進

- 本市では平成19年、地域・市民・民間の自主的な活動を促進するとともに、地域・市民・住民と行政とが連携・協力していくため、「松戸市協働のまちづくり条例」を制定し、協働事業や市民活動助成事業に取り組んでいます。
- 市民、市民活動団体、事業者及び市が地域課題の解決に取り組む協働の推進をめざし、市民活動を活性化します。
- 平成29年11月1日より、市民活動団体が無報酬で公益性のある活動を行っている際に事故があった場合、補償金が給付される「松戸市市民活動総合補償制度」を導入しました。

○「まつど市民活動サポートセンター」と「ボランティアセンター」との連携

- 「まつど市民活動サポートセンター」では、市民活動に必要な活動の場や情報の提供、NPOのマネジメント力を向上させる各種講座や見本市の開催により、市民活動の支援、協働の推進に努めています。
- 「ボランティアセンター」では、ボランティアに関心のある市民とボランティアを必要としている人や福祉施設をつなげる支援を行っており、各種ボランティア講座の開催やボランティア活動者に対する様々な相談窓口にもなっています。
- それぞれの特徴をいかし、連携を図りながら、さまざまなボランティア活動や市民活動が進められるようにします。

それぞれの役割

協働事業：市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○活動に参加する ○日常生活の中で地域活動やボランティアに関心を持つ ○地域の一員として地域福祉活動の担い手になる 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協はボランティアセンターを充実させる ○地区社協は、地域住民にボランティアの参加を呼びかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○まつど市民活動サポートセンターの充実 ○意識啓発・情報の提供 ○老人クラブ等の活動を支援する ○「松戸市協働推進計画」の推進

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

2. 社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の充実、強化

現状と課題

- 社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で定められた社会福祉法人^{*}であり、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられ、これまで地域福祉の推進役として重要な役割を担ってきました。
- 
- 近年、少子高齢化、核家族化、生活困窮者や一人世帯の増加など、地域住民の構成が大きく変容する中で、これまでの社会福祉制度では、救うことが難しい課題が地域社会に表出し、市内全域をカバーし、高齢者や障害者、低所得者など全世代対象に助け合いで支援を行う社会福祉協議会の活動の充実・強化が求められています。
 - 松戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地域住民、ボランティア、社会福祉施設などの関係者と協力し合って、行政機関と連携しながら、福祉のまちづくりを進めます。また、福祉のまちづくりを目指すため、地区社会福祉協議会や行政、ボランティア、社会福祉法人など協働するつなぎ役となり、地域住民が市民活動へ参加するよう働きかけます。
 - 通常の主な事業としては、地域住民による交流事業、高齢者・児童・障害のある人への支援事業、ボランティアの育成及び活動推進事業、日常生活自立支援事業、各種相談事業、その他、多彩な福祉活動です。また、非常時の役割として、大規模災害発生時に、災害ボランティアセンター^{*}や復興支援センターを立ち上げ、全国から駆けつけてくる多くのボランティアを受け入れ、被災者のさまざまなニーズにこたえることが求められ、市社協職員の人材育成や体制強化が必要です。
 - これまで、市社協は、地区社協の取り組みを支援し、広報紙「まつど社協だより」を配布するなど、広報活動に取り組み、地域住民への認知度は向上しつつありますが、さらに、地域住民から信頼される団体となるため、事業や活動内容の周知に努め、十分な活動のできる財源の確保に取り組む必要があります。

- 一方、市内を15地区に分け、地域に密着した福祉活動を幅広く展開する地区社協を支えるボランティア活動は、その裾野をさらに広げていく必要があります。市社協は、地区社協の活動内容の充実のためにも、今後も地域福祉推進センターを中心にボランティアセンターの機能の充実を図りながら「住みよい福祉のまちづくり」を積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

○市社協の組織力を活かし、行政側と市民側が共に協力した「福祉のまちづくり」の実現

- 当事者や、これまで福祉の担い手として活躍した人達のみならず、地域社会を構成する、様々な分野の人達にも参加してもらい、地域福祉について共に語り合い、共に考え、そこから得た課題を共通のものとして捉え、共に継続的に取り組みます。

○松戸市地域福祉計画と松戸市地域福祉活動計画の整合性の取れた取り組み

- 第5次松戸市地域福祉活動計画の策定にあたっては、日頃、市社協の活動を支えているボランティア、福祉関係者をはじめ、各分野の人々の意見の反映を図るとともに、この「松戸市地域福祉計画」と整合性を図ります。

○市社協による災害ボランティアセンターの基盤強化

- 松戸市地域防災計画との連携を図り、災害時におけるボランティア受け入れ体制を構築し、関係機関と連携した災害対策の充実を図ります。
- 市民を対象とした災害ボランティアセンター立ち上げ・運営の訓練や災害ボランティアリーダーの養成を行い、市民の災害支援意識の醸成を図ります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○市社協の事業内容を知る ○地区社協の活動を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区社協活動の充実を図る ○今まで交流のなかった組織、団体も地域福祉活動に参加する ○市社協、地区社協の活動を理解する ○地区社協や地域福祉に関する組織・団体との連携を強化する ○地域福祉計画との整合性を図る ○市社協は、災害時のボランティア支援体制を構築・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市社協、地区社協の活動を支援する ○地域福祉活動計画との整合性を図る

○市社協と地区社協

	市社協	地区社協
性格	社会福祉法に位置づけられた民間団体。全国ネットワークにより、活動を進めている。外郭団体として、継続的に、人的又は財政的に支援を行う市と密接な関係にある団体。	地域福祉を推進する自立性を有する市社協の内部組織。(任意団体) 問題の解決に向けて自発的に活動する。地域において、福祉のまちづくりを担う。
対象地域	市域全体	市内15地区
取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に密着したきめ細やかな福祉 ・ボランティア活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民互助活動の取り組み ・地域で福祉のまちづくりを実践
組織構成	市内全域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する幅の広い様々な専門家、団体、機関	地域に密着した団体・個人(評議員構成：町会・自治会、民生員児童委員、福祉ボランティア、はつらつクラブ、子ども会育成会、スポーツ推進員、小中学校等、青少年相談員など)

地域福祉計画推進地区（地区社協の区分）



◆地区社協の設置状況

(平成29年3月31日現在)

地区名	発足年月日	事務所	地区名	発足年月日	事務所
常盤平団地	平成8年12月8日	常盤平市民センター	明第1	平成10年12月19日	明市民センター
馬橋	平成9年4月29日	馬橋東市民センター	本庁	平成11年2月6日	松戸市文化ホール
小金原	平成9年6月29日	小金原市民センター	馬橋西	平成16年5月16日	馬橋市民センター
常盤平	平成9年7月19日	常盤平市民センター	明第2東	平成17年5月22日	松戸市南花島 4-63-5
東部	平成9年9月28日	東部市民センター	明第2西	平成17年5月22日	古ヶ崎市民センター
小金	平成9年12月14日	小金市民センター	五香松飛台	平成19年5月26日	五香市民センター
新松戸	平成9年12月23日	新松戸市民センター	六実六高台	平成19年5月26日	六実市民センター別館
矢切	平成10年12月12日	総合福祉会館			

◆年度別ふれあい会食会実施状況

区 分 \ 年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
年間開催回数(回)	173	158	169	178	187
年間利用延人数(人)	7,460	6,995	7,485	7,800	8,030
ボランティア参加延人数(人)	4,180	3,487	3,743	3,638	3,689

◆ふれあい・いきいきサロン開催地区及び会場の年度別推移

事 業 \ 年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開催地区社協数(会場数)	13 (38)	13 (39)	13 (39)	14 (41)	14 (41)

28年度延べ開催回数 820回 延参加人数 19,467人

◆子育てサロンの開催

事 業 \ 年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
開催地区社協数(会場数)	13(21)	13(20)	13(23)	13(23)	13(24)

28年度延開催回数 403回 延参加人数 8,829人(子ども 4,576人)

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【重点項目】

3. 地域での支え合い活動の推進

～孤立させない地域づくり～《声かけ・見守りの推進》

現状と課題

- 地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしていますが、生活習慣や価値観の多様化、核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、一方、虐待や「孤独死^{*}」という痛ましい事例も社会問題化しており、地域の見守りに期待が高くなっています。
- こうした社会問題を発見し、解決するためには、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなど、日常的な支え合いが必要になっています。
- 地域福祉の考え方は、「全ての市民が福祉の受け手であり同時に担い手でもある」という認識の上に成り立つものです。福祉は、「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へ意識を変えていくことが必要です。
- 本市では、平成23年度に国の「地域支え合い体制づくり事業」を活用し、社会福祉協議会や町会・自治会、NPO法人など21団体が地域での日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに取り組みました。このような事業をきっかけとして、今後も継続した取り組みが期待されます。
- 「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる」という孤独死は、平成28年一年間で、191人（50代以上）となり、調査を始めた平成15年の90人と比べ、倍増しており、深刻な状況に至っています。
- 長期間にわたり発見が遅れると孤独死の現場はどのような状況になるのかというと、①遺体から発生する異常な臭いはとれない②住まいという機能を失いかねない③時には火災のおそれもある、とされています。つまり長期間、発見がおくれてしまう孤独死は、命も財産も失ってしまうことになりかねません。
- このような孤独死の発生は本市や、大都会に限らず、全国的に頻発している現象といえるでしょう。その発生要因は「家族の在り方」が変わり、「地

域社会の緊密性」がなくなっているなどです。つまり、①単身世帯で孤立した生活②近隣関係が希薄③地域コミュニティと関わりがない、というのがその要因とされています。

- 福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性がいられています。助け合い、支え合いながら、同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりが大切です。
- 支え合いは、助ける人も「助けられる」経験を積み、誰もが「困ったときはお互いさま」と思える地域社会から生まれます。

「常盤平団地の取り組み」について

孤独死された人には、共通する生活パターンがあるとのこと。つまり①あいさつしない②身寄りに連絡しない③近隣と関わりをもたない④地区の自治会に入らない⑤特に男性の場合、料理ができない⑥ゴミ出しルールを守らない⑦部屋の整理ができない⑧アルコールをやめない、など、共通の生活パターンがあるとみられます。そして「孤独死7つの特徴」を次のように指摘しています。

- ①孤独死は一人暮らしが前提（二人暮らしは孤立死）
- ②男性の部屋はゴミの山
- ③男性が多く、女性は少ない
- ④発見が遅れるとムシのイサ
- ⑤高齢者に限らないで中年も、若者も
- ⑥生活習慣が“ないないづくし”
- ⑦孤独死予備軍は相当の数に

このような「現場の状況」を踏まえ、常盤平団地では、地域ぐるみで展開しています。

その一環として、年間360日営む「いきいきサロン」を運営。10年間の利用者は、10万人を超え、サロン視察・見学は、315団体、個人216人(平成27年7月31日現在)に及んでいます。

このほか「『孤独死ゼロ作戦』から学ぶ地域福祉の在り方」等をテーマにした講演は、233回(平成27年5月20日現在)に及ぶなど同団地における孤独死の取り組みが全国的に注目されています。

国もこの課題を着目して、これまでに①「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」（「孤独死」ゼロを目指して）というテーマで報告書を公表する一方で各地にモデル事業を実施。「安心生活基盤構築事業」（安全生活創造事業）を全国的に展開するに至りました。

また、総務省は、常盤平団地自治会に対して「地域づくり」に極めて優れた成果をあげられたとして平成21年度総務大臣表彰を授与しました。



このような、評価も高く、効果を上げている地域での実践を参考にしながら、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが孤立せず、その人らしい生活が送れるような地域づくりが必要です。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくりとともに地域支え合い体制の充実強化に努めます。

施策の方向性

○あいさつの普及

- 「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第一歩に通じます。
それだけではなく、「あいさつ」は地域福祉推進の第一歩になります。

○町会・自治会、NPO法人等による声かけ・見守り等の体制づくりの推進

- 町会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。地域の実情に応じた声かけや見守り体制を構築していくことが望まれます。
- 医療機関等と地域住民の連携による見守り活動の「あんしん電話」を支援します。

○民生委員・児童委員による見守り

- 民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していけるよう、身近なところでサポートする地域福祉の推進には欠かせない存在です。民生委員・児童委員による見守りを支援します。

○事業者への声かけ・見守りの協力

- 公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りについて協力事業者の拡大が望まれます。
- 平成24年度には、市と公共事業者が生活困窮者への支援で連携する覚書を取り交わしました。今後、他の事業者の協力を得ながら、地域ぐるみで見守りを行っていくことが望まれます。

○「まつど孤独死予防センター」の普及・啓発

- 孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じます。合わせて孤独死予備軍について検討します。

○「孤独死ゼロ作戦」の取り組み支援

- 孤独死の実態把握について引き続きそのデータの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援します。

<p>○認知症高齢者等の見守り活動「松戸市あんしん一声運動」</p> <p>➤ 高齢者を地域全体で温かく見守っていくために認知症サポーター養成講座の受講者に対し「オレンジ声かけ隊」への登録を推進します。「松戸市あんしん一声運動」を推進します。</p>
<p>○「高齢者支援連絡会」の見守り活動</p> <p>➤ 平成23年度に9地区で高齢者支援連絡会が設置され、ボランティアによる見守り・声かけ等の活動が行われています。残る地区への働きかけを行うつつ高齢者支援連絡会の必要性について検討していきます。</p>
<p>○地域の情報共有の促進</p> <p>➤ 地域ぐるみで福祉活動を展開するには、広報宣伝の役割が欠かせません。このような視点を重視して、ネットワーク紙の発行などにより地域の情報共有の促進に努めることが望まれます。</p>

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつする ○隣近所に住む人を知り、声かけを心がける ○近隣の見守りを必要としている人を見守る ○プライバシーの尊重、過干渉しない ○異文化について理解を深める 	<ul style="list-style-type: none"> ○新聞配達店、郵便局、電気、ガス、水道事業者と連携する ○声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく ○必要時連絡する相談窓口を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者支援連絡会の設置を地域の方々と協議する ○生活困窮者などに対する事業所との連携 ○認知症サポーターを養成する ○「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業などの活用も検討し、孤立しない地域づくりを推進する



(松戸市高齢者安心カード (表))

フリガナ 氏名	男・女
生年月日(明・大・昭)	年 月 日 血液型 型 ±
住所 (松戸市)	
緊急連絡先 (※親族) 氏名	☎
かかりつけ医	☎
高齢者いきいき安心センター ☎047-	

(松戸市高齢者安心カード (裏))

「松戸市あんしん一声運動」について

松戸市あんしん一声運動は、普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけた時「何かお困りですか?」「お手伝いしましょうか?」と声をかけ、高齢者を地域全体で暖かく見守っていくことを目指した運動です。この運動は「オレンジ声かけ隊」が行います。また、あんしん一声運動を専門職と一緒に実践活動するのは「オレンジ協力員」です。



個人登録証



団体ステッカー

「オレンジ声かけ隊」について

「オレンジ声かけ隊」は、市に登録して、松戸市あんしん一声運動に参加する認知症サポーターです。普段の生活の中で手助けが必要な高齢者を見かけたときに、「何かお困りですが?」「お手伝いしましょうか?」と積極的に声をかけることが役割です。平成29年3月末日現在、個人登録者は、3,441名、また、252組の団体が登録しています。

「オレンジ協力員」は認知症サポーターで、認知症に関する専門職と一緒に活動しています。平成29年3月末日現在、433名が登録しています。

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について

■民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について■



民生委員・児童委員は社会福祉協議会など関係機関と連携・協力しています。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

4. 子どもや高齢者、障害者等への虐待・暴力の防止

現状と課題

- すべての市民が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れることが、求められています。
- 虐待の早期発見には、虐待を受けていると思われる人がいる、虐待を直接見た場合などに、「虐待でなかったらどうしよう」と躊躇することなく、通告することが重要です。
- 子どもや高齢者、障害のある人に対する虐待、配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*}」は増加傾向にあります。虐待、DVの防止には、地域や行政の早期発見・早期対応、切れ目のない支援体制を充実していくことが必要です。
- 児童虐待の相談件数については増加傾向にあり、地域の様々な協力を得て、連携を強め、地域全体で子育てに関わる意識・取り組みを広めることが必要です。
- DVの予防についても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成14年4月に完全施行されてから10年以上経過しました。しかし、DV相談件数は、全体的に増加傾向にあり、支援の強化が必要です。
- 高齢者への虐待の予防については、平成18年4月1日「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されるのに先立って、本市においては平成16年度に「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置し、地域包括支援センター^{*}をはじめとする多くの関係機関と連携しながら対応しています。
- 障害のある人に対する虐待の予防は、平成24年10月1日「障害者虐待防止法」が施行され、本市においても「障害者虐待防止センター^{*}」を設置し、虐待に関する通報や届出、支援などの相談の対応を行っています。

ドメスティック・バイオレンス(DV)：夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。

- 今後、発生の予防から虐待を受けた方の自立にいたるまで、総合的な支援と横断的に対応できる体制が望まれています。

施策の方向性

○関係機関の連携・協力体制の推進

- 児童虐待対応では、「松戸市児童虐待防止ネットワーク」を構成する関係機関の連携と協働体制を強化します。
- 高齢者の虐待では、「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用するとともに、虐待事例介入方法や支援・対応方法等については、高齢者虐待の相談・支援の中心を担う地域包括支援センターが、関係機関と連携し対応が円滑に行えるよう支援します。
- 障害のある人への虐待では、障害者の権利擁護に関するネットワークを充実させます。

○相談体制の充実

- 児童家庭相談援助体制の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、育児支援等家庭訪問サービスにより、育児や子育てに不安を感じている保護者が社会から孤立することを防ぎ、虐待の予防を図ります。
- 地域包括支援センターが中心となり関係機関や地域の方々と連携を図り、高齢者虐待へ対応します。
- 「障害者虐待防止センター・障害者差別相談センター」で、障害者虐待への通報や相談を受け付けます。また、障害者虐待への対応技術を高めます。

○虐待防止に向けた活動、早期発見・対応体制の整備

- 「松戸市児童虐待防止ネットワーク」の啓発事業拡充により、虐待防止の意識高揚を図ります。
- DV防止に関する啓発活動を推進するとともに、婦人相談業務やDV対応体制を充実します。
- 高齢者虐待防止に向け、高齢者虐待に関するリーフレット・ポスターの配布や、広報まつど・ホームページを活用し情報提供を行います。高齢者虐待防止ネットワークとの連携を軸に、予防から再発防止までを視野に入れた普及啓発に努めます。
- 一般の方向けの講演会や、障害者施設職員に対する研修会など、障害者虐待の防止に関する普及啓発に努めます。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防について知識を深める ○見守り、通報、早期発見に努める ○相談窓口（通報先）を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制を整備する ○相談窓口を周知する ○障害者虐待の実態把握、調査等を行う ○虐待防止・早期発見の意識啓発をする

「松戸市児童虐待防止ネットワーク」について



本市では、児童福祉法が定める「要保護児童対策地域協議会」として、「松戸市児童虐待防止ネットワーク（平成28年10月改正）」を設置し、児童相談所をはじめとする関係機関や民間団体と密接な連携を図り、要保護児童・家庭への迅速で丁寧な対応に取り組んでいます。

「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」について

本市では、平成16年7月20日に、高齢者虐待の予防と早期発見・早期対応、再発防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的に「松戸市高齢者虐待防止ネットワーク」を設立しました。本ネットワークは、各関係機関の役割を明確にして連携を強化して行くと同時に、高齢者虐待防止の支援方法の構築に取り組んでいます。

第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題【推進項目】

5. 地域での交流・ふれあいの場づくり

現状と課題

- 顔の見える関係を築くためには、誰もが気軽に参加できる、身近な地域での交流、ふれあいの場や機会があることが求められます。しかしながら、都市化の進展等に伴い、地域のつながりや助け合いの気持ちが希薄になることが懸念されています。
- 地域での日常的な交流の中では、町会・自治会単位での集まりや、同世代の子どもを持つ親同士、またサークルや同好会など同じ趣味を持つグループ、高齢者の会食会など多種多様です。日頃の交流が必ずしも活発でない組織や団体もお互いに交流するきっかけとしても、また昔からそこに住んでいる市民と、転入してきた市民との交流の場としても、地域での行事やイベントはまたとない機会です。
- 市内の地区社協では、地域の誰もが楽しく気軽に集まり、仲間づくりができるように「ふれあい・いきいきサロン」や地域住民が子どもから大人まで世代を超えて、年齢や障害の有無に関わらず楽しみながら交流を深め合う場「ふれあい広場」も開催され、近隣の小中学校などによる演奏や地域で活動される団体による手作り品の販売などの模擬店、健康相談コーナーなど様々な催しが行われ、来場者数は年々増加しています。
- 外国人市民との国際交流で大切なことは、多様な文化や歴史などの違いを尊重しあうことです。

(姉妹都市提携 45 周年記念
松戸市民訪問団ホワイトホース市
タウンホール前にて)



- また、地域社会の人たちとの交流を通して障害に対する理解を深めてもらう努力も必要です。障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人もともに参加できる地域での交流・ふれあいの場や機会が増えることが望まれます。互いに相手の気持ちを理解しあう社会をつくること、心のバリアフリー*のため、地域での交流、ふれあいの場づくりが重要です。

- 地域の中で多様性を尊重する社会をつくるために、子どもだけでなく成人や高齢者まで、すべての世代が福祉の心を育むためには、ボランティア活動や地域での住民参加をより促進させる福祉教育が重要です。市社協は、福祉教育の実践にあたって、市内の小・中・高校等、学校と連携を行っています。

施策の方向性

<p>○地域でのイベントなどの住民の参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 日常の地域交流とは別に、地域ではお祭りや盆踊り、運動会、地区社協のふれあい広場など、様々な行事・イベントがあります。 ➢ 誰もが参加でき、参加したくなるような魅力的な行事、イベントを積極的に行い、すべての市民に地域社会への参加を促すような取り組みを行います。
<p>○地域交流の拠点として町会・自治会の集会所等の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成28年4月現在、町会・自治会の集会所等の活動拠点が市内には118か所あり、このほかに平成28年8月オープンの松戸市市民交流会館をはじめ市民センターなど公共の施設があります。 ➢ 小・中学校の空き教室等を地域に開放するためには、教育活動に支障が生じないように配慮していく必要があります。 ➢ 地域での交流を活発にするために、地域資源の有効活用ができるような取り組みを行います。
<p>○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民との交流イベントを開催し、国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 交流活動の情報を積極的に提供し、幅広い市民参加を促進していきます。
<p>○地区社協・NPO 団体・民間事業者などによる、ふれあい・いきいきサロン等の地域での交流・ふれあいの場の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 地域内の誰もが気軽に参加できる交流の場としての機能が高く、今後はさらに充実が求められます。
<p>○障害のある人との交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 障害のある人と実際にふれあう中で、市民が障害のある人に対する理解を深められるよう、障害者週間*などの機会を通じてイベントを開催します。 ➢ 市社協等で実施している地域でのふれあい事業の充実を促進し、こうした機会を積極的にPRしていきます。

障害者週間：平成16年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12月9日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間です。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントへ参加する ○世代を越えて市民同士の交流を促進する ○外国人市民と交流を持ち、お互いに理解する ○障害のある人との交流を持ち、お互いに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ○誰もが参加しやすい行事、イベントを開催する ○福祉施設と地域の交流を進める ○地域福祉活動における自治会館等の利用を活発にする ○サロンの充実 ○松戸市国際交流協会を通じて、外国人市民も参加しやすい行事、イベントの企画・開催 ○障害のある人との交流を進める ○福祉教育を推進する

「ふれあい・いきいきサロン」について

地区社協のふれあい・いきいきサロンは、憩いの場です。平成 28 年度で、14 地区 41 会場で開催し、年間開催回数 820 回、年間来場者は 19,467 人に上ります。

笑顔あふれるサロンにぜひご参加ください。



ハートフル運動会について

ハートフル運動会は、スポーツを通して、障害のある方と地域で活躍しているボランティアがふれあいと交流を深めることを目的に開催しています。

当日は福祉作業所、矢切特別支援学校の児童生徒やご家族、地区社会福祉協議会、松戸市ボランティア連絡協議会、松戸市スポーツ推進委員連絡協議会よりご参加・ご協力をいただきました。



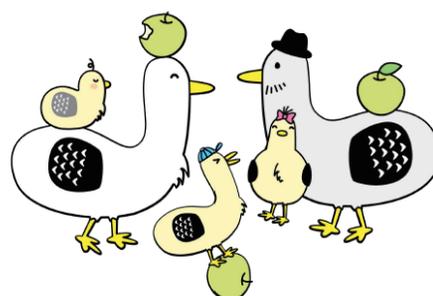
第6章 支え合い共に生きるまちづくり

取り組み課題

6. 子ども・子育て支援

現状と課題

- 地域では、子どもから高齢者まで様々な世代が助け合いながらいきいきと暮らしていることが重要です。しかしながら、急速な少子化の進展や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子どもや家族を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しています。子育ての孤立感や負担感を感じている人がいる中で、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支援していく必要があります。
- 乳幼児の親子が自由に遊べる広場として、おやこ DE 広場・子育て支援センターを市内 23か所に設置し、常勤している子育てコーディネーターが子育ての情報提供や相談支援を実施しています。また地区社協では、13地区 24会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流し、地域のボランティアが子育て中の保護者の相談相手となり、子育てを支援しています。
- 女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加しており、保護者が子育てと仕事を両立できる環境整備が求められています。保育所や小規模保育施設の大幅増設、全小学校での放課後児童クラブ^{*}の設置、放課後 KIDS ルーム^{*}の充実などに取り組んでおりますが、地域全体で継続して支援していく必要があります。
- 小・中・高校生がそれぞれの成長段階で、いきいきと過ごすことができるよう、地域全体で子どもたちの健全育成に取り組むことが重要です。特に子どもの自主的な活動や子ども同士の交流が図られるように、地域において児童館などの居場所を整備する必要があります。



松戸市子育て応援マスコット

「まつドリ」

放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

放課後 KIDS ルーム：学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室等を開放し、自由に学習や読書等ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援等を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。

- 地域には、学校以外にも子ども会やスポーツ、文化活動、地域の見守りなどさまざまな団体や活動があり、多くの人々が子どもの健全育成に関わっています。今後も地域全体で子どもの支援に取り組めるよう子どもたちを暖かく見守る地域づくりを継続していくことが必要です。子どもの意見を聴く「子どもフォーラム^{*}」の実施など、子どもが社会へ参画する機会を確保するとともに、全ての子どもが自分らしい夢をもち成長できることを応援する「子どもの夢支援事業」や「ゲットユアドリーム^{*}」の実施を通じて、子ども一人ひとりの個性が認められると感じられ自己肯定感をもって成長していくことができるよう支援していく必要があります。



ゲットユアドリームでの様子

- 少子化、核家族化が進む中、中高生など思春期の子どもにとって、今後の妊娠出産や育児について考えることは、将来の子育て力（親力）を育み、虐待防止にもつながる重要な経験です。「中高生と乳幼児のふれあい体験」は、中高生が子育て中の親子とふれあうことにより家族や家庭の大切さや子育ての素晴らしさを感じられる貴重な体験の機会であり、継続して実施していく必要があります。

施策の方向性

○地域において親子が集える場所の充実

- 乳幼児と保護者が気軽に集えるおやこ DE 広場、子育て支援センターの整備を進めます。
- 地区社協では、13 地区 24 会場で「子育てサロン」を開設し、子育て中の保護者が交流できる場を提供します。

○地域において子どもが健やかに成長できる環境の整備

- 保育所や小規模保育施設、放課後児童クラブや放課後 KIDS ルームを整備し、保護者が子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。
- 地域における小中高生の居場所づくりを進めます。
- 子どもが積極的に参画、活動できる機会を確保します。

○出産・子育てを想像できる機会の確保

- 中高生が命の大切さや愛おしさ、育児の素晴らしさを体験する「中高生と乳幼児のふれあい体験」を実施します。

子どもフォーラム：「子どもモニター」等の小中学生が松戸市について話し合い市の施策に意見を発表するワークショップを開催し、子どもの社会参加・参画を進めています。

ゲットユアドリーム：中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）・行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○声かけを行う ○子どもや子育ての現状を理解する ○行政や地域で行われている子育て支援事業を知り、利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において親子が集える場所を充実させる ○地域において子どもが健やかに成長できる環境を整備する ○出産や子育てを想像できる機会を確保する

「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」について

乳幼児や保護者同士の交流や悩みを相談できる場である、「おやこ DE 広場」・「子育て支援センター」が、市内全域の様々な施設内に 23 か所設置されています。

地域の自治会、高齢者や小中高校との連携など、地域で子育て中の保護者を支えつなげる仕組みができ、子育て支援のネットワークが広がりを見せています。



地区社協の「子育てサロン」について

市内の地区社会協議会では、地域の子育て中の保護者とその子どもたちを対象にした「子育てサロン」を開催しています。



「共働き子育てしやすい街ランキング 2017」で松戸市が全国編 1 位を受賞！

日本経済新聞社と日経 DUAL（デュアル）が調査した「共働き子育てしやすい街ランキング 2017」において、松戸市が全国編 1 位を受賞しました。

市民・事業者・行政が一体となり、地域全体で子育て支援を続けた結果がこの受賞につながりました。

今後も子どもや子育て世代に優しい街づくりを進め、多くの人に「住みたい」と思われる街を目指していきます。



「中高生と乳幼児のふれあい体験事業」について

平成23年度より、親になる一步手前の中高生が育児の予備体験を積めるよう、中高生と乳幼児のふれあい体験事業を実施しています。中高生が命の尊さを知ること、自分自身を大切に作る心や自己肯定感を高め、将来的な虐待予防や子育て力（親力）の向上につなげることを目的としています。

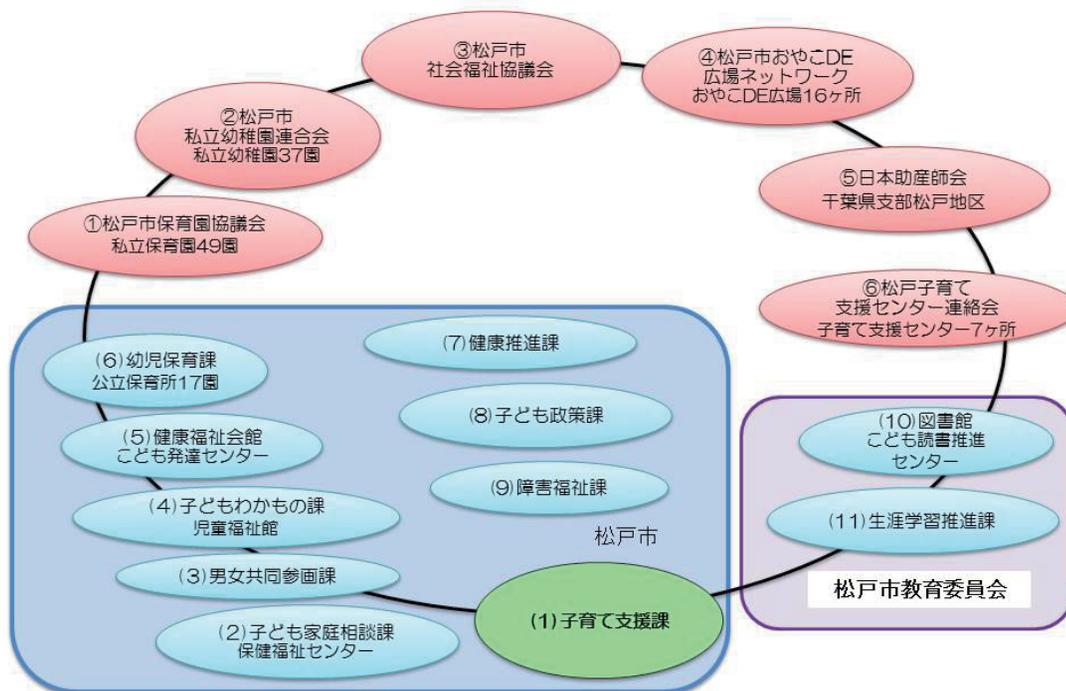


生徒が普段見せないような笑顔で赤ちゃんやと接し、参加した親からは「生徒さんが自分の子育ての話真剣に聞いてくれて嬉しかった」など好評です。事業の周知やサポートスタッフ派遣などでは、おやこDE広場や子育て支援センターとも連携し実施しています。今後も開催に協力いただく中学・高校を拡大していく予定です。

「松戸子育てフェスティバル」について

毎年開催する「松戸子育てフェスティバル」では、保育園、幼稚園、市社協、NPOや市内の子育て関係団体が一堂に集い、市内の子育て支援情報の提供、イベントを実施するとともに、子育てに関する専門職による総合相談をしています。

松戸子育てフェスティバル実行委員会



第7章

基本目標4

福祉文化の創造

～全ての人を柔らかく包み込む 優しい都市(まち)に～

取り組み課題

1. 心のバリアフリー
2. 世代間交流
3. 福祉教育の推進
4. ふるさとづくりの推進【推進項目】



【昭和37年常盤平団地再現展示】



【縄文の森の復元竪穴住居】



【松戸市立博物館】

松戸の昔のことや、地域のお祭りに関する展示があります。

第 7 章 福祉文化の創造

取り組み課題

1. 心のバリアフリー

現状と課題

- 誰もが自分らしく、安心して住みなれた地域で暮らしていくためには、お互いの存在を認め合い、差別や偏見による心のバリアのない、共に生きる社会づくりが不可欠になります。本市は、平成 10 年に世界人権宣言 50 周年にあたり、すべての人が安心して暮らせるまち「ふるさと松戸」を築くことを誓い、「人権尊重都市」を宣言しています。



(松戸市制施行 70 周年記念ロゴマーク)

- 段差の解消、スロープやエレベーターの設置をはじめとする、施設や道路、駅などのバリアフリー*については、市内でも進められているところですが、すべての人が安心して快適に暮らせるまちをつくるには、ハード面の整備だけでなく、一人ひとりの市民が思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを理解し尊重することも必要です。
- 本市では、「松戸市交通バリアフリー基本構想*」に基づき、心のバリアフリー*の実践と疑似体験の機会や情報の提供等を行っています。このことにより、市民の心のバリアフリーに関する意識を醸成し、高齢者・身体障害者等の移動制約者に対する日常的な気遣い、道路不法占用の防止、違法駐車・放置自転車の防止、民間店舗入り口のバリアフリー化等を展開しつつあります。
- 第 2 次松戸市障害者計画中間評価のための市民アンケート調査（平成 29 年 3 月）では、障害のある人に対する差別・偏見について、「ある」と答えた人が依然高い数値を示しています。同計画策定のための障害者関係団体の懇談会（平成 23 年 12 月）においては、地域社会の人たちとの交流を通して、障害に対する理解を深めてもらう活動をしていることや、当事者が声をあげて周囲の人たちの理解を求める努力が必要であるとの意見が出されています。
- 誰もがいきいきと暮らせる地域には、男女間における性別、固定的性別役割分担意識に捉われることなく、個人の個性と能力を生かせる男女共同参画の視点も必要です。

- 本市では、平成 29 年 4 月 30 日現在、14,651 人の外国人が住んでいます。そのため以前と比べて普段から外国人と接する人も増えてきているかもしれませんが、しかし、国際化と言われても言葉の壁もあり、気持ちの面で無意識に偏見や差別をしてしまっていることもあるのではないのでしょうか。人種や国籍などに関係なく、お互いの文化や生活習慣の違いを認めあっていくことが大切です。



(海外から来たママとパパの広場)

- 心のバリアフリーの醸成に向けて、まちづくりや福祉、教育など様々な分野で、長期的、継続的に取り組む必要があります。

施策の方向性

○福祉教育の充実(学校) や新たな交流の場づくりを推進

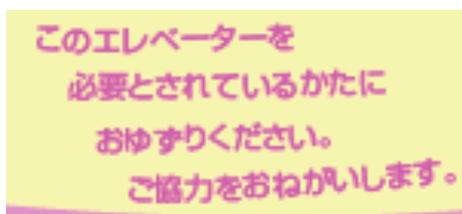
- 心のバリア（障壁）が生まれる原因の一つに、日常的な交流の機会が少なく相互理解が深まっていないことが上げられます。福祉教育の充実や交流の場づくりを推進します。

○地域の行事やイベントの検証（全ての人に参加しやすいか、呼びかけがなされているか）

- 既に行われている地域の行事やイベントも、全ての人に参加しやすいような配慮、呼びかけがなされているのか、もう一度検証してみる必要があります。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○お互いを尊重する ○思いやりやいたわりの気持ちを持つ ○困っている人を見かけたら声をかける 	<ul style="list-style-type: none"> ○行事、イベントの開催は、市民（高齢者、障害のある人、子ども等）が参加しやすいように配慮する ○学校等における福祉教育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーション*の普及、推進 <p><small>(ノーマライゼーション：障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。)</small></p>



(市役所 思いやりエレベーター)



第7章 福祉文化の創造

取り組み課題

2. 世代間交流

現状と課題

- 核家族化や少子化、高齢者世帯・高齢者単身世帯の増加に伴い、従来、家庭内や地域で行われていた高齢者と子どもの交流が減少してきています。
- 高齢者が地域社会を担う機会が減少することにより、次第に孤立化、生きがい感の喪失に繋がります。また、子どもたちにとっては、多世代との交流が減少することにより、多様な価値観やお互いの違いを知る、理解する機会が失われている状況にあります。
- 多世代との交流を通して、他人への思いやりの心、感謝の心を持つことの大切さを認識するために、意識的に世代を超えたふれあうきっかけを増やしていく必要があります。
- 本市では、高齢者が保育所で子どもたちと交流をもったり、小中学校で地域の人材を講師に招いて授業を行うような取り組みが行われています。おやこ DE 広場、子育て支援センターでは、高齢者による読み聞かせや学校の授業の一環で実施される中高生と乳幼児のふれあい体験を通して、世代間の交流が行われています。



(高校生と赤ちゃんのふれあい体験 2015)

- 地区社協の活動には、学校の児童と一緒に花を育て、高齢者の施設や保育園に届ける園芸支援を行ったり、小学生と一人暮らしの高齢者との年賀状交流など世代間交流の場づくりに取り組んでいる活動も多くあります。こうした特色ある活動を日常的な地域での交流につなげていくことが大変重要です。



(小金地区 ふれあい花壇)

施策の方向性

○元気高齢者が多世代と積極的に関わっていく施策を推進

- はつらつクラブ(老人クラブ)、シニア交流センター、老人福祉センターそれぞれの有効活用に努めることが望めます。
- 高齢者が住みなれた地域において個性や能力を発揮し、生きがいを持って過ごすことができるような支援を充実させていきます。

○子どもを通じた世代間交流の推進

- NPO*や地域に活動する組織が連携し、子どもを通じた世代間交流を推進しています。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○交流行事に参加する ○自分の持つ知識、経験を交流事業に生かす 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流の場を設定する ○学校は世代間交流の場、機会を提供する ○地域の子どもや高齢者に対する声かけを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流事業への参加促進のためのPRを支援する

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題

3. 福祉教育の推進

現状と課題

- 地域福祉を推進していくには、一人ひとりの市民が主体的にかかわり、担い手として参加していくことが重要になります。学校などでの福祉教育は、すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支え合い生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育です。子どもたちがふるさととなるまちを、福祉のところに満ち溢れた心豊かな生活を営める社会にする担い手となるために、重要な役割を果たしています。
- 千葉県及び本市では市内の小・中・高等学校で、障害のある人や高齢者、保護者・地域住民とともにすすめる福祉教育に取り組んでいます。施設訪問やボランティア*体験、地域との交流活動など、まだ校数は少ないものの、さまざまな福祉教育を実施している学校があります。各学校で実施している福祉教育の実践については、その情報を横断的に交換できるような機会が少ないため、情報交換の機会をさらに充実させる必要があります。
- 市社協は、このような学校の取り組みを多方面から支援していますが、地域福祉の推進という点から、単なる福祉体験にとどまらず、社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめ、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることが、今後の課題となります。そのためには学校と社会福祉協議会の一層の連携が求められます。
- 地域福祉活動への若年層の参加が少ないことから、福祉教育については、小・中・高等学校のみならず、大学等とも連携をとる必要があります。本市では若者のボランティア*体験講座を実施し、若者にボランティア体験の機会を提供しています。

「高齢者疑似体験」について

高齢者疑似体験セットを着用し、視覚聴覚の支障、足腰の動かしにくさを体感します。「立ったままの姿勢はつかれるし大変。お年寄りにはバスや電車の席を譲ることが大切！」と思いやりの気持ちが芽生えます。



施策の方向性

○地域、学校、社会福祉協議会との連携を図り地域全体での福祉教育の推進

- 地域の中で、児童生徒が世代間交流を通して社会の一員であることを学び感じられるように学校、地域、関係団体と協働した福祉教育活動を推進します。
- 地区社協では、児童生徒との交流の機会を増やし、地域ぐるみで実践する福祉活動を推進します。

○福祉教育の機会を提供

- 市社協では、高齢者や障害のある人の体の動きや機能が制限された状態を体験できる福祉用具を貸出し、体験学習を通して相手を思いやる心を育みます。
- 市社協では、児童生徒を対象としたボランティア体験講座を実施し、支え合い助け合う仕組みの大切さを伝えていきます。
- 市社協では、福祉体験学習をサポートするボランティア（福祉教育サポーター）を育成し、学校や地域での福祉教育実践活動を支援します。
- 市社協では、若者向けのボランティア体験講座を実施し、若年層の参加を促進します。

○福祉教育に係る情報を提供

- 市社協では、福祉教育に取り組む学校や地域活動者を対象とした「福祉教育関係者会議」を開催したり、助成金を交付することで福祉教育実践校の拡大を図ります。
- 市社協では、学校における福祉教育活動実践プログラムの提案や実践例に係る情報を発信します。

それぞれの役割

個人（自助）の役割	地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○学校の福祉教育の取り組みに協力する	○市社協は、全面的に協力、推進する ○学校の先生の研修の機会をつくる	○福祉教育の取り組みを支援する ○福祉教育の機会提供に協力する

第7章 福祉文化の創造

取り組み課題【推進項目】

4. ふるさとづくりの推進

現状と課題

- 地域の伝統文化・民俗芸能を継承していくことは、住んでいる地域を知り、理解を深め、人とのつながりを強める機会でもあります。ふるさとが街の中の自分自身の居場所となり、ふるさとにすることで、誰かが自分を必要とし、受け止めてくれる場になることが望まれます。ふるさとづくりの活動は、自分の住んでいる街を大切に思い、住み続けたいという気持ちにつながるものです。
- 人々が主体的に歴史と文化の共有・継承の地域活動に参加できる機会を増やし、生涯を通じてふれあえる、ふるさとづくりを推進していくことが必要と考えます。
- 地域では、歴史景観に配慮したまちづくりが求められているなか、町会・自治会などの単位で、あるいは神社や寺などを中心に、古くから歴史のあるお祭りや盆踊りなど季節ごとの行事を通じた世代間交流や様々な芸術文化活動、伝承活動が個性豊かに行われています。
- 松戸に関わりを持つさまざまなアーティスト・クリエイターが地域の協力や交流の中で暮らしに根ざした芸術的な表現活動を展開したり、多種多様な表現活動の場を創出させ、文化的な豊かさを享受できる機会が多くあります。松戸の魅力を発信する新たな文化観光イベントや歴史、自然資源を活用して、身近に歴史、文化を感じられる場や機会の充実が図られています。
- 松戸市内でご協力頂き、集まった共同募金（赤い羽根募金・歳末たすけあい募金）は、共同募金会を通じて市社協へ配分され、地区社協活動への助成やボランティア活動支援などに役立っています。ふるさとづくりの活動は、じぶんのまちを良くしたい、という郷土愛に通じ、寄付文化の醸成にも重要な役割を持っています。



(松戸まつり 募金活動の様子)

- 首都東京に隣接する松戸市は、古くから四季折々の暮らしが人々のふれあいの中で、地域の特性豊かに育まれてきました。今後もこの街が全ての人を柔らかく包み込む、優しい都市であるよう、誰もが支え合う心を持ち、自分自身の将来に夢や希望を持ち、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりが求められています。

「戸定邸」について

水戸徳川家第11代当主昭武(1853-1910)が明治17年(1884)に完成させました。小字名にちなみ戸定邸と呼ばれました。芝生を基調とする洋風を取り入れた庭(国名勝)と、伝統的な和風による家屋(国重文)を豊かな樹木が取り囲んでいます。関東平野、江戸川、富士山を望む高台にあり、明治時代の華族の生活を今に伝える名勝です。ここには皇太子時代の大正天皇や皇族、実兄の徳川慶喜などが訪れ、社交の場としても活用されました。



隣接する戸定歴史館には、昭武や慶喜の愛用品が展示されています。平成15年に皇后陛下が行啓になり、同21年には天皇皇后両陛下が戸定歴史館へ行幸啓になりました。

施策の方向性

○芸術文化活動や民俗芸能の継承を支援

- 松戸の郷土芸能として、「松戸の万作踊り(県指定文化財)」や「松戸の獅子舞(市指定文化財)」などがあり、地元の人々により受け継がれています。
- 昔のあそびを子どもたちに教えるボランティアなども活動しています。伝統を継承しつつ新たな文化を創造していくことが望まれます。

○地域の歴史文化遺産の保護と啓発

- 旧徳川家松戸戸定邸・萬満寺・本土寺の所蔵品など国指定文化財7件、浅間神社の極相林など県指定文化財5件、二十世紀梨誕生の地など市指定文化財42件、国登録有形文化財1件があります。
- 文化財の基礎調査を進め、標識柱や案内板を整備し、市民自身が情報を収集し、調査などを進めていくことも大切です。地域に愛着や誇りを認識する機会を増やしていく必要があります。

○新しい祭りや催しなどを「松戸の文化」として育成

- 住んでいる地域に興味・関心を持ち、地域の行事・活動に参加する人が増えることを期待します。

それぞれの役割

個人（自助）・地域（共助）の役割	行政（公助）の役割
○地域社会において共有し、継承していく ○新しい地域文化の創造	○啓発、育成、支援、保護、活用に努める



（本土寺の紅葉）

第8章

計画の推進

～支え合う心を育み、豊かな地域社会をつくる～

1. 推進体制の確立
2. 地域資源の充実・育成
3. 財源の確保
4. 計画の進捗管理・評価



【萬満寺】

1256年に建てられた寺で、入口の仁王尊は国の重要文化財で、大変貴重です

1. 推進体制の確立

地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域で活動している町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア*、NPO*、事業者などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

町会・自治会

地域活動を推進するために町会・自治会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町会・自治会の取り組みや事業の目的を理解してもらうことが大切です。

民生委員・児童委員

生活上でさまざまな困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

地区社会福祉協議会

地域住民に「地域福祉推進地区」である市内の15地区社協の活動が、地域の福祉活動の中心を担っているということを広く知ってもらい、地域福祉活動の運営に関わる人を増やしていくことが、地域福祉の推進につながります。

地域福祉を推進するという重要な役割を持つ地区社協のさらなる充実が期待されています。

15地区社会福祉協議会が「地域福祉推進地区」です

松戸市社会福祉協議会

地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられています。地域福祉活動の推進・調整役として、地域住民に対し様々な事業や活動に参加するための援助等を行う中心的な役割を果たすことが期待されています。

松戸市社会福祉協議会は「地域福祉活動の推進・調整役」です

松戸市

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取り組みを支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

また、本計画の実施状況の点検は、PDCAサイクル^{*}を意識し目標管理型で実施し、進捗状況を把握します。

PDCAサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。

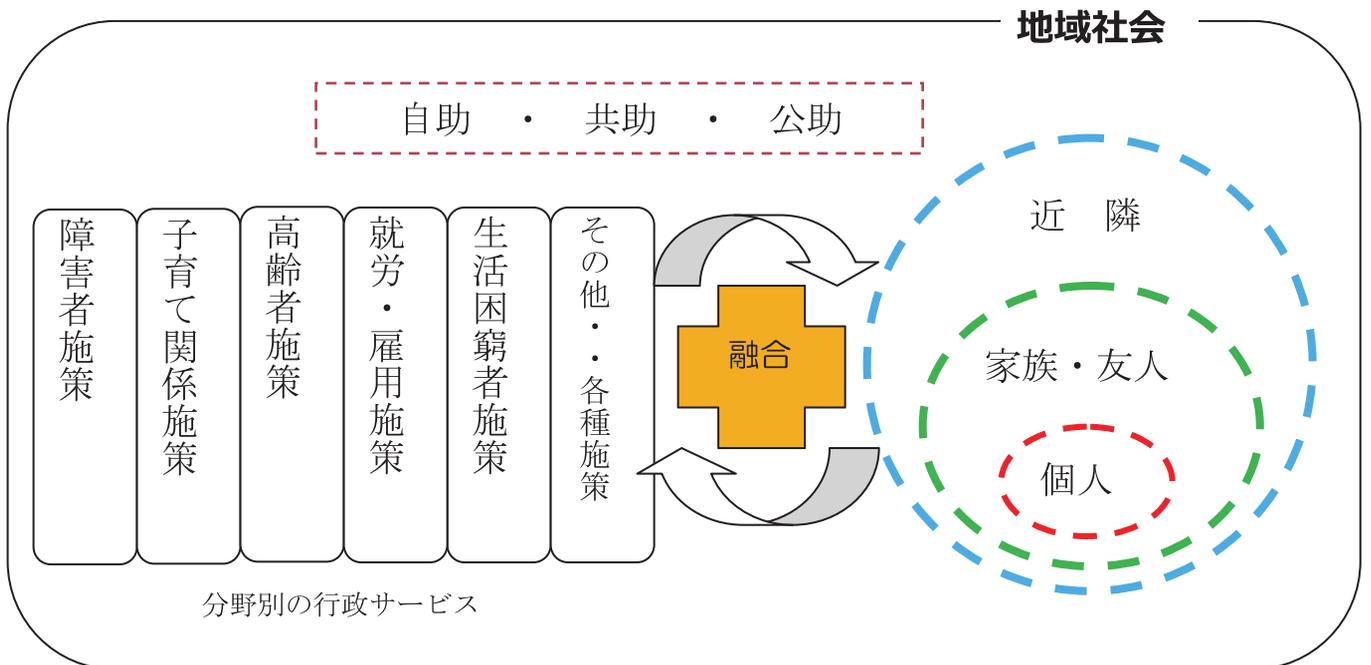
地域福祉を推進することとは

従来、「福祉」は、高齢者、障害者、児童など分野別に行政が必要な福祉サービスを「特定の人のため」にあるものと考えることが一般的でした。

しかし、本来、誰もが、日々の暮らしの中で、常に、何らかの問題を抱え、個人の努力や家族、友人、近隣、ボランティア活動などの助け（「自助・共助」）や行政が担う福祉サービス（「公助」）によって、課題を解決しています。そのため、自助、共助、公助がバランスよく地域の中で、機能することがとても重要です。

本市は、すべての市民が安心してそれぞれの場でいきいきと暮らせるよう分野別の行政サービスを地域社会の支え合う仕組みづくりと融合させ、双方の充実を図ります。

【イメージ図】



○目指すべき地域 ～社会的孤立がない、排除しない～

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく誰もが居場所や役割があり、課題を持っていても誰かに相談でき、誰かが手を差し伸べてくれ、多様な価値観が尊重され、疎外されることがない。

2. 地域資源の充実・育成

地域福祉推進地区では高齢者、障害のある人、子育てなどの支援を行う各種 NPO 法人があり、また地域福祉活動を推進する制度ボランティア^{*}として民生委員・児童委員、健康推進員などが配置されています。

今後、地域包括ケアシステムの推進に伴い、ボランティアの育成や各種団体間の連携がますます重要です。

市民一人ひとりが地域に貢献する役割を持ち、地域でいきいきと活動できるようにイベントや講座を開催し、充実させます。

地域の様々な人的資源・物的資源があるのかを把握し、共有しながら、地域で活躍できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

地域福祉活動の拠点確保の推進

地域福祉活動を推進する上で、拠点となる場所を確保することが不可欠です。地域の住民が集える場を確保することで、住民同士の交流を深め合うことができ、情報共有がしやすくなります。また、ふれあい・いきいきサロンや会食会などの具体的な地域の活動に着手しやすくなり、地域福祉活動を継続的に取り組むことが出来ます。

松戸市では、地域福祉活動の中心となる地区社協の事務所を公共施設に拠点として確保しています。また、地区社協で開催する、ふれあい・いきいきサロンや会食会等においても地域福祉活動の場として提供し支援しています。

町会・自治会等の集会所においては、新規の建設や増築への補助による支援を行い、平成 29 年 4 月現在では市内に 118 ヶ所の集会所が設置されています。集会所では、事務所としての機能を果たすことがより重要となります。その他、地域のさまざまな資源を活用して、地域福祉活動の拠点の整備、地域での交流・ふれあいの場づくりへの支援を推進します。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧

※掲載している数字は、平成29年5月に庁内へ調査をかけた数字で、地域の資源としての目安となります。

※地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

※地区別資源は各施設の所在地に基づくものあり、管轄は全地域に対応しているものもごさいます。

	民生委員 児童委員		健康 推進員		食生活 改善 推進員		地域 防災リ ーダー		防犯 指導員		保 護 司		青 少 年 相 談 員		地 域 環 境 調 査 員		人 権 擁 護 委 員	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
本庁	5	29	0	7	0	1	40	3	49	2	2	0	12	6	6	0	0	1
明第1	18	42	0	18	0	5	113	5	111	4	5	1	18	2	5	3	0	0
明第2東	9	21	0	8	0	0	17	2	56	2	2	1	11	5	2	1	1	2
明第2西	11	21	0	15	0	2	32	0	59	3	6	2			2	1	0	0
矢切	4	24	0	9	0	0	54	0	40	1	4	3	13	1	3	3	0	0
東部	6	24	0	15	0	2	35	6	51	0	6	2	18	4	4	5	0	0
馬橋	9	28	0	18	0	4	59	3	67	3	3	3	13	1	3	1	0	0
常盤平	13	42	0	23	0	4	67	4	102	3	5	3	13	2	4	4	4	2
五香松飛台	15	20	0	14	0	5	70	10	106	1	3	2	12	3	1	1	0	0
六美六高台	11	17	0	9	0	1	36	4	94	7	2	2			2	0	0	0
常盤平団地	6	12	0	1	0	0	12	11	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0
小金	12	31	0	20	0	3	93	5	165	6	2	2	20	21	7	4	1	1
小金原	7	17	0	15	0	0	52	9	47	2	2	2	11	3	8	1	1	0
新松戸	16	21	0	16	0	0	62	2	56	3	1	1	8	3	7	2	0	1
馬橋西	3	19	0	12	0	3	39	3	62	4	2	0	0	0	3	0	0	1
男女計	145	368	0	200	0	30	781	67	1069	41	45	24	149	51	58	26	7	8
合計	513		200		30		848		1110		69		149	51	58	26	7	8

	子ども会	老人クラブ	ボランティア団体 (協議会加盟)	NPO法人	警察署と交番	消防署	ゴミ・し尿処理施設	町会・自治会館	市役所・支所	市民センター	図書館	公園緑地	郵便局	JRの駅	私鉄の駅	病院	診療所	歯科診療所
本庁	197	12		12	3	0	0	8	0	0	2	17	2	1	1	0	34	24
明第1	184	24		25	2	1	0	10	市役所	1	1	41	6	0	2	0	32	34
明第2東	427	9		7	1	0	0	6	0	1	1	22	1	1	1	2	15	18
明第2西		16		7	1	1	0	4	0	1	1	16	1	0	0	2	9	6
矢切	188	9		9	2	0	0	6	1	0	1	24	2	0	1	0	13	12
東部	335	12		7	1	2	2	12	1	2	3	61	3	1	3	4	27	18
馬橋	138	16		7	3	1	0	9	1	2	2	36	4	2	1	0	11	12
常盤平	471	22		24	3	0	0	11	1	2	3	25	7	1	3	3	53	43
五香松飛台	191	15		8	1	1	2	9	0	2	2	32	3	0	1	1	12	13
六実六高台		11		4	1	1	1	4	1	1	1	20	2	0	1	0	8	12
常盤平団地	0	1		1	0	0	0	1	0	0	0	17	0	0	0	1	0	1
小金	430	21		10	1	2	0	8	1	2	2	44	2	1	1	2	19	19
小金原	54	17		8	1	0	0	8	1	1	1	20	2	0	0	1	17	11
新松戸	494	12		21	1	0	0	11	1	1	1	29	3	0	1	1	29	36
馬橋西	355	12		2	1	1	0	11	0	1	1	8	2	0	0	1	11	16
合計	3464	209	20	152	22	10	5	118	8	17	22	412	40	7	16	18	290	275

※ボランティア団体は様々な場所で活動しているため、地区別に分けていません。

第8章

計画の推進

	子ども関係														障害者関係									
	保育所(園)	小規模保育施設	認定こども園	幼稚園	小学校	放課後KIDSルーム	放課後児童クラブ	中学校	高等学校	大学	児童館・子ども館	子育て支援センター	おやこDE広場	親子すこやかセンター	知的障害者生活ホーム	知的障害者福祉ホーム	グループホーム	生活介護事業所	就労継続支援B型事業所	就労移行支援事業所	地域活動支援センターI型	地域活動支援センターII型	地域活動支援センターIII型	指定特定相談支援事業所
本庁	3	10	0	1	2	0	2	1	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	1	2	0	0	1	1
明第1	7	6	1	5	5	2	5	1	0	1	1	1	2	0	1	0	1	1	1	1	0	0	3	4
明第2東	2	3	0	3	2	1	2	0	1	0	0	0	2	1	0	0	2	0	1	0	0	0	2	2
明第2西	6	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
矢切	2	2	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
東部	12	4	1	3	6	5	5	3	4	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
馬橋	1	3	0	3	3	0	3	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	1
常盤平	7	6	3	5	6	2	7	3	0	0	1	2	1	0	1	0	1	4	3	0	0	0	6	4
五番松飛台	2	1	0	3	3	2	3	2	1	0	0	0	1	1	1	0	5	4	1	0	0	1	0	7
六実六高台	3	1	0	1	3	1	3	1	1	0	0	1	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	0
常盤平団地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小金	4	2	0	3	3	1	4	2	0	0	1	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	1
小金原	5	0	0	2	3	2	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1
新松戸	7	6	0	2	3	1	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1
馬橋西	5	0	0	2	3	0	3	2	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	66	44	5	37	45	17	45	20	10	4	3	7	16	3	3	1	22	14	10	3	1	1	16	23

	高齢者・介護関係																				
	居宅介護支援事業所	訪問介護事業所	訪問入浴介護事業所	訪問リハビリ事業所	訪問看護事業所	通所介護事業所（デイサービス）	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護事業所	通所リハビリテーション事業所（デイケア）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	短期入所生活介護事業所（ショートステイ）	短期入所療養介護事業所（ショートステイ）	小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	特定施設入所者生活介護（※）	軽費老人ホーム（ケアハウス）	定期巡回・随時対応型訪問介護介護	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
本庁	7	9	2	0	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0
明第1	15	13	1	0	2	6	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0
明第2東	5	8	0	0	1	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0
明第2西	7	6	0	0	1	3	3	0	0	1	0	0	0	2	0	1	2	1	0	1	0
矢切	5	3	0	0	0	3	7	0	0	1	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0
東部	20	10	0	3	5	9	7	0	6	8	1	3	0	12	3	0	5	8	0	1	2
馬橋	9	13	0	1	2	6	10	0	1	1	0	0	0	2	0	2	3	2	1	1	1
常盤平	35	30	3	2	7	13	15	0	4	3	1	2	0	5	2	1	5	5	2	1	0
五香松飛台	12	10	0	1	1	7	4	0	4	1	0	4	0	2	4	0	3	5	0	0	0
六美六高台	8	5	0	0	1	5	10	1	0	1	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	0
常盤平団地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小金	7	10	0	0	1	8	7	0	2	1	1	1	1	1	2	0	3	2	0	0	0
小金原	9	6	0	2	3	6	6	0	3	1	1	1	0	2	1	2	4	2	1	0	0
新松戸	10	6	0	2	2	3	6	1	0	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0
馬橋西	6	4	1	0	1	4	1	0	2	1	0	1	0	1	1	0	6	1	1	0	0
合計	155	133	7	11	29	76	95	3	22	19	4	12	1	33	13	10	45	31	5	4	3

※ 介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（特定施設の指定を受けている事業所）

3. 財源の確保

地域福祉の財源を確保することにより、それぞれの地域のニーズに合った取り組みが行われます。その活動は、新たな人とのつながりや人と人との関係を強くします。地域福祉活動の財源には公的資金と民間財源の二つがあります。

○地域福祉の公的財源

補助金・委託費や助成金など

○地域福祉の民間財源

会費・寄付金や共同募金など

町会・自治会やボランティア団体、NPOなどが地域活動を行っていくために必要な資金が継続的に確保されることが必要です。

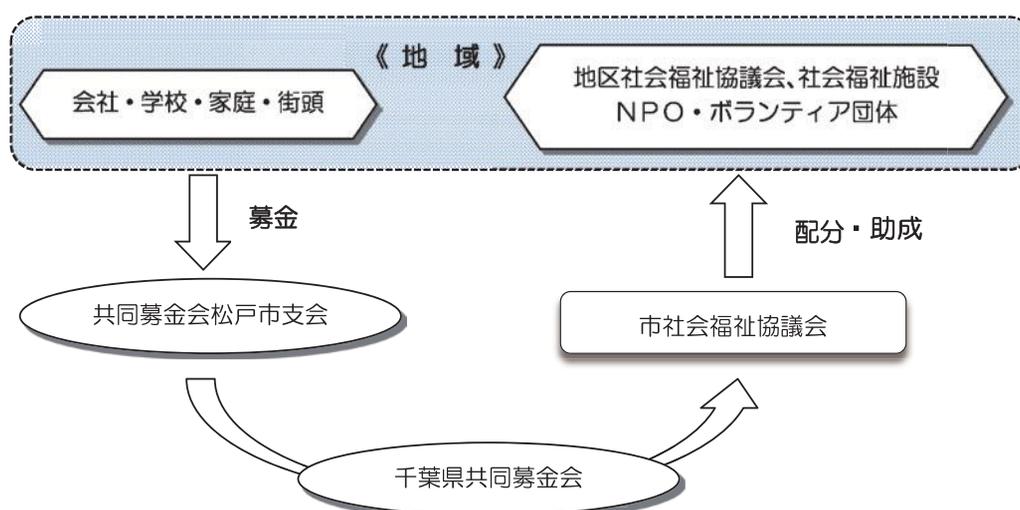
(1) 公的財源の確保

公的財源は、事業の公共性が強いことを表し、比較的安定した事業実施を可能にします。地域福祉を推進する団体に安定した財源を確保するためにも、公的財源の確保の重要性を認識し、さまざまなニーズに対応する環境整備に配慮します。

(2) 民間財源の確保

赤い羽根などの共同募金は社会福祉事業を目的とした地区社協やボランティア団体などの活動支援に充てられ、市内の地域福祉活動などの財源となっています。共同募金への協力には、募金の使途について住民に対する各事業の周知・理解を図ることが必要です。

共同募金の流れ



主な活用使途



(会食会での様子)

- 市内 15 地区社協に助成
- 民間保育園・民生委員児童委員協議会に活動費の一部を助成
- 老人クラブ連合会に活動費の一部を助成
- ボランティア活動の普及・推進に活用
- 交通安全のための団体の活動に助成
- 福祉教育推進のために活動した学校に助成



(千葉県共同募金会 オリジナルマスコットキャラクター びわびよ)

地域福祉活動を行うにあたって、事業費・運営費などを前述の共同募金などで充てることも考えられますが、継続的に資金を確保するためには、バザーや寄付金によって自主財源を確保する方法が考えられます。募金や寄付などは身近な社会貢献の手段であるということを一人ひとりに認識してもらうことも必要です。

主な自主財源の確保

- 団体構成委員の会費
- 寄付金の活用
- バザーでの収益金
- その他
 - ・回収したペットボトルをリサイクル業者に引き取ってもらい、その得た資金を福祉事業の資金で活用する
 - ・サロン活動等で参加者からコーヒー代を徴収し、事業費・運営費に充てる
 - ・イベント時に飲食物や物品の販売を行い、事業収益金として活用する
 - ・団体が開催するシンポジウムなどのイベントに企業からの提供資金を活用する

4. 計画の進捗管理・評価

計画は策定するだけでなく、その進捗管理や評価が重要です。

進捗管理では、重点項目と推進項目を含め、定期的に関連事業・取り組みを実施している行政の関係部署に進捗状況、課題、今後の方向性について調査し、推進委員会で報告、評価し、計画の推進に努めます。

また、松戸市社会福祉協議会やボランティア活動団体などの関係団体や機関の計画の進捗状況の把握にも努め、庁内連携会議の場で共有を図ります。

なお、こうした進捗管理の仕組みは、継続的に行い、より良い仕組みの検討も行います。

次期の地域福祉計画は、引き続き、社会動向の変化や市が実施する市民アンケート調査の結果などを活用し、計画の見直しを行います。

第8章

計画の推進

資料編・用語集

1. 統計資料
2. 各種調査の詳細
3. 地域福祉サロン～困ったときはお互いさま～
4. パブリックコメントの実施状況
5. 計画策定の経過

1 統計資料

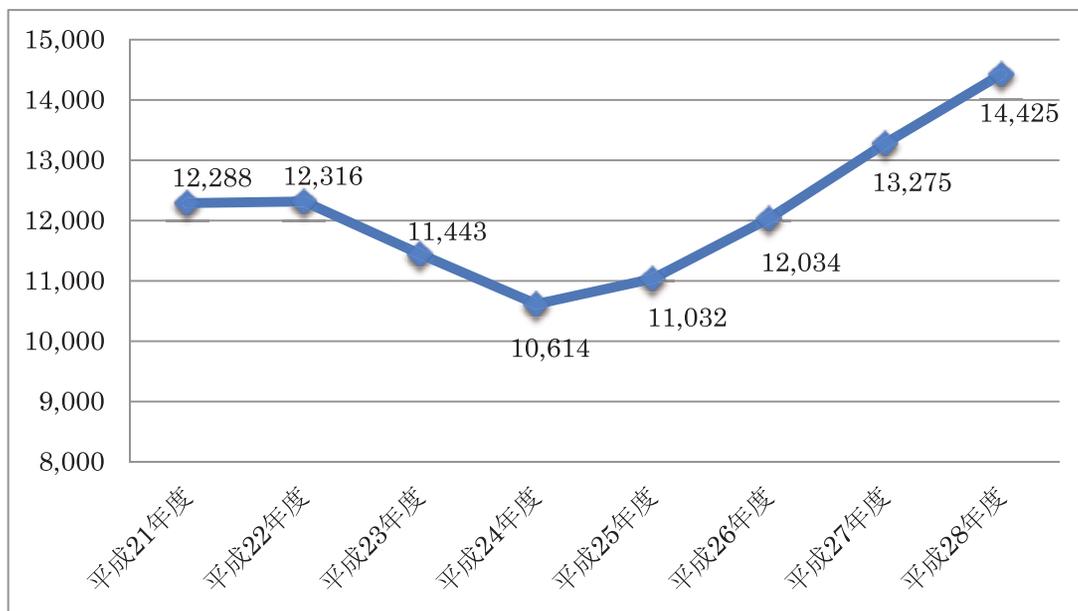
松戸市の年齢構成の推移

	総人口	%	年少人口 0歳～14歳	%	生産年齢人口 15歳～64歳	%	老年人口 65歳以上	%
平成21年度	477,894	100	63,922	13.4	318,540	66.7	95,432	20.0
平成22年度	478,986	100	63,579	13.3	317,825	66.4	97,582	20.4
平成23年度	476,896	100	62,132	13.0	313,369	65.7	101,395	21.3
平成24年度	485,876	100	62,139	12.8	316,439	65.1	107,298	22.1
平成25年度	486,263	100	61,209	12.6	312,826	64.3	112,228	23.1
平成26年度	487,919	100	60,511	12.4	310,639	63.7	116,769	23.9
平成27年度	490,773	100	59,950	12.2	310,698	63.3	120,125	24.5
平成28年度	492,787	100	59,404	12.1	310,685	63.0	122,698	24.9

資料 住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

松戸市の外国人市民の推移



資料 文化観光国際課（各年3月31日現在）

地区社会福祉協議会別人口・世帯数・面積一覧

	人口	(内外国人)	0~14歳	15~64歳	65歳以上	世帯数	面積	面積割合
本庁地区	24,672	(1,160)	2,741	16,948	4,983	12,734	2.04	3.32%
明第1地区	54,886	(1,808)	6,641	36,029	12,216	26,373	4.68	7.63%
明第2東地区	26,756	(1,166)	3,127	17,931	5,698	13,576	3.03	4.93%
明第2西地区	30,137	(789)	3,848	18,282	8,007	13,750	3.12	5.09%
矢切地区	19,189	(301)	2,161	11,901	5,127	9,016	4.77	7.78%
東部地区	46,946	(931)	7,772	29,509	9,665	19,994	9.79	15.94%
馬橋地区	38,469	(1,135)	4,482	24,887	9,100	18,151	4.39	7.15%
常盤平地区	52,889	(1,102)	6,076	32,914	13,899	24,801	6.13	9.99%
五香松飛台地区	35,212	(689)	4,486	21,248	9,478	15,664	5.20	8.48%
六実六高台地区	24,383	(378)	2,895	15,531	5,957	10,259	2.55	4.15%
常盤平団地地区	7,497	(698)	368	3,570	3,559	5,108	1.40	2.28%
小金地区	43,655	(1,271)	5,174	27,861	10,620	20,300	5.33	8.68%
小金原地区	27,879	(361)	3,167	15,803	8,909	12,947	2.82	4.59%
新松戸地区	37,800	(1,920)	3,904	24,032	9,864	18,382	2.70	4.40%
馬橋西地区	22,417	(716)	2,562	14,239	5,616	10,779	3.43	5.59%
松戸市	492,787	(14,425)	59,404	310,685	122,698	231,834	61.38	100%

資料 住民基本台帳人口（平成29年3月31日現在）

※平成24年7月9日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳法の適応対象に加えられました。

※面積については、平成29年1月1日時点における字別面積の集計となります。

単位：人（人口）、世帯（世帯数）、km²（面積）

医療機関の状況

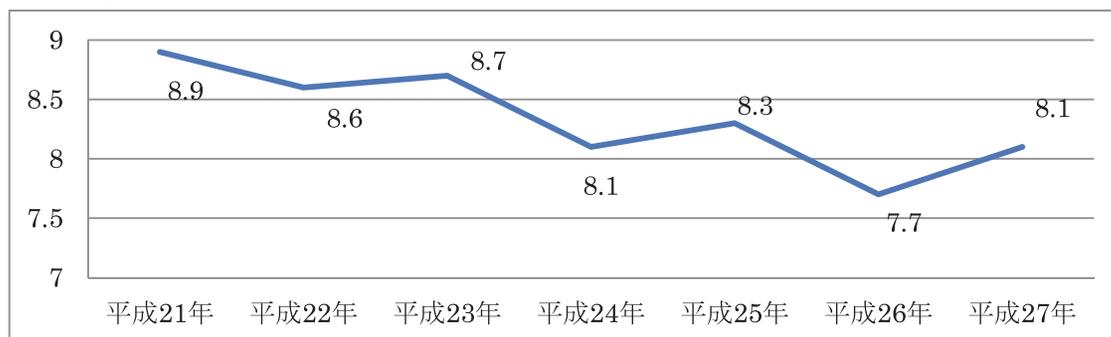
	病 院				一般診療所			歯科診療所		
	計	支援 (再掲)	地域医療	一般	精神科	計	有床	無床	計	有床
平成 22 年度	19	-	18	1	292	16	276	262	-	262
平成 23 年度	18	-	17	1	292	16	276	265	-	265
平成 24 年度	17	-	16	1	297	15	282	265	-	265
平成 25 年度	17	1	16	1	296	13	283	264	-	264
平成 26 年度	18	1	17	1	293	12	281	264	-	264
平成 27 年度	18	1	17	1	285	12	273	269	-	269

資料 松戸健康福祉センター事業年報

出生数の推移



出生率（人口千対）



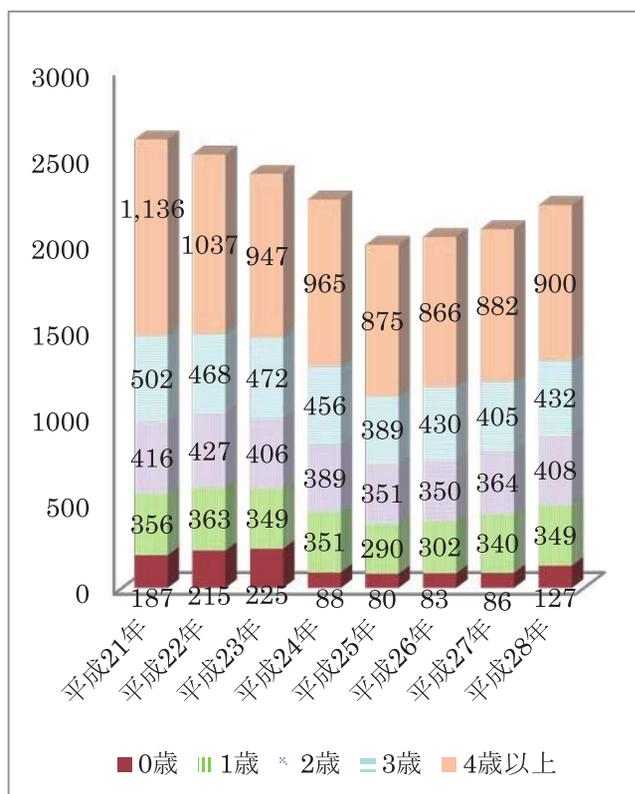
資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

県内近隣市合計特殊出生率

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
松戸市	1.29	1.33	1.36	1.30	1.36	1.30	1.38
市川市	1.28	1.37	1.30	1.33	1.32	1.37	1.39
習志野市	1.22	1.28	1.32	1.33	1.35	1.33	1.38
野田市	1.25	1.36	1.28	1.26	1.26	1.23	1.25
柏市	1.28	1.32	1.33	1.29	1.31	1.29	1.37
流山市	1.33	1.38	1.49	1.44	1.50	1.47	1.53
鎌ヶ谷市	1.24	1.39	1.33	1.38	1.33	1.33	1.33

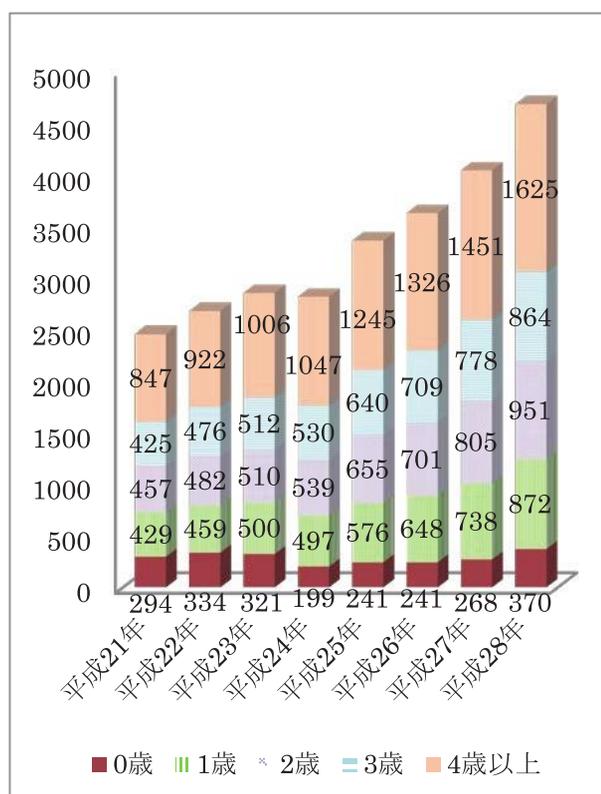
資料 千葉県ホームページ（人口動態統計より）

保育所入所の状況 (公立)



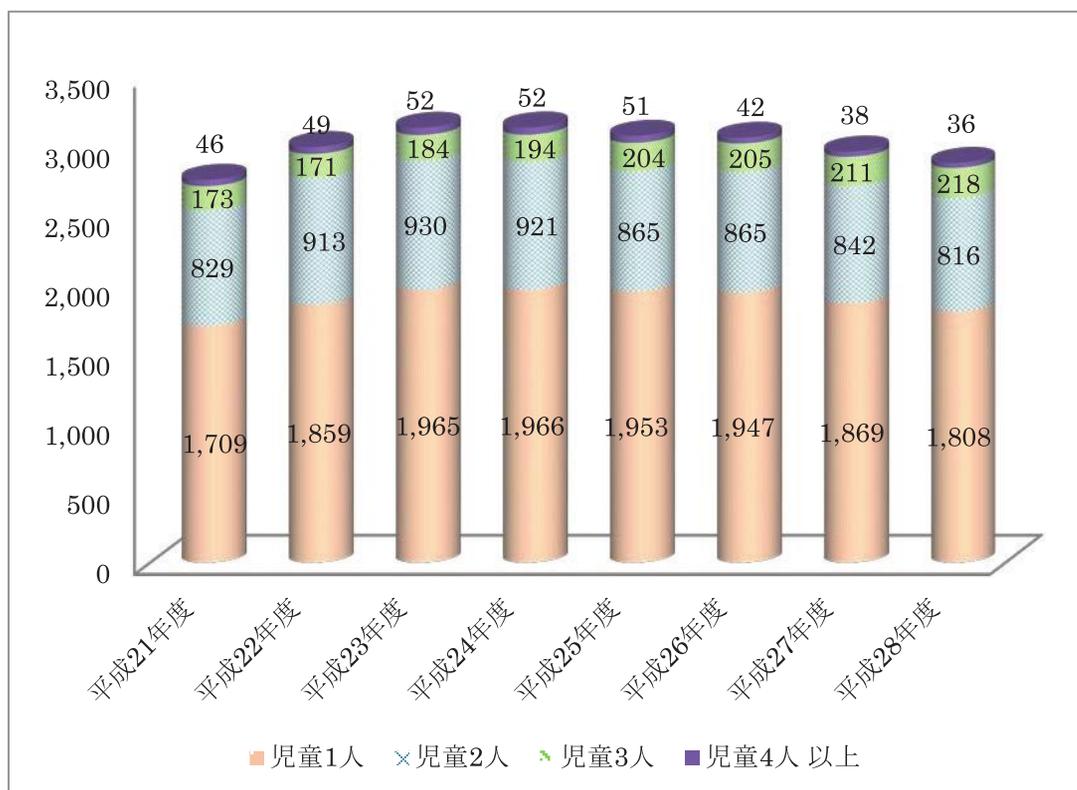
資料 幼児保育課

(民間)



資料編・用語集

児童扶養手当



資料 子育て支援課

労働力状態（8区分） 男女別15歳以上人口

区分	総数	労働力人口							非労働力人口			
		合計	就業者					完全失業者	合計	家事	通学	その他
			小計	主に仕事	家事的ほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者					
総数	418,322	232,528	222,511	180,423	31,822	5,317	4,949	10,017	145,952	61,136	23,656	61,160
男	206,601	135,020	128,457	120,870	2,278	2,706	2,603	6,563	49,786	5,362	12,257	32,167
女	211,721	97,508	94,054	59,553	29,544	2,611	2,346	3,454	96,166	55,774	11,399	28,993

資料 松戸市統計書（平成27年10月1日現在）

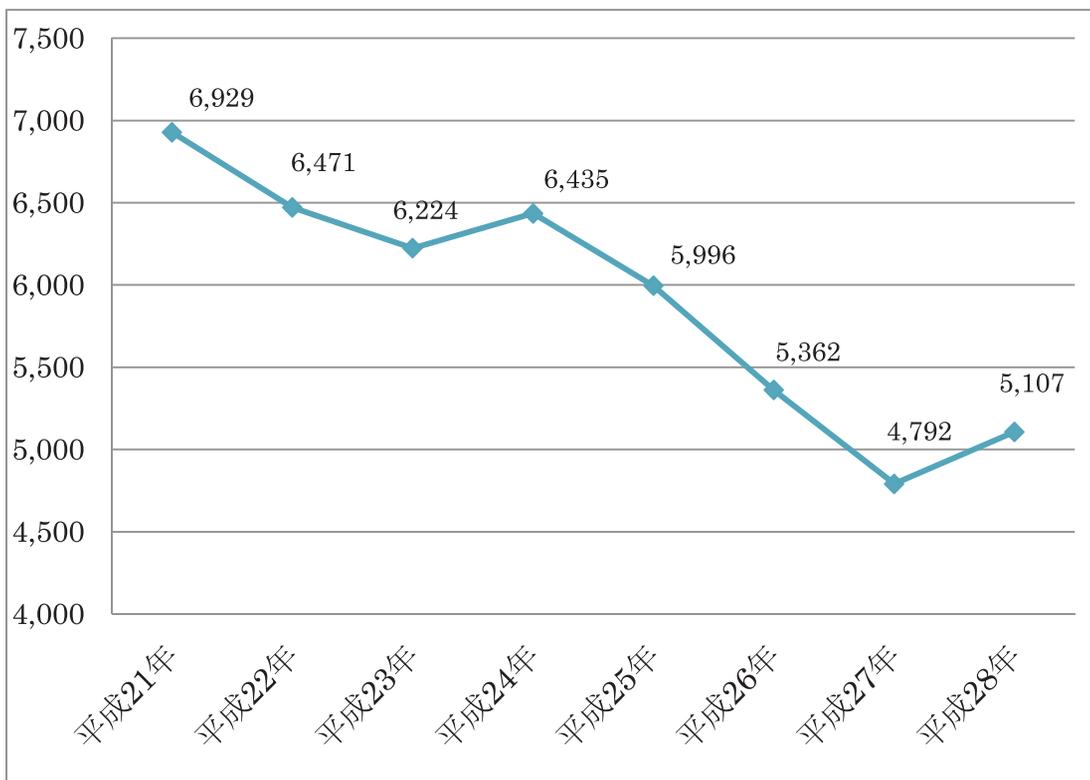
要介護（要支援）認定者【地域福祉推進地区別】

(平成29年4月1日) (単位：人)

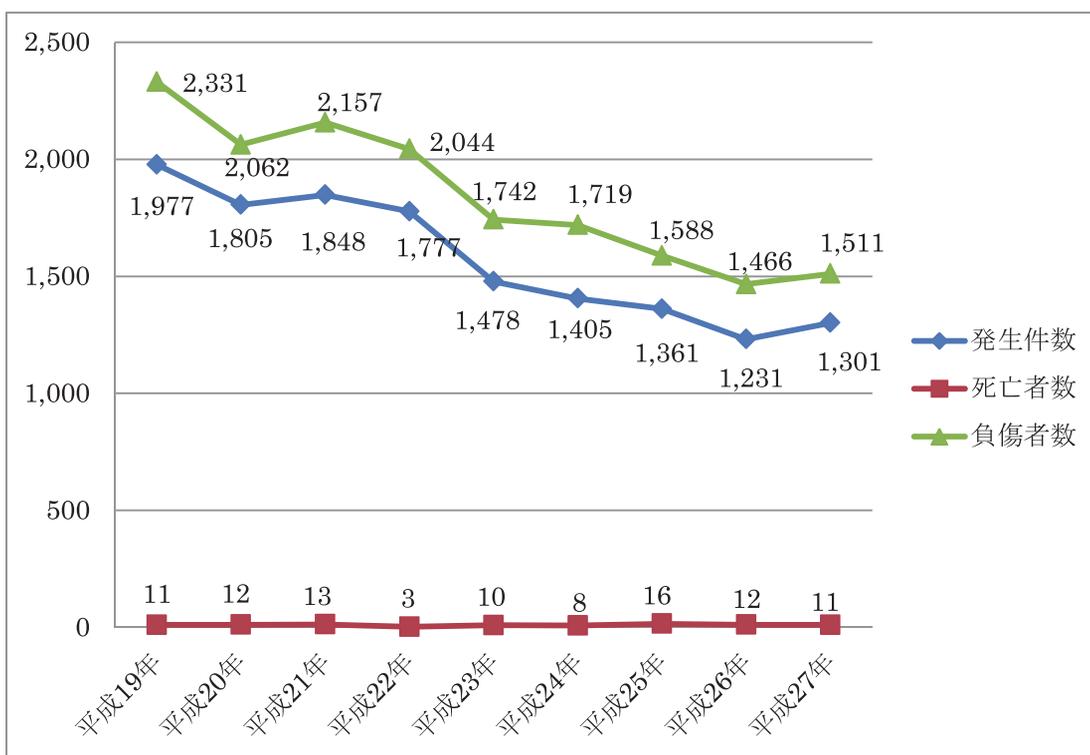
管轄・地域 包括支援 センター	日常生活圏域	人口	高齢者数	高齢化率	(再掲) 高齢者数		事業対象者 特定者数	要介護・要支援認定者数								認定率 (出現率)
					65～74歳	75歳以上		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者計	
明第1	明第1地区	54,886	12,216	22.3%	6,484	5,732	115	272	286	329	374	300	266	155	1,982	16.2%
明第2西	明第2西地区	30,137	8,007	26.6%	4,304	3,703	63	134	158	213	256	173	147	110	1,191	14.9%
明第2東	明第2東地区	26,756	5,698	21.3%	3,066	2,632	74	119	126	163	216	127	87	95	933	16.4%
本庁	本庁地区	24,672	4,983	20.2%	2,681	2,302	43	78	124	126	179	131	96	93	827	16.6%
矢切	矢切地区	19,189	5,127	26.7%	2,567	2,560	44	84	119	150	173	148	108	88	870	17.0%
東部	東部地区	46,946	9,665	20.6%	5,208	4,457	60	150	202	254	325	289	243	188	1,651	17.1%
常盤平	常盤平地区	52,889	13,899	26.3%	7,099	6,800	180	266	328	374	488	343	280	230	2,309	16.6%
常盤平団地	常盤平団地地区	7,497	3,559	47.5%	1,760	1,799	53	88	90	94	113	69	50	32	536	15.1%
五香松飛台	五香松飛台地区	35,212	9,478	26.9%	4,997	4,481	102	129	199	228	337	259	186	140	1,478	15.6%
六実六高台	六実六高台地区	24,383	5,957	24.4%	3,400	2,557	74	113	132	142	198	147	114	104	950	15.9%
小金	小金地区	43,655	10,620	24.3%	5,727	4,893	92	140	250	261	412	240	198	156	1,657	15.6%
小金原	小金原地区	27,879	8,909	32.0%	4,224	4,685	81	210	191	276	353	239	182	132	1,583	17.8%
新松戸	新松戸地区	37,800	9,864	26.1%	6,183	3,681	62	166	175	194	287	150	122	103	1,197	12.1%
馬橋西	馬橋西地区	22,417	5,616	25.1%	3,082	2,534	28	93	85	133	179	106	120	79	795	14.2%
馬橋	馬橋地区	38,469	9,100	23.7%	4,762	4,338	69	192	190	226	359	230	223	129	1,549	17.0%
住民登録外		-	-	-	-	-	1	25	31	56	53	73	51	54	343	-
合計		492,787	122,698	24.9%	65,544	57,154	1,141	2,259	2,686	3,219	4,302	3,024	2,473	1,888	19,851	16.2%

- 注1 日常生活圏域ごとの人口及び高齢者数については、地域福祉課作成「字別人口集計一覧（地区社協15地区）」によります（外国人は含む） 資料 介護保険課
 注2 処理日（平成29年7月4日時点）において、平成29年4月1日の認定が有効な人を抽出したため、他の統計と一致しません
 注3 処理日（平成29年7月4日時点）での利用者の住所地での分布のため、平成29年4月1日時点の住所地分布とは異なります
 注4 認定率は、第2号被保険者のうち認定を有する者を含みます
 注5 住民登録外とは、他市町村の介護保険施設等に入所している人などを示します

刑法犯罪認知件数



交通事故発生状況



資料 松戸市統計書（各年 12 月末現在）

ホームレスの人数



資料 生活支援一課

生活困窮者自立支援制度の利用実績

	新規相談 受付件数	延べ 相談件数	支援メニューの利用件数				
			住居確保 給付金	就労準備 支援	一時生活 支援	家計相談 支援	子どもの 学習支援
平成 27 年度	1,051	5,138	138	8	4	—	108
平成 28 年度	742	6,994	43	9	8	39	195

資料 生活支援一課

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（千葉県）

	電話相談		面接相談		合計	
		うち DV		うち DV		うち DV
平成 2 3 年度	15,695	4,461	1,897	1,115	17,592	5,576 (32%)
平成 2 4 年度	16,673	4,722	1,846	1,217	18,519	5,939 (32%)
平成 2 5 年度	18,396	4,730	1,768	1,151	20,164	5,881 (29%)
平成 2 6 年度	19,599	4,582	1,414	957	21,013	5,539 (26%)
平成 2 7 年度	19,430	4,336	1,497	1,008	20,927	5,344 (26%)

資料 「千葉県 DV 防止・被害者支援基本計画（第4次）」より

2 各種調査の詳細

■ 地域団体の取り組みの把握結果

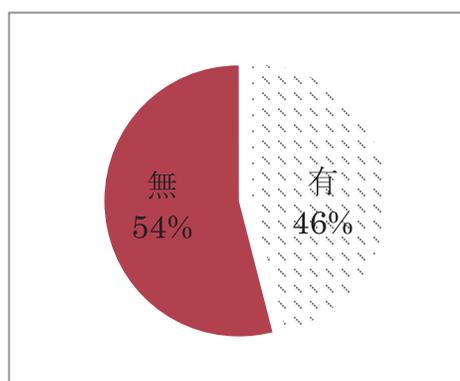
1 回収結果

No.	種別	配布数	回収数	回収率(%)
1	民間企業	7	4	57.1
2	複合サービス	49	4	8.2
3	福祉関係機関	81	36	44.4
4	市民活動登録団体	113	56	49.6
5	地域団体	63	52	82.5
6	町会・自治会	364	198	54.4
	計	677	350	51.7

2 結果

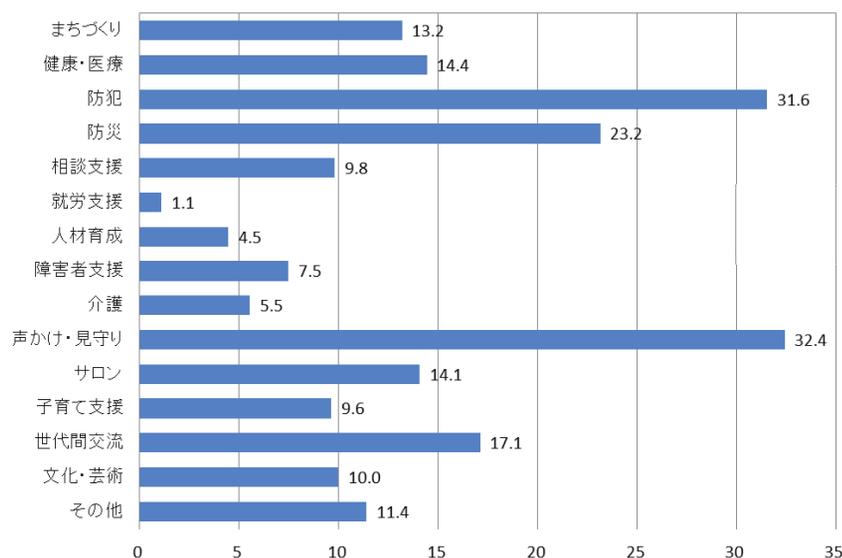
(1) ボランティア活動の有無・・・ボランティア活動の一環で取り組んでいるのは、全体で46%となっている。

回答数：561



(2) 分野(複数回答)・・・地域の中で、「声かけ・見守り」、「防犯」、「防災」に関連した取り組みを行っている団体が多い。

回答数：561



◆団体種別（取り組み数）

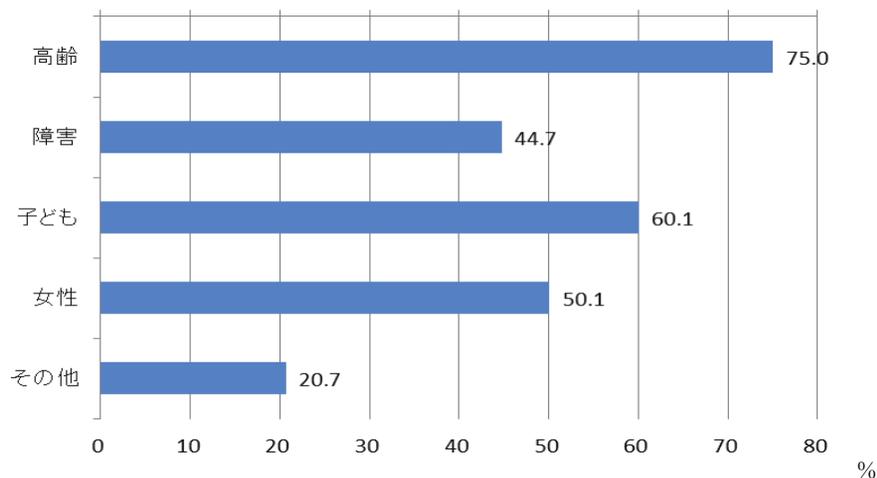
%

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	8	18	70	133	185	738	1152
1 まちづくり	1	0	3	15	15	40	74
2 健康・医療	0	0	11	8	19	43	81
3 防犯	2	3	0	1	5	166	177
4 防災	0	2	2	3	5	118	130
5 相談支援	1	0	8	9	14	23	55
6 就労支援	0	0	1	4	1	0	6
7 人材育成	0	0	2	5	11	7	25
8 障害者支援	0	0	1	8	21	12	42
9 介護	0	0	5	5	10	11	31
10 声かけ・見守り	2	4	4	10	24	138	182
11 サロン	0	1	5	4	23	46	79
12 子育て支援	0	2	14	12	9	17	54
13 世代間交流	1	3	8	15	8	61	96
14 文化・芸術	1	1	2	16	6	30	56
15 その他	0	2	4	18	14	26	64

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(3) 対象者(複数回答)・・・「高齢者」、次いで「子ども」、「女性」に対して取り組んでいる団体が多い。

回答数：561

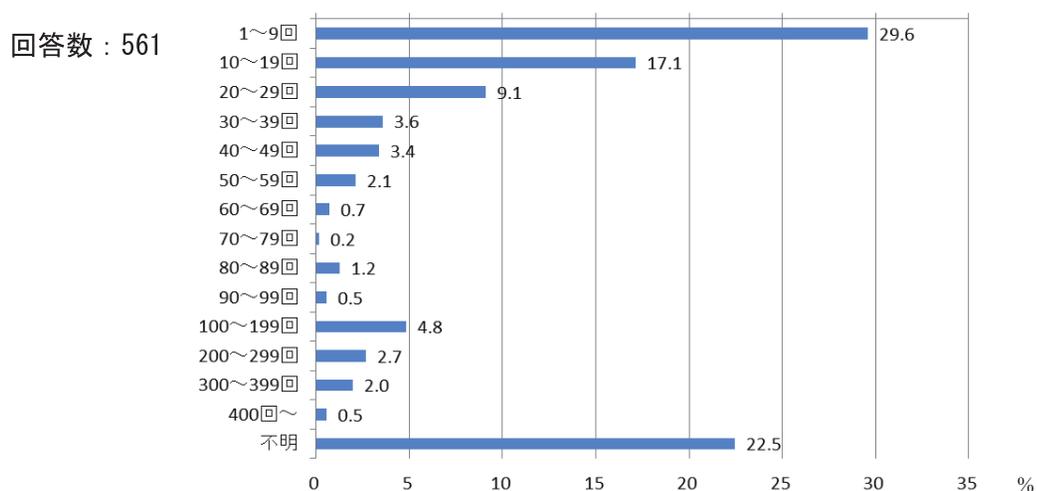


◆団体種別（取り組み数）

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	13	28	85	180	140	960	1406
1 高齢	5	10	29	48	52	277	421
2 障害	3	1	9	34	34	170	251
3 子ども	2	9	25	39	20	242	337
4 女性	3	8	13	38	21	198	281
5 その他	0	0	9	21	13	73	116

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(4)開催数(回/年)・・・取り組みの頻度は、「年に数回」が多く、次いで「毎月1回」取り組んでいる団体が多い。

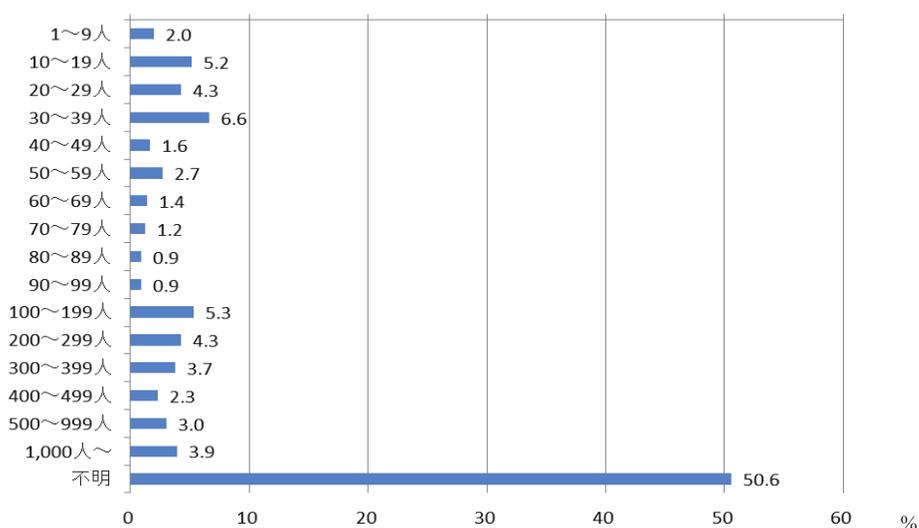


◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	6	14	49	63	75	354	561
1 1～9回	1	0	16	18	23	108	166
2 10～19回	1	1	8	13	10	63	96
3 20～29回	0	1	8	4	6	32	51
4 30～39回	0	1	2	3	1	13	20
5 40～49回	0	0	0	3	4	12	19
6 50～59回	0	0	1	1	2	8	12
7 60～69回	0	0	0	1	0	3	4
8 70～79回	0	0	0	0	0	1	1
9 80～89回	0	0	0	2	1	4	7
10 90～99回	0	0	0	1	1	1	3
11 100～199回	0	0	1	7	4	15	27
12 200～299回	1	0	0	2	2	10	15
13 300～399回	0	0	4	1	1	5	11
14 400回～	0	0	0	0	2	1	3
不明	3	11	9	7	18	78	126

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(5)利用者(会員)数・・・取り組みに参加する利用者は、「100名以上」が約2割、「49名以下」が約2割であり、取り組みの内容や年間の開催数によって利用者の規模が異なる。 回答数 561

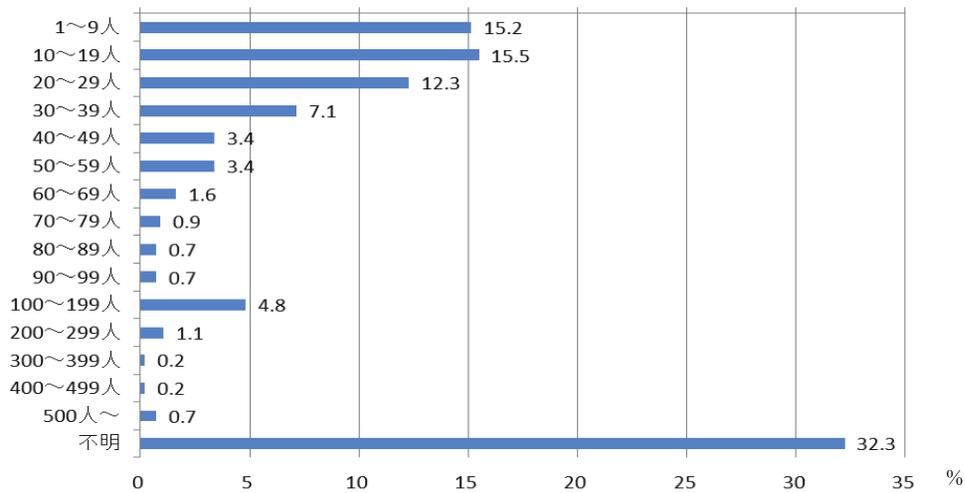


◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サ-ビス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	6	14	49	63	75	354	561
1 1~9人	1	0	2	2	0	6	11
2 10~19人	1	0	4	3	7	14	29
3 20~29人	0	0	4	2	4	14	24
4 30~39人	0	0	6	6	4	21	37
5 40~49人	0	0	1	0	2	6	9
6 50~59人	0	0	1	4	3	7	15
7 60~69人	0	0	1	0	4	3	8
8 70~79人	0	0	0	0	1	6	7
9 80~89人	0	0	1	1	2	1	5
10 90~99人	0	0	0	2	1	2	5
11 100~199人	0	0	2	9	6	13	30
12 200~299人	0	0	2	5	4	13	24
13 300~399人	0	0	3	2	1	15	21
14 400~499人	1	0	1	2	3	6	13
15 500~999人	0	2	0	4	1	10	17
16 1,000人~	0	0	3	8	6	5	22
不明	3	12	18	13	26	212	284

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(6) 従事者数・・・「29名以下」の団体が42%であり、市内における地域活動の担い手は、比較的小規模な団体が多い。回答数：561



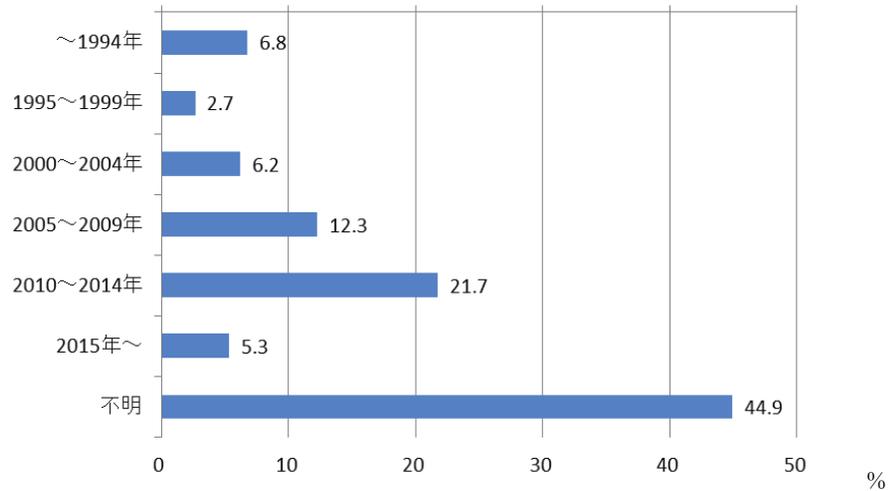
◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サ-ビス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	6	14	49	63	75	354	561
1 1~9人	0	1	19	13	12	40	85
2 10~19人	0	0	5	10	11	61	87
3 20~29人	1	0	4	9	15	40	69
4 30~39人	0	0	2	2	11	25	40
5 40~49人	0	0	0	2	3	14	19
6 50~59人	0	0	0	3	2	14	19
7 60~69人	0	0	0	4	2	3	9
8 70~79人	0	0	0	2	1	2	5
9 80~89人	0	0	0	0	1	3	4
10 90~99人	0	0	2	1	0	1	4
11 100~199人	0	0	0	6	2	19	27
12 200~299人	0	0	0	2	1	3	6
13 300~399人	0	0	0	0	0	1	1
14 400~499人	0	0	0	0	0	1	1
15 500人~	1	0	0	1	1	1	4
不明	4	13	17	8	13	126	181

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(7) 活動開始時期・・・「5,6年前」から取り組んでいる団体が約2割、比較的新しく取り組みを始めた団体が多い。

回答数：561



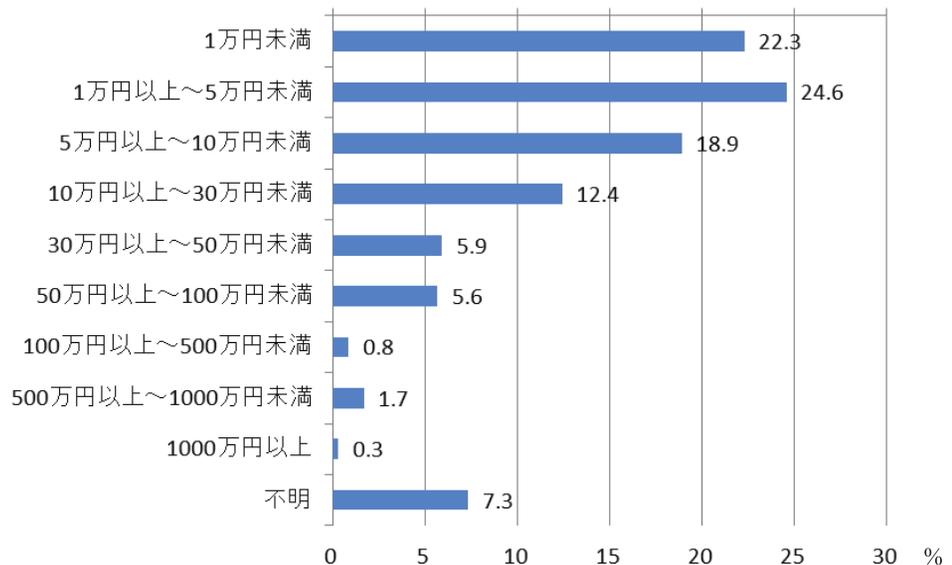
◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	6	14	49	63	75	354	561
1 ～1994年	0	0	1	6	11	20	38
2 1995～1999年	0	0	0	3	6	6	15
3 2000～2004年	1	0	2	10	5	17	35
4 2005～2009年	0	2	8	13	12	34	69
5 2010～2014年	1	0	19	22	10	70	122
6 2015年～	0	0	2	2	1	25	30
不明	4	12	17	7	30	182	252

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(8) 活動経費(町会・自治会のみ)・・・町会・自治会が行っている取り組みの活動経費は、「5万円未満」が47%で最も多い。

回答数：354

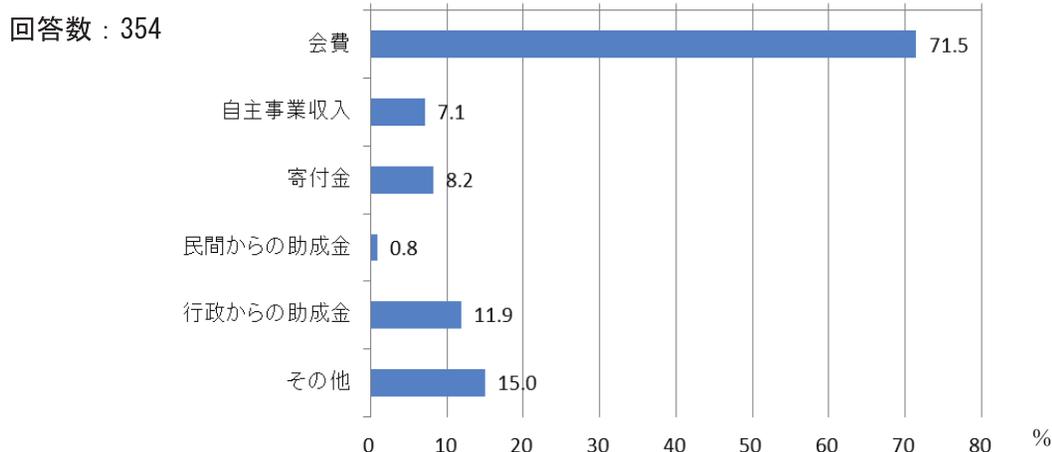


◆団体種別（取り組み数）

	民間企業	複合サー ビス	福祉関係機 関	市民活動登 録団体	地域団体	町会・ 自治会	計
計	—	—	—	—	—	354	354
1 1万円未満	—	—	—	—	—	79	79
2 1万円以上～5万円未満	—	—	—	—	—	87	87
3 5万円以上～10万円未満	—	—	—	—	—	67	67
4 10万円以上～30万円未満	—	—	—	—	—	44	44
5 30万円以上～50万円未満	—	—	—	—	—	21	21
6 50万円以上～100万円未満	—	—	—	—	—	20	20
7 100万円以上～500万円未満	—	—	—	—	—	3	3
8 500万円以上～1000万円未満	—	—	—	—	—	6	6
9 1000万円以上	—	—	—	—	—	1	1
不明	—	—	—	—	—	26	26

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(9) 財源(収入源)(町会・自治会のみ)(複数回答)・・・町会・自治会の取り組みを支える収入は、「会費」が最も多い。「その他」の内容は、支出のある都度、会員個人が負担している町会・自治会が多い。

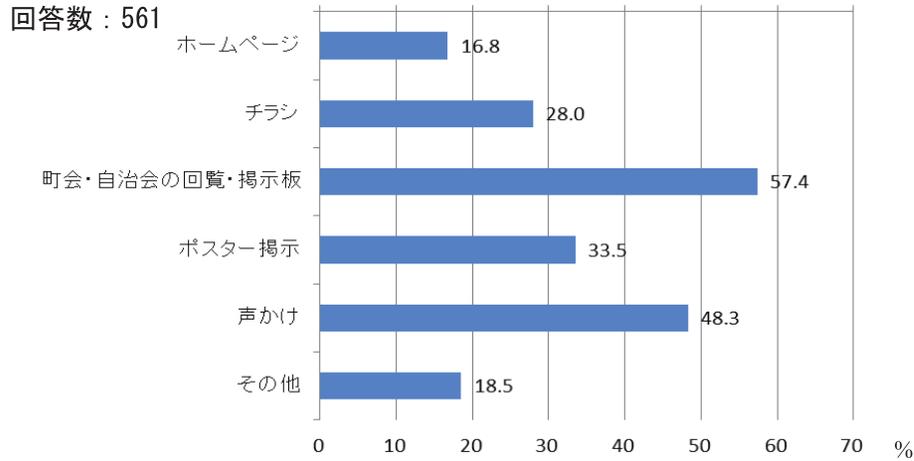


◆団体種別（取り組み数）

	民間企業	複合サー ビス	福祉関係機 関	市民活動登 録団体	地域団体	町会・ 自治会	計
計	—	—	—	—	—	405	405
1 会費	—	—	—	—	—	253	253
2 自主事業収入	—	—	—	—	—	25	25
3 寄付金	—	—	—	—	—	29	29
4 民間からの助成金	—	—	—	—	—	3	3
5 行政からの助成金	—	—	—	—	—	42	42
6 その他	—	—	—	—	—	53	53

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(10) 周知方法(複数回答)・・・「町会・自治会の回覧や掲示板」による周知が最も多く、次いで「声かけ」による周知も多い。「その他」の内容は、市の広報誌を活用して周知している団体が多い。

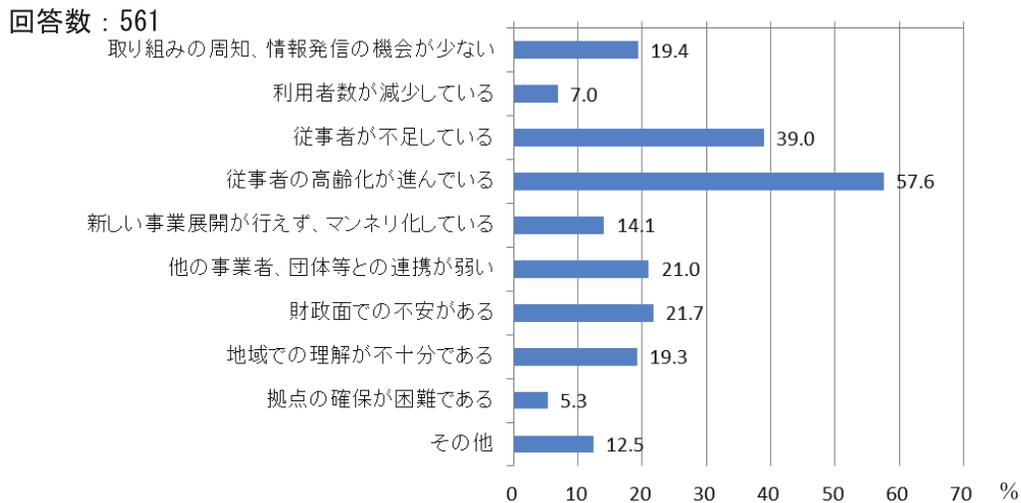


◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	8	34	104	186	157	647	1136
1 ホームページ	2	11	14	38	16	13	94
2 チラシ	1	11	19	44	30	52	157
3 町会・自治会の回覧・掲示板	1	0	16	13	14	278	322
4 ポスター掲示	2	0	23	27	22	114	188
5 声かけ	2	5	24	37	43	160	271
6 その他	0	7	8	27	32	30	104

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(11) 問題点(複数回答)・・・「従事者の高齢化が進んでいる」、次いで「従事者が不足している」が最も多く、地域で取り組む上で担い手不足が大きな問題点となっている。



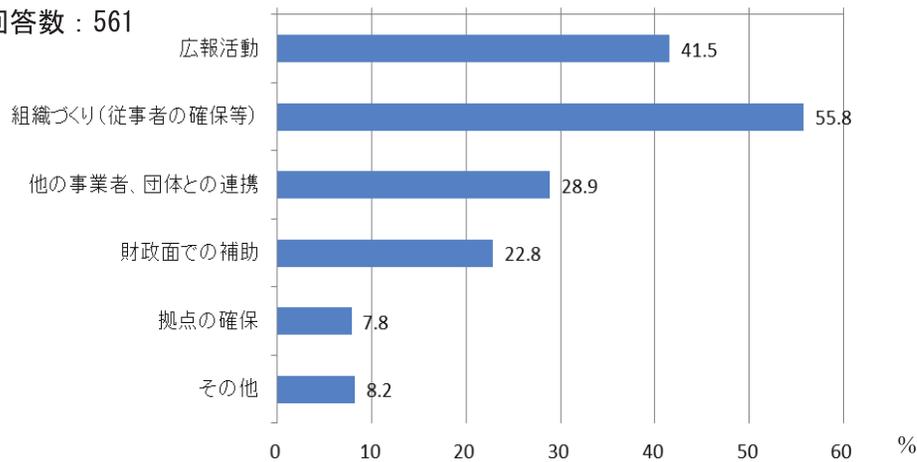
◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サー ビス	福祉関係機 関	市民活動登 録団体	地域団体	町会・ 自治会	計
計	10	26	65	170	193	753	1217
1 取り組みの周知、情報発信の機会が少ない	0	7	17	30	27	28	109
2 利用者が減少している	1	0	6	6	9	17	39
3 従事者が不足している	1	0	10	26	30	152	219
4 従事者の高齢化が進んでいる	0	0	5	26	53	239	323
5 新しい事業展開が行えず、マンネリ化している	2	0	3	4	14	56	79
6 他の事業者、団体等との連携が弱い	4	12	4	22	18	58	118
7 財政面での不安がある	1	0	5	32	16	68	122
8 地域での理解が不十分である	1	7	2	10	19	69	108
9 拠点の確保が困難である	0	0	1	0	2	27	30
10 その他	0	0	12	14	5	39	70

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(12) 取り組む上で必要と感じること(複数回答)・・・「組織づくり(従事者の確保等)」が最も多く、次いで「広報活動」を必要と感じる団体が多い。

回答数：561



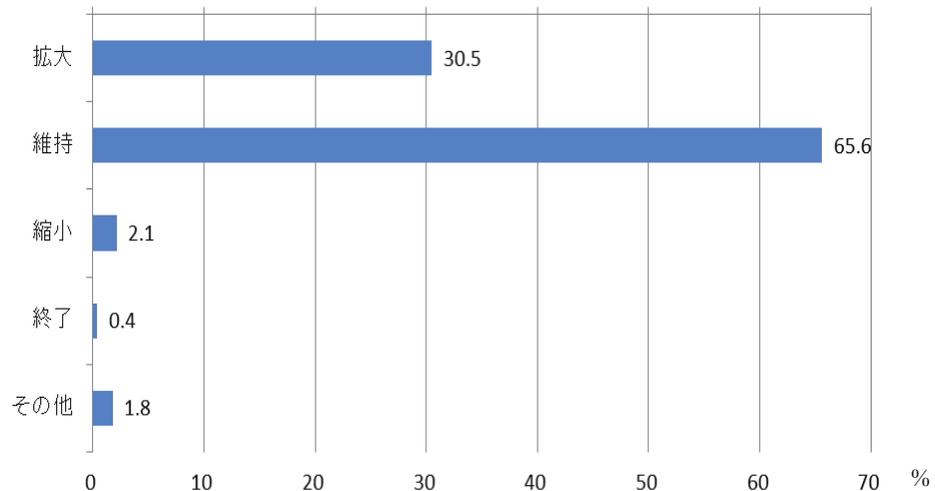
◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サー ビス	福祉関係機 関	市民活動登 録団体	地域団体	町会・ 自治会	計
計	9	22	63	133	134	565	926
1 広報活動	2	11	26	35	41	118	233
2 組織づくり(従事者の確保等)	2	0	17	30	33	231	313
3 他の事業者、団体との連携	5	11	7	24	29	86	162
4 財政面での補助	0	0	9	35	21	63	128
5 拠点の確保	0	0	2	1	2	39	44
6 その他	0	0	2	8	8	28	46

※塗りつぶしは、各列上位3位以内

(13) 今後の方向性・・・今後も「維持」していく取り組みが約 65%と最も多く、次いで「拡大」していく取り組みは 30%と多い。

回答数：561



◆団体種別 (取り組み数)

	民間企業	複合サービス	福祉関係機関	市民活動登録団体	地域団体	町会・自治会	計
計	5	12	46	67	79	354	563
1 拡大	2	11	13	31	29	85	171
2 維持	3	1	30	30	48	256	368
3 縮小	0	0	1	3	0	8	12
4 終了	0	0	0	1	1	0	2
5 その他	0	0	2	2	1	5	10

※塗りつぶしは、各列上位 2 位以内

■行政における進捗状況調査

行政における進捗状況調査は、行政の取り組みの進捗状況を把握する目的で、第 2 次松戸市地域福祉計画期間である平成 25 年度から平成 29 年度まで、各担当課が目標をかかげ、その達成状況の評価を行いました。調査は毎年 1 回行い、基本目標ごとの関連事業について、計画の方向性・計画目標・達成状況の評価しました。なお、自己評価については、A～D の 4 段階で評価しました。

【評価内容】

- A: 計画目標 (H29) に向けて順調に推移している
- B: 計画目標 (H29) に向けて概ね順調に推移している
- C: 計画目標 (H29) に向けて進捗はやや遅れている
- D: 計画目標 (H29) に向けて進捗は遅れている

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
1 障壁のないまちづくり 【6事業】	1 駅エレベーター設置 【交通政策課】	1ルート整備率100%を達成するとともに、2ルート目の整備についても推進していく	維持	1ルート対象駅の早期整備を目指すとともに、2ルート目を必要とする駅についても整備を行っていく	A	
	2 歩道等整備 【道路維持課】	重点整備地区内の整備を中心に、バリアフリー化を推進していく	維持	平成29年度までに松戸駅西口バリアフリー整備を完了する。	A	
	3 放置自転車等の撤去・路上障害物撤去の指導 【交通政策課】	買い物客の放置自転車が增多する午後にも自転車の撤去を展開して、啓発を行っていく	維持	撤去だけでなく、自転車利用者への放置をしない意識付けのさらなる強化を行い、啓発していく	A	
	4 ★情報のバリアフリーの促進 【広報広聴課】	広報まつどや市公式ホームページなどが誰にでも使いやすく、わかりやすい情報を得られるものにする	維持	広報まつどや市公式ホームページなどによる情報をさまざまな形で得られるようにする	A	
	5 ★点訳 【健康福祉会館】	点訳ボランティア団体による点訳事業を継続していく。	維持	点訳物依頼件数 60件	B	
	6 ★手話通訳・要約筆記 【障害福祉課】	聴覚障害のある人が、障害のない人と同じように社会に参加できるようにする。		必要とする人に派遣できるよう、手話通訳者、要約筆記者の人数を増やす。	A	
2 快適な生活環境づくり 【4事業】	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
	1 松戸市緑の基本計画の推進 【みどりと花の課】	質的な向上(市民力)課題達成に向け、市民が主体となる緑に関する事業を展開している	拡大	【目標】 ・里やまボランティア活動団体数 計画19団体 ・花いっぱい運動活動団体数 計画98団体 ・公園緑地活動団体数 計画167団体(公園緑地課)	B	
	2 松戸市環境計画の推進 【環境政策課】	・現状維持とするが、環境関係の法律変更により、拡大する可能性はある ・こどもエコクラブ事業は維持していく	維持・拡大	・松戸市環境計画の推進 ・松戸市地球温暖化対策実行計画の推進	A	
	3 ●ごみ処理基本計画の推進 【環境業務課】 【廃棄物対策課】	・資源循環型社会を構築するために、排出されたごみを資源化(リサイクル)するだけでなく、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)を含めた3Rの積極的な取り組みを推進する。		原単位 746g/人・日 生ごみ処理容器等補助基数 170基 リサイクル率 27.04% 焼却処理量 106,834t/年	C	
4 ★松戸市空家等対策計画の推進 【住宅政策課】	・空家等及びその跡地の活用を促進する	拡大	・空家等を地域交流、地域活性化、福祉サービスの拡充等に活用する。	A		

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
3 健康づくりの推進 【8事業】	1 「健康松戸21」の推進、実行【健康推進課】	・受診率、実施率達成に向け、更なるPRの強化及び、民生委員、健康推進員等による、地域へのアプローチの強化 ・受診者のニーズに合った、受診しやすい体制づくりの検討 ・市民と一体となった、健康づくりへの取り組みを実施	拡大	がん検診受診率の目標 肺がん 40% 大腸がん 40% 胃がん 40% 子宮頸がん 50% 乳がん 50%	C	
	2 「健康松戸21」の推進、実行【国民健康保険課(健診)】	・受診率、実施率達成に向け、更なるPRの強化及び、民生委員、健康推進員等による、地域へのアプローチの強化 ・受診者のニーズに合った、受診しやすい体制づくりの検討 ・市民と一体となった、健康づくりへの取り組みを実施	拡大	特定健康診査受診率 60% 特定保健指導実施率 45% メタボリックシンドロームの減少率 25%(20年度比)	C	
	3 介護予防関連【高齢者支援課(予防)】	それぞれの事業について参加者の拡大を図る	拡大	介護関連事業について参加者の拡大を図る	A	
	4 認知症高齢者見守り関連【高齢者支援課(予防)】	認知症サポーターに運動の周知を行い、登録者を増やす	拡大	認知症サポーターにあんしん一声運動の周知を行い、認知症高齢者の見守り体制の促進を図る	A	
	5 食育関連【健康福祉政策課】	・イベント・広報・ホームページ等による継続的に食に関する情報発信に努める ・今後も関係各課で対象に応じた取り組みの継続的な普及活動が望まれる	維持	食育推進事業で実施しているイベントへの参加者数の増加(目標値900人)	A	
	6 自殺対策の推進【健康推進課】	自殺者の増加を防ぐために創設された地域自殺対策緊急強化基金(平成27年度より「地域字種対策強化交付金」)を活用し、自殺を予防するための市民一人ひとりの気づきを促し、見守る環境づくりを行う	拡大	・市民向け講演会参加者累計(H22～29) 2,400人 ・ゲートキーパー養成研修受講者累計(H23～29) 2,000人	C	
	7 ★松戸市スポーツ推進委員主催スポーツ教室の活用【スポーツ課】	市内各地域でスポーツ教室ができる機会の充実化を進めます	維持	スポーツ教室開催回数: 330回 スポーツ教室参加人数: 5,500人	C	
	8 ★児童生徒の健康推進【保健体育課】	学校における健康診断や健康教育を通じて児童生徒の健康を推進していく	維持	むし歯と診断された児童生徒数の減少およびその内の治療率の向上	A	

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
4 地域医療の充実 【3事業】	1 地域医療の充実 【地域医療課】	松戸市立病院・松戸市医師会・松戸市薬剤師会との連携をとりながらこの体制を維持していく	維持	市立病院移転に伴い、夜間小児急病センターも整備し、小児初期救急医療を継続的に提供できるようにする	A	
	2 かかりつけ医の推進 【地域医療課】	かかりつけ医の推進を目標とし、また日頃から自身や家族の健康に対する意識を高め、医療機関等の情報提供を行う	維持	ホームドクター(かかりつけ医)をもつ人の割合 60%	B	
	3 ●地域包括ケアシステムの推進 【高齢者支援課】	・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括支援センターの機能を強化し、地域の組織、団体との連携を深め、地域づくりをすすめる。 ・地域ケア会議の実施により地域の課題を明確化し、施策に反映していく。	拡大	・地域包括支援センターを15生活圏域に設置し、機能を充実強化する。 ・各生活圏域ごとに地域個別ケア会議、地域包括ケア推進会議を開催し、地域の課題を明確にする。	A	
5 地域での防犯・安全対策 【5事業】	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
	1 「松戸市セーフティネットワーク」の充実、強化 【市民安全課】	各地域の活動を活性化させ、効果を高めつつも、効率化をはかり規模の維持につとめる	維持	防犯用品貸与団体数 H29目標 350団体	A	
	2 松戸市安全で快適なまちづくり条例」の推進 【市民安全課】	安全で快適なまちづくり条例に基づき重点推進地区の取締りを引続き行う	維持	重点推進地区での過料徴収件数 H29目標 750件	B	
	3 「松戸市交通安全計画」の推進 【市民安全課】	警察署等で実施する高齢者に対する交通安全講習会へ関係者や関係団体に参加要請をしていきたい	維持	交通事故の発生件数(対1千人) 2.80件	A	
	4 携帯電話等を活用した市民への情報提供 【市民安全課】	配信情報の充実化及び迅速化並びに関係機関の情報共有及び連携強化を目指して協議をしていく	維持	登録者数 H29目標 20,000人	B	
5 ★松戸市内の通学路の整備 【保健体育課】	子どもが通学路を安全に利用できるように、通学路を整備していく	維持	学校から上げられる要望に対して、継続的に可能な対策から実施していくことで、児童が通学路をより安全に利用できるようにする	A		

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
6 地域での防災・災害時要援護者対策 【5事業】	1 「松戸市地域防災計画」の推進 【危機管理課】	国、県の被災想定変更に伴い、松戸市地域防災計画修正の可能性がある	拡大	災害対策基本法の改正内容や、国・県の動向も踏まえ、松戸市地域防災計画の修正を行う	A	
	2 防災訓練の実施 【危機管理課】	東日本大震災を踏まえ、平成24年度から避難所運営訓練を実施	拡大	平成29年度までに、全ての避難所で開設・運営訓練を実施する	B	
	3 自主防災組織の立ち上げ、活動への支援 【危機管理課】 【消防局予防課】	パートナー講座等で啓発し、結成率、訓練率が100%に近づけるよう取り組んでいく	拡大	自主防災組織結成率：100% 自主防災組織の訓練実施率：75%	C	
	4 災害時要援護者への支援体制の検討 【地域福祉課】 【危機管理課】	最終的には、市域全体への拡大を目指す	拡大	実施地区数 H29目標 12地区(全12地区)	A	
	5 ★住宅用火災警報器の普及促進 【消防局予防課】	住宅用火災警報器の設置率を90%を目指す。	拡大	設置率82.9%	C	
7 相談支援・情報提供の充実 【7事業】	1 わかりやすい情報提供 (地域包括支援センター) 【高齢者支援課(予防)】	地域包括支援センターの機能を充実させて増設し、在宅介護支援センターを集約する	拡大	地域包括支援センターを15箇所開設準備	A	
	2 ●わかりやすい情報提供 (コミュニティソーシャルワーカー) 【地域福祉課】	最終的には、市域全体への拡大を目指す	拡大	コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材を増やす	B	
	3 ●わかりやすい情報提供 (子育てコーディネーター) 【子育て支援課】	おやこDE広場・地域子育て支援センターに松戸市認定の子育てコーディネーターを配置し、様々な悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をする	拡大	新たに開設する地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置する。 H26 19ヶ所 ↓ H29 22ヶ所	A	
	4 ★SNSの活用 【広報広聴課】	松戸市公式twitterおよび公式FacebookなどのSNSを活用し、スピーカーかつわかりやすい情報の提供に努める	維持	公式twitterおよび公式Facebookによる情報の提供を行う	A	
	5 ★消費者情報の提供 【消費生活課】	自立した消費者の育成を目指す	維持	・シルバー消費者教室 18回 ・夏休み親子教室 4回 ・くらしのセミナー 8回 ・消費生活展 1回	B	
	6 ★松戸市基幹相談センターの利用促進 【障害福祉課】	地域において、障害に関する総合的、専門的な相談支援の役割を担う。		基幹相談支援センターを地域に定着させる(相談件数を増やす)。	A	
	7 ★小中学校相談活動の活用 【教育研究所】	児童・保護者・学校を繋ぎ、相談できる体制の構築を目指す	維持	アウトリーチ型の相談活動を実施する	B	

行政における進捗状況調査結果について【基本目標1】

基本目標1 安心して暮らせるまちづくり						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
8 ・利用者本位のサービスの質の向上 【1事業】	1 苦情解決制度・第三者評価の周知 【健康福祉政策課】		維持	現在の苦情解決体制を今後も維持していく	A	
	9 【2事業】 生活を守る権利擁護の普及	1 成年後見制度 【高齢者支援課(予防)】	権利擁護が必要な要援護者に対して、適切な制度利用を引き続き支援していくと共に、関係機関との連携を図り、制度の普及啓発に取り組んでいく	維持 擁護が必要な要援護者に対し適切な制度利用を引き続き支援する 制度の普及啓発のため、講演会や勉強会等啓発活動の充実を図る	B	
	2 ★障害者の為の成年後見制度 【障害福祉課】	判断能力の不十分な精神障害者及び知的障害者の権利擁護のため、適切な制度利用を進めていく。また、制度の普及啓発に取り組んでいく。		制度利用の促進、及び制度の普及・啓発のための研修会等の開催。	A	
10 【1事業】 生活困窮者への自立支援	1 ★生活困窮者自立支援事業 【生活支援一課】	生活困窮者一人ひとりの状況に合わせて、関係機関と連携しながら継続的に支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進する。また、生活困窮者を早期に支援するため、活用しやすい地域に根ざした制度となるよう、制度の普及啓発等に取り組む。	維持	○H29年度新規相談受付件数(月平均):96件 ○H29年度プラン作成件数(月平均):48件 ○ネットワーク会議等を定期的に開催するとともに、各地域や団体への制度周知を行う。 ○すべての任意事業を実施開始する。	A	

行政における進捗状況調査結果について【基本目標2】

基本目標2 自立と参加の促進						
	関連事業	計画の方向性	計画目標(H29)	達成状況	備考	
1 制度ボランティア活動の推進 【9事業】	1 民生委員・児童委員 【地域福祉課】	・松戸市民生委員推薦会とともに欠員ゼロに向け、自治会町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区準備会に協力をお願いしていく ・広報紙等によるPR	維持	欠員ゼロ 松戸市民生委員推薦会とともに、自治会町内会や地域福祉関係の代表者で構成される地区準備会に協力をお願いしていく ・広報紙等によるPR	A	
	2 市政協力委員 【市民自治課】	当該研修会の内容を充実させながら、今後も継続して開催していく	維持	平成27年度をもって、市政協力委員制度が終了	/	
	3 健康推進員 【健康推進課】	イベント、広報、ホームページ等により周知を図り、認知度を高め、健康推進員への理解を広め、活動の推進を図る	維持	・地域の健康づくり活動の推進へのサポート ・研修会及び定例会開催 ・市民への周知(広報、ホームページ、各種イベント(テラン等)) ・健康推進員協議会活動のサポート ・健康推進員数240人	A	
	4 食生活改善推進員 【健康推進課】	イベント、広報、ホームページ等による継続的な食生活改善推進員に関する情報発信に努める	維持	推進員による講習会、レシピ等の啓発活動及び各種イベント、広報、ホームページ等による継続的な食生活改善推進員に関する情報発信に努める	B	
	5 クリンクル推進員 【廃棄物対策課】	市民と市をつなぐパイプ役として、廃棄物の減量及び適正処理の指導や啓発活動を行っていただいております。ごみ問題の解決に向けた役割はこれからも非常に大切だと考える	維持	H29目標 12地区 51名	A	
	6 防犯指導員 【市民安全課】	研修を通じて防犯指導員の識見と意識の向上を目指しつつ、若い世代の取り込みを図る	維持	防犯指導員 H29目標 1,200人	B	
	7 保護司 【地域福祉課】	研修を通じて、更生保護の知識を高め、情報交換するとともに、地域住人の理解を得られるようPR活動をしていく。また、欠員ゼロに向け、各支部で住民に協力をお願いしていく。	維持	欠員ゼロに向け「松戸地区保護司候補者検討協議会」を設置し、必要な情報の収集及び交換を行う。	B	
	8 青少年相談員 【子どもわかもの課】	各イベントをとおして、青少年相談員の事業についてアピールを行うとともに、地域団体と連携して意欲ある相談員の確保に努める	維持	意欲ある人材を継続的に確保し、青少年を対象とした事業を持続して行っていく	B	
	9 ★地域環境調査員 【環境政策課】	研修や調査結果を通じ調査員の識見と意識の向上を目指しつつ、地域の生きものを地域の人が自ら観察・調査する調査員のことで、地域の環境についての関心を高める。	維持	「環境度」の改善又は現状維持を目指す	集計中	

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標2】

基本目標2 自立と参加の促進							
2 生涯学習の推進 【3事業】	1	各種講座 【生涯学習推進課】	情報提供システム(まつどまなびいネット)の活用法を提供する	拡大	市民対象の各種講座の開催 ・成人講座(40講座・延べ8,500人) ・市民大学講座(9講座・延べ1,500人)	B	
	2	まつど生涯学習大学 【生涯学習推進課】	受講者自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となるような学習内容を提案する	維持	・まつど生涯学習大学(年18回) ・まつど生涯学習大学提案委員会(次年度の生涯学習大学の企画を提案する)(年8回)	B	
	3	地域教育セミナー ※家庭教育学級 【生涯学習推進課】	地域課題を持ち寄ることで、家庭、地域の教育力の向上を図る	維持	・各小学校に家庭教育学級を設置(44校) ・幼児家庭教育学級(年1回) ・中学校家庭教育学級(年1回)	A	
3 就労の支援 【5事業】	関連事業		計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
	1	障害者の雇用拡大と定着 【障害福祉課】	教育・福祉やハローワークなどの関係機関や就労移行支援事業・就労継続支援事業者・企業等のネットワークの構築を図るとともに、専門スタッフの人材育成に努め、一人ひとりのニーズに応じた就労支援、更には定着支援を実施する体制の整備を図る	拡大	・24年度から就労相談支援事業を委託している ・新規就労件数の他、就労定着率等の把握に努め、就労支援体制の有り様を検証していく	A	
	2	シルバー人材センター 【高齢者支援課】	高齢者の増加に伴い拡大	拡大	生きがいのために仕事をしたいと考えている高齢者に対し仕事を提供しているシルバー人材センターを引続き支援し、就労機会の拡大に努めます	B	
	3	ひとり親家庭への支援 【子育て支援課】	引き続き十分な相談により、就労による早期自立支援を図る。また、適正な資格の取得の支援を行い、就労に結びつける	維持	児童扶養手当新規申請者からの相談を増やし、福祉から就労への支援を強化する。	A	
	4	若者の就業支援 【商工振興課】	国、県、高校、大学、企業との連携を図り、求職者に対し、就職相談をはじめ、就職セミナー及びイベント等の参加を促し、市内在住者の就職率向上を図る	維持	若者就労支援業務参加者の就職内定率 20% (内定者60名/参加者300名)	A	
5	★女性の就業促進 【男女共同参画課】	働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう支援する	維持	働きたい女性が個々の希望やライフスタイルに応じた就労が実現できるよう支援する	A		

資料編・用語集

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標2】

基本目標2 自立と参加の促進						
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
4 【3事業】 地域福祉推進のための担い手の育成	1 子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座 【広報広聴課】	パートナー講座のさらなる周知を図る	維持	子育て・健康・医療・福祉関連のパートナー講座の H18～29年度 累計参加人数＝延べ28,500人 累計実施回数＝延べ1,000回	A	
	2 公民館事業の推進 【生涯学習推進課】	生涯学習・地域活動のコーディネート（ファシリテーターや、アドバイスの知識を習得できる講座を開設）	拡大	・市民が自ら企画をした自主企画提案講座開催数27件 ・ひとづくり人材育成講座（ファシリテーター育成講座）2講座	A	
	3 シニア交流センターの充実 【高齢者支援課】	さらなる周知をはかる	拡大	年間利用者数 15,000人	A	
5 障害者の自立した地域生活の支援 【2事業】	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
	1 松戸市障害者計画の推進	・H24年度に次期障害者計画策定委員会を設置 ・H25年度～32年度までの計画を策定中	維持	平成25年度より「第2次松戸市障害者計画」を実施しているが、障害者計画推進協議会などによる外部有識者の意見を伺いながら、進捗管理・評価・検証をしていく	A	
2 地域生活支援センターの設置 ※基幹相談支援センター	H25年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターを構築する	拡大	・平成25年10月に「松戸市基幹相談支援センター」を設置 ・地域相談支援体制を強化するため、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成といった中核的役割を担うよう、市として支援・連携を図っていく	A		
6 当事者団体への支援 【4事業】	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
	1 当事者団体の支援 （障害者関係団体） 【障害福祉課】	当事者団体からの意見交換の機会を増やして、現状に即した情報をえることで、行政の担うべき役割を常に把握し、広く市民から共感を得る支援を実現する必要がある	維持	当事者の意見を吸い上げる仕組みを堅持し、障害者政策に反映していきます	A	
	2 ●当事者団体の支援 （介護者等を対象とした集い） 【高齢者支援課】	当事者団体がピアカウンセリングの役割を果たし、より多くの介護者等が利用できるよう支援する。	維持	当事者団体や団体の活動についての認知度を高める	A	
	3 ●当事者団体の支援 （子育ての自主グループ） 【子育て支援課】		維持	子育て支援サークルについての相談の受付やサークル同士の交流についての支援を行っていく	A	
4 ★当事者団体の支援 （男女共同参画推進グループ） 【男女共同参画課】	当該団体への活動支援およびこれらの団体間のネットワーク形成	維持	当該団体への活動支援およびこれらの団体間のネットワーク形成	A		

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり							
	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考	
1 NPOボランティア活動への支援 【3事業】	1	まつど市民活動サポートセンターの充実、情報の提供 【市民自治課】	市民活動についての意識啓発や参加するようになるための情報発信が求められていることから、引き続き、取り組んで行く	維持	松戸市内で活動しているNPO法人の数 (千葉県県の民活動推進に関する年次報告書による) 153団体	A	
	2	●協働事業・市民活動助成事業の推進 【市民自治課】	市民活動を促進するため、団体の自立に向けた取り組みを支援する。		・協働事業件数 5件 ・市民活動助成事業 10件	A	
	3	松戸市福祉団体登録 【地域福祉課】	福祉活動事業の健全な発展と住民参加による福祉活動の高揚を図る	新規	登録団体数 230団体	A	
2 社会福祉協議会との連携強化 【6事業】	1	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援 【地域福祉課】	地域福祉活動の中心となる地区社会福祉協議会の活動を支援していく。	維持	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の活動を支援	A	
	2	委託事業 (法外援護事業) 【地域福祉課】	低所得のため不測の事態により緊急に援助を必要とする者に対し、法外援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る。	新規	交付金額 4,000,000円	A	
	3	★災害ボランティアセンター 【危機管理課】 【高齢者支援課】 【地域福祉課】	市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練と連携する。		市社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置、運営訓練との連携を深める。	B	
	4	★委託事業 (生活困窮者対策事業) 【生活支援一課】 【生活支援二課】	「地域福祉の増進」を目的として掲げる社会福祉協議会と連携を深め、生活困窮者自立支援事業における包括的・早期的な支援体制の構築を図る。	維持	社会福祉協議会と協力し、より良い支援体制を構築していく。	A	
	5	★委託事業 (松戸市委託車両事業) 【障害福祉課】	上下肢に障害がある方が操作できるように改造した訓練用車両を、自動車教習所に設置し、身体障害者の社会参加を支援していく。		身体障害者の自動車運転免許取得支援の継続	A	
	6	★委託事業 (団体育成事業) 【健康推進課】	地域の身近な高齢者問題(虚弱な高齢者や軽度の認知症のある高齢者の介護者負担軽減と引きこりや閉じこもりの防止等)の活動等を行なっている団体に対し支援をしていく。	維持	団体の活動を支援	平成28年度末にて解散	

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり							
		関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
3 《地域での支え合いの活動の推進》 【5事業】	1	高齢者支援連絡会 【高齢者支援課(予防)】	高齢者支援連絡会を設置していない地域への働きかけを行い、残る地区での高齢者支援連絡会の必要性について検討していく	維持	・高齢者支援連絡会を設置していない地域でのネットワークの構築をはかり、必要性を検討する ・現在の高支連のさらなる充実をはかる	A	
	2	まつど孤独死予防センター、孤独死ゼロ作戦の支援 【地域福祉課】	・引き続き孤独死の実態調査データの作成に努め、全市的に「孤独死ゼロ作戦」の取り組みを支援していく ・孤独死の実態調査の活用、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる ・孤独死予備軍について検討する	維持	引き続き、孤独死の実態把握に努め、居場所「いきいきサロン」づくり、見守り安否確認の支援、あいさつ運動の支援等について協働しながら支援策を講じる	B	
	3	ホームレス対策の検討 【生活支援一課】 【生活支援二課】	ホームレスの数は、減少してきている	維持	実態人数 H29目標 38人 継続して人数減少を目指し、H26.1月調査時42人の約1割減「38人」を目標とした	A	
	4	●生活困窮者等に対する事業所との連携 【地域福祉課】	公共事業者等により実施されている配達や検針時の見守りの協力	維持	事業者と関係機関との連携を図る	B	
	5	★町会・自治会等の活動支援 【市民自治課】	町会・自治会等による声かけ・見守り体制の構築の活動拠点に関する支援を行う		要綱に沿って適正な補助を行う	A	
4 【3事業】			関連事業	計画の方向性	計画目標(H29)	達成状況	備考
	1	児童虐待への取り組み	協議会の啓発事業拡充により虐待防止の意識高揚を図るとともに、家庭児童相談のさらなる体制整備を図る	拡大	児童虐待相談件数 400件	A	
	2	高齢者虐待への取り組み	地域包括支援センターを軸として地域ぐるみで高齢者虐待の予防活動を推進する。また、関係機関及び団体における虐待への対応の充実を図る	維持	・高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止について啓発活動を引き続き行い、市民の意識を高める ・専門職の支援力アップのための研修を行う	A	
3	障害者虐待への取り組み	「障害者虐待防止センター」において、虐待に関する通報・届出、支援などの相談対応の実施、また、地域自立支援協議会の下部組織である、権利擁護部会を中心として障害者虐待防止に関する普及啓発を図る	維持	・市民の障害者虐待の防止に対する意識を高めるための講演会などを開催し、普及啓発に努める ・障害福祉サービスの事業所・障害者施設の職員を対象に、専門職としての虐待防止に対する研修会の実施	A		

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標3】

基本目標3 支え合い共に生きるまちづくり							
5 地域での交流・ふれあいの場づくり	5 事業	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
		1	集会所の整備 【市民自治課】	町会・自治会等の集会所の整備を支援します	維持	要綱に沿って適正な補助を行う	A
2	イベント・行事 【市民自治課】	集会所で開催される地域のイベント・行事を調査・把握し、これを参考にし、より地域コミュニティに資する集会所支援事業を目指していく	維持	集会所で開催される地域のイベント・行事を調査・把握	A		
3	外国語での行政情報の提供 【文化観光国際課】	市内在住外国人に対して、情報提供を行う。	維持	<ul style="list-style-type: none"> ・広報まつどの記事のうち、外国人にとって必要と思われる記事を各号2記事ずつ抜粋し、5ヶ国語に翻訳して、情報提供に努める ・年間提供記事数48件(1ヶ月4記事×12ヶ月) ・外国語版生活ガイドブックは、外国人の人口数の推移を見ながら、増加傾向にある国籍の言語版を作成するかどうか検討する 	A		
4	★老人クラブへの支援 【高齢者支援課】	老人クラブ活動に対して支援を行う		老人クラブ連合会・単位老人クラブの活動に対して、助成を行う	B		
5	★保育所・保育園の地域交流 【幼児保育課】	各保育所・保育園の地域性に合わせ、地域交流の充実を目指す	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を見直し、拡大を図る ・交流回数(延べ1600回) ・内容の充実 ・対象者を広げる 	A		
6 子ども・子育て支援	5 事業	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
		1	放課後児童クラブ 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、学校外施設の学校敷地内への移設 ・老朽化クラブの改修 	維持	新制度に伴う計画策定中のため、具体的な目標は未定	A
2	おやこDE広場 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として充実を図る ・子育てコーディネーターを設置し、子育ての総合窓口とする 	維持	新制度に伴う計画策定中のため、具体的な目標については未定	A		
3	●松戸市次世代育成支援行動計画の推進 ※松戸市子ども総合計画 【子ども政策課】	妊娠から18歳までの子どもの健やかな育ちと子育てを市民全体で支援する環境を整備、及び体制づくりを目指す。	拡大	<ul style="list-style-type: none"> 松戸市子ども総合計画の推進 特定教育・保育施設及び、地域型保育事業の拡大 地域子ども・子育て支援事業の充実 その他、松戸市子ども総合計画で規定する事業の拡大 	A		
4	●ゲットアードリーム 【子どもわかもの課】	中学校での開催により事業の充実を図る	拡大	延べ80人	A	平成29年8月照会にて関連事業名を修正。	
5	●ふれあい体験事業 【子どもわかもの課】	新規開催校を増やす	拡大	延べ600人	A	平成29年8月照会にて計画の方向性を修正。	

松戸市地域福祉計画の進捗状況について【基本目標4】

基本目標4 福祉文化の創造							
1	心のバリアフリー	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
		1	心のバリアフリー 【交通政策課】	啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく	維持	啓発冊子の配布(ホームページでのDL方式及び希望者への窓口配布)による心のバリアフリーの推進を継続していく	A
2	●ノーマライゼーションの普及・推進 【障害福祉課】	地域社会の人たちとの交流を通して、障害に対する理解を深めてもらうための活動の推進	維持	障害のある人に対する差別・偏見がなくなり、障害のある人もない人も地域社会の一員として、ともに生きる社会の実現	A		
3	★人権施策の推進 【行政経営課】	多様な人権問題に関する市民意識の向上		小・中学校への人権教室や人権講演会等を通じて、多様な人権問題に関する市民意識の向上を図る	A		
4	★男女共同参画社会づくりの推進	あらゆる分野で、女性も男性も個性と能力を発揮し、対等なパートナーとして社会に参画し、自立的な生活を営んでいけるまちづくりを目指す。	維持	(男女共同参画プランにおける目標) 地域の活力が維持・増進され、将来にわたって自分らしく安心して暮らせる「男女共同参画」のまちな実現	A		
5	★社会を明るくする運動	「犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域のチカラ」をスローガンに犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、イベント活動等を行ない周知する	新規	社会を明るくする運動強調イベント「講演会とコンサート」を開催。また、地区・団体のイベント等で周知活動を行なう	A		
6	★人権教育の推進	さまざまな人権問題に関する講演会や研修会を開催し、教育委員会内職員の人権教育を推進する。	維持	教育委員会内職員の人権意識の醸成	B		
2	世代間交流	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
1	世代間交流 【高齢者支援課】		さらなる周知をはかる	拡大	・実施公衆浴場数 H29目標 7施設 ・延利用者数 H29目標 20,000人	A	
2	中高生と乳幼児のふれあい体験 【子どもわかもの課】		新規開催校を増やすとともに、既存校での自力開催を支援する	拡大	延べ600人	A	
3	福祉教育の推進	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
1	福祉教育の推進		学校における福祉教育の体験活動の機会をつくる	維持	学校での「心の豊かさ」を育む体験活動 実施回数1,980回	A	
4	ふるさとづくりの推進	関連事業	計画の方向性		計画目標(H29)	達成状況	備考
1	伝統的文化活動の育成		出前講座の開催、広報ホームページの掲載等多様な学習機会の提供をするとともに、関係機関と連携し、文化芸術の拡充に努める	維持	指定文化財の数を増やす 国 7件 県 5件 市 42件	A	平成29年8月照会にて計画目標(H29)を修正。
2	●新しい祭りや催しなどの育成		文化芸術振興基本方針に基づき、文化・芸術的な観光資源を活用した地域活性化に繋がる文化イベントの開催する		既存の観光資源を活かして、新たなイベントを開催します。	A	

3 地域福祉サロン ～困ったときはお互いさま～

【開催目的】

解決すべき生活上の課題を最もよく知っているのは住民自身であるため、第3次松戸市地域福祉計画策定にあたり、地域福祉について住民自身で考えていただくため、サロンを開催しました。

【開催日時】

第1回 平成29年6月8日(木) 14:00～16:15

テーマ「災害時の助け合い」

ゲスト 松戸市総務部危機管理課職員

第2回 平成29年7月3日(月) 9:45～12:00

テーマ「地域デビューのきっかけを探る」

ゲスト 松戸市赤十字奉仕団副委員長 稲積 修 氏

第3回 平成29年7月3日(月) 14:00～16:15

テーマ「見つけよう広げよう地域を支えるボランティア活動」

ゲスト 松戸市社会福祉協議会職員

【開催場所】

松戸市社会福祉協議会 第1・第2 ボランティア室



4 パブリックコメント*の実施状況

【意見募集実施の予告】

広報まつど 2017年(平成29年)10月1日号

【意見募集期間】

平成29年10月1日(日)～10月31日(火)

【計画(案)閲覧方法】

松戸市ホームページへの掲載

松戸市行政資料センターでの閲覧

市内各支所での閲覧

松戸市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会での閲覧

市立図書館(本館、分館：新松戸・小金・常盤平)での閲覧

【意見の提出方法】

郵送

ファクシミリ

Eメール

【意見への回答方法】

市ホームページにて回答

【意見・要望数】

件数：108件

人数：3人(郵送 0人、ファクシミリ 0人、Eメール 3人)

パブリックコメント：市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。

5 計画策定の経過

計画策定の概要

	概 要
平成26年6月～7月	<u>行政における進捗状況調査</u>
平成26年9月10日	<u>平成26年度第1回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・国からの通知について
平成26年2月18日	<u>平成26年度第2回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会(市・地区)の進捗状況の結果報告について ・地域団体の取り組みの進捗状況調査について
平成27年3月～4月	<u>地域団体の取り組みの把握</u> 町会・自治会、市民活動団体、民生委員児童委員協議会、高齢者支援連絡 他
平成27年7月	<u>行政における進捗状況調査</u>
平成27年7月29日	<u>平成27年度第1回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・行政の取り組みの進捗状況について ・地域団体の取り組みの把握結果について ・地域の取り組み状況について
平成27年12月～ 平成28年1月	<u>地域福祉計画に関連する市民意識調査</u>
平成27年2月3日	<u>平成27年度第2回地域福祉計画推進委員会</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査等の結果について ・次期計画の策定について
平成28年5月9日	<u>庁内連携会議の設置</u>
平成28年6月	<u>行政における進捗状況調査</u>

	概 要
平成28年8月3日	<p><u>平成28年度第1回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・市民意識調査の経年変化について ・行政の取り組みの進捗状況について ・次期計画策定の骨子・スケジュールについて ・庁内連携会議の設置報告 ・社会福祉協議会(市・地区)の取り組み状況について
平成29年3月29日	<p><u>平成28年度第2回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第3次松戸市地域福祉計画(素案)について ・社会福祉法改正への対応について
平成29年5月31日	<p><u>平成29年度第1回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長選出 ・(仮称)第3次松戸市地域福祉計画(素案)について
平成29年6月8日	<p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の助け合い
平成29年7月3日	<p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域デビューのきっかけを探る <p><u>地域福祉サロン</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見つけよう広げよう地域を支えるボランティア活動
平成29年8月9日	<p><u>平成29年度第2回地域福祉計画推進委員会</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次松戸市地域福祉計画(案)について

松戸市地域福祉計画推進委員会条例

平成26年12月25日

松戸市条例第29号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松戸市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 福祉・医療関係団体関係者
 - (4) 地域団体関係者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するために部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員会の委員をもって組織し、部会に属すべき委員は、委員会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(臨時委員)

第9条 部会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(意見の聴取等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市地域福祉計画推進委員会委員	日額 8,500円
------------------	-----------

松戸市地域福祉計画推進委員会と松戸市地域福祉計画庁内連携会議



【松戸市地域福祉計画推進委員会】

地域福祉計画の最大の特徴は、計画そのものが「地域住民の参加で策定すること」にあるとされています。

計画は行政が一方的に策定をすることなく、実効性をもたせる意味合いから、「松戸市地域福祉計画推進委員会」を平成18年10月1日付けで設置しました。

「松戸市地域福祉計画推進委員会」は、一般公募市民の委員2名、地域団体関係者9名、福祉・医療関係団体関係者9名、学識経験者2名、その他市長が認めるものの3名の合計24名（平成29年4月1日現在）で構成されています。

また、平成28年5月9日付けにて、「松戸市地域福祉計画庁内連携会議」を設置し、松戸市の地域福祉推進を図るため、情報共有や調整等を行っています。



【松戸市地域福祉計画庁内連携会議】

松戸市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

	氏名	所属団体	備考
1	わが 和座 かつひろ 一弘	松戸市医師会	
2	しんやしき 新屋敷 ふさよ 房代	松戸健康福祉センター(保健所)	
3	おおはし 大橋 じゅんいち 純一	流通経済大学	
4	おおの 大野 ちへい 地平	聖徳大学短期大学部	
5	ふみいり 文入 かよこ 加代子	松戸市社会福祉協議会	
6	ひらかわ 平川 しげみつ 茂光	松戸市民生委員児童委員協議会	
7	おおつか 大塚 せいいち 清一	松戸市町会・自治会連合会	
8	あんびる 安蒜 まさみ 正己	松戸市町会・自治会連合会	
9	いまなり 今成 よしまさ 貴聖	中核地域生活支援センターほっとねっと	
10	さ 左合 さとむ 智樹	地域包括支援センター	
11	かじわら 梶原 えいじ 栄治	松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会	
12	かどぐち 角口 さなえ 早苗	松戸市障害者団体連絡協議会	
13	かどや 角谷 しょういち 昭一	松戸市ボランティア連絡協議会	
14	しらとり 白鳥 ひさじ	松戸市はつらつクラブ連合会(老人クラブ)	
15	なか 奈賀 あやこ 綾子	松戸市PTA連絡協議会	
16	みやざき 宮崎 みちお 三千夫	松戸公共職業安定所	
17	ちく 知久 たかし 隆	松戸市保育園協議会	
18	いしだ 石田 なおみ 尚美	松戸市おやこDE広場ネットワーク会議	
19	やまぐち 山口 しずこ 志津子	松戸市私立幼稚園連合会	
20	なかざわ 中沢 たくみ 卓実	その他市長が認める者	
21	かまた 鎌田 けいさく 啓作	特定非営利活動法人生活支援センターあらかると	
22	もうり 毛利 たずこ 多壽子	その他市長が認める者	
23	さいとう 斉藤 ゆきお 幸男	市民公募委員	
24	よしだ 吉田 やすゆき 安幸	市民公募委員	

松戸市地域福祉計画庁内連携会議 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、本市の地域福祉の推進を目的に設置する松戸市地域福祉計画庁内連携会議(以下「連携会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、松戸市地域福祉計画推進委員会(平成26年12月25日松戸市条例第29号)が所掌する事項に関する調整等に関することとする。

- (1) 松戸市地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) 松戸市地域福祉計画の推進及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる座長、副座長及び関係課の構成員をもって構成する。

- 2 座長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副座長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 座長に事故あるとき、又は欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 新たに構成員を選任する場合は、座長、副座長及び構成員の推薦によることとする。

(運営)

第4条 連携会議は、座長が状況に応じ、別表に掲げる関係課の全部あるいは一部を指名し召集することができる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、地域福祉課において処理する。

附則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	健康福祉部長	
副座長	地域福祉課長	
関係課	行政経営課 危機管理課 男女共同参画課 政策推進課 広報広聴課 市民自治課 市民安全課 常盤平支所 小金支所 小金原支所 六実支所 馬橋支所 新松戸支所 矢切支所 東部支所 商工振興課 文化観光国際課 消費生活課 環境政策課 廃棄物対策課 環境業務課 健康福祉政策課 地域医療課 健康推進課 高齢者支援課 介護保険課 介護制度改革課 国民健康保険課 生活支援一課 生活支援二課 障害福祉課 健康福祉会館 子ども政策課 子育て支援課 子どもわかもの課 子ども家庭相談課 幼児保育課	都市計画課 交通政策課 住宅政策課 みどりと花の課 建設総務課 道路維持課 河川清流課 教育企画課 社会教育課 スポーツ課 生涯学習推進課 学務課 指導課 保健体育課 教育研究所 消防企画課 経営企画課

■用語集

(本文中に*印がついている用語は、下記用語集に説明があります。)

	掲載頁	用語	解説
あ 行	43	アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。
	60, 61, 113, 114, 115, 116, 120, 134	おやこ DE 広場・子育て支援センター	地域子育て支援拠点事業。概ね 0～3 歳児とその保護者を対象に、親子の交流促進等を目的として無料開放している施設です。
	2, 10, 28 32, 35, 67, 76, 89, 96, 97, 102, 111, 121, 128, 131, 136	NPO	継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。
か 行	44	カーシェアリング	1 台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態で、相乗りとは異なり、複数の会員が時間を変えて 1 台の自動車を利用するものです。
	60, 91	基幹相談支援センターCOCO	平成 24 年 4 月施行の障害者自立支援法の改正により位置づけられた相談機関です。地域における相談支援の拠点として、障害のある人やその家族から総合的な相談（身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害対応）のほか、地域における相談支援体制の充実の取組み、権利擁護、虐待防止などの業務を行います。
	97	協働事業	市民活動団体又は事業者が市と相互に社会資源を分担し、協力して行う事業です。
	114	ゲットユアドリーム	中高生が地域のさまざまな大人たちと触れ合うことにより、生き方や働き方の多様性に気づき、自らの可能性を信じ成長することを支援します。
	25, 145	合計特殊出生率	15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを産むとした場合の子どもの数に相当するものです。
	15, 63, 64, 72, 107, 108	高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）	平成 17 年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設です。

	掲載頁	用語	解説
か 行	18, 29, 48, 110, 118, 119	心のバリアフリー	高齢者や障害のある人が生活していく上で障害となる、人々の心の中の誤った知識や情報、差別意識などを改め取り除くことです。
	24, 30, 31, 32, 63, 102, 103, 104	孤独死	「ひとり暮らしで、誰にも看取られることなく、亡くなる。」 (松戸市常盤平団地地区社会福祉協議会) 「一人暮らしをされていて、誰にも看取られずに自宅で亡くなった。」(東京新聞)
	114	子どもフォーラム	「子どもモニター」等の小中学生が松戸市について話し合い市の施策に意見を発表するワークショップを開催し、子どもの社会参加・参画を進めています。
	60	コミュニティー ソーシャルワーカー	個人の自立生活支援を丁寧に取り組む一方で、生活基盤の整備に向けた地域資源の開拓や創設、社会関係の調整と改善に向けた啓発・教育活動、福祉計画づくり、福祉サービス利用者や広範な市民の組織化、地域における総合的なサポートシステムの構築などを主な柱とした、個別支援と地域支援をつなぐ専門職です。
さ 行	97, 98, 99	災害ボランティア センター	災害発生時に、被害者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行います。
	61, 63	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人。設立目的を考慮して法人税が非課税となるなど、大幅な税制上の優遇措置が講じられ、寄付金などの収入も認められています。
	61, 63	社会福祉士	社会福祉に関する専門的な知識と技術を持ち、身体上、精神上の障害、または環境上の理由によって日常生活を営むのに支障がある人を対象に、各種相談に応じ、助言や指導、援助を行う専門職です。
	35, 41, 42	自主防災組織	大災害時に備えて、地域住民が自主的に集まり活動する防災組織です。
	81, 88	市民大学講座	この講座は現代社会のさまざまな課題を、地元大学とも連携をとりながら取り上げています。
	82	生涯学習情報システム (まつどまなびい ねっと)	松戸市内のさまざまな生涯学習に関する団体の情報を登録しているインターネット上の情報サイトです。

	掲載頁	用語	解説
さ 行	27, 107, 108	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、虐待対応の窓口として市町村に設置されています。障害者虐待の通報や届出の受理、養護者及び障害者に対する相談、指導、助言、障害者虐待の防止、養護者支援に関する広報その他の啓発活動を主な業務とします。
	91, 111	障害者週間	平成 16 年の障害者基本法の改正により、国民に広く障害のある人の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わり設定されました。「障害者週間」の期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間です。
	25, 41	身体障害者手帳	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸又は小腸・肝臓・免疫機能に障害がある人に都道府県の程度により 1 級から 6 級に分かれるものです。
	25, 41	精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患があり、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある人に、都道府県知事から交付され、その程度により 1 級から 3 級に分かれています。
	81, 88	成人講座	この講座は「学習のきっかけづくり」「新しい仲間作り」を目指して、さまざまな講座を実施しています。
	29, 30, 35, 76 77, 131	制度ボランティア	行政機関からの委嘱を受け、行政の円滑な運営と市民生活の確立や社会福祉の増進を目的として市内各地に配置されている民間奉仕者。民生委員・児童委員をはじめ、健康推進員、食生活改善推進員、地域防災リーダー、防犯指導員、保護司、青少年相談員など多岐にわたる分野の委員が活躍しています。
た 行	73	第三者評価システム	サービス事業者がサービス内容や経営状況、危機管理体制などの項目について専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度です。
	59	ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある者（世帯）が、親の介護も同時に担う状況のこと
	88	団塊の世代	昭和 22～24（1947～1949）年頃の第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代と比較して人数が多いところから、このような表現をします。

	掲載頁	用語	解説
た 行	44	地域猫活動	地域住民が主体となり、飼い主のいない猫を適切に管理し、猫の数と被害を減らすことで、住みよい地域を作ることが目的です。活動内容は、不妊去勢手術を行い、えさを与え（時間を決めて行い、すぐに片付ける）、排泄物の管理と周辺の清掃を行います。
	66, 67, 134	知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることです。知的機能障害について標準化された知能検査による測定結果において、知能指数がおおむね70までとされています。程度により軽度・中度・重度・最重度と分けられます。
	61	中核地域生活支援センター	千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障害のある人、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センターです。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの問題などの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたります。
	30	T's ルーム	平成21年度より常盤平地区民生委員児童委員協議会が、子供の居場所づくりとして開催しています。 子どもの孤立化やコミュニケーション不足を少しでも緩和するために、子育て家庭や、学校、町会・自治会等の関係団体と連携を図りながら、よりよい「居場所」の提供を目指しています。
	107	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、兄弟間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができ、最近では「配偶者やパートナーからの暴力」という捉え方が一般的になっています。
	41	トリアージ	災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出た際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けられるよう、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいいます。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉です。
な 行	8, 61, 63, 65	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

	掲載頁	用語	解説
な 行	26, 27	ネグレクト	乳幼児に対する適切な養育を親が放棄すること。例えば子どもに食事を与えない、泣いていても無視する、病気なのに治療を受けさせない、いつも強く叱って子どもの情緒を不安にさせる行為のこと。
	119	ノーマライゼーション	障害のある人と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方です。
は 行	172	パブリックコメント	市の基本的な政策の策定過程において、その案を示し、広く市民等の意見を求め、その意見に対して市の考え方を示す一連の手続きのことで、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営における透明性の向上を図ることを目的としています。
	48, 49, 50, 90, 118	バリアフリー	高齢者や障害のある人等が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方です。
	84, 85, 86	ハローワーク	厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続きなどの事務を総合的にを行います。
	92, 93	ピアカウンセリング	同じような問題、悩みを抱えている者に対しては、同じ立場にある者、同じような経験をした者が相に当たることが効果的であるとの視点に立ったカウンセリングです。
	129	PDCA サイクル	P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の頭文字をとったもの。計画を策定する際には、実行や評価、評価をもとにした改善にかかるまで、一連のサイクル（循環）を意識して策定することが良いとされています。
	34, 35, 42	避難行動要支援者避難支援体制	災害が発生した時又はそのおそれがある時に、高齢者や障害のある人など何らかの支援が必要な人（避難行動要支援者）の名簿を、本人の申請に基づき作成し、平時よりその名簿を地域の避難支援等関係者に貸し出すことにより、災害時の避難や安否確認などが地域の中で速やかに行われるための体制を整備する仕組みづくりです。
	70	フードバンク	品質に問題がないのに廃棄せざるをえない食品を寄付してもらい、必要としている人に無償で届けるボランティア活動です。

	掲載頁	用語	解説
は 行	48, 49	福祉有償運送	NPO法人等が、身体障害者や要介護者など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行うなど、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービスです。
	113, 114, 134	放課後 KIDS ルーム	学校施設を活用して、小学生が放課後などに安全に安心して活動できる空間。実施小学校の図書室を開放し、自由に学習や読書ができる場所を提供しています。教職員免許などを持つ2名の支援スタッフが常時配置され、読書支援や学習支援を行います。※放課後児童クラブとは異なり、監護を必要とする児童の指導にあたる専門の職員はいません。
	113, 114, 134	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
	85	法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業者に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者の割合が一定率(法定雇用率)以上になるよう義務づけられている。精神障害者については、現在、雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます。(平成30年度より、精神障害者も法定雇用率の算定対象。)
	2, 96	ボランティア	社会の課題解決のため、個人の自発的な意思に基づき、原則として無償で活動を行う人のことです。一般的に、「自発性」、「社会性」、「無償性」が挙げられます。ボランティア活動を行い、その対価として金銭を得る活動を「有償ボランティア」と呼ぶ例もある。
ま 行	4, 53, 54, 55	松戸市健康増進計画 (健康松戸21Ⅲ)	松戸市における健康増進計画であり、市民が10年後も健康を維持・増進していくための計画です。
	45, 47	松戸市交通安全計画	交通安全対策基本法第26条の定めるところにより、千葉県交通安全計画に基づき策定しています。市内における交通社会を構成する様々な関係を考慮しつつ、適切かつ効果的な方針について総合的に検討し策定したものです。

	掲載頁	用語	解説
ま 行	49, 50, 118	松戸市交通バリアフリー基本構想	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき一定規模の駅を対象とし、段階的かつ継続的にバリアフリー化を推進するための方針を定めるものです。「松戸地区」、「新松戸・幸谷地区」の公共交通機関と鉄道駅等の旅客施設周辺のバリアフリー化を推進し概ね完了したことから、「新八柱・八柱地区」を新たに重点整備地区に加え、平成 28 年度に「新八柱・八柱地区」バリアフリー基本構想を策定しています。
	4, 8, 14, 66	松戸市高齢者保健福祉計画・松戸市介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画は、市町村が将来必要な高齢者保健福祉サービスの量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備するための計画です。介護保険事業計画は、市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画です。介護保険事業計画を包括する総合的計画として位置づけられる高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は整合性をもって作成することが必要であることから、本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改訂を行い、「いきいき安心プランまつど」の名称で策定しています。
	4	松戸市子ども総合計画	子ども・子育て支援法に基づいた事業計画、並びに松戸市次世代育成支援行動計画を継承した子ども・子育て支援の総合計画となり、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間と定めています。
	4, 90, 91, 118	松戸市障害者計画	障害者基本法に基づく法定計画であり、市が取り組むべき今後の障害者施策の基本的事項を定めるものです。
	7	松戸市障害福祉計画	障害者自立支援法(第 88 条の規定)及び国の定める「基本指針」に即して、障害者自立支援法による障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を策定することとされた法定の計画です。
	4, 7	松戸市食育推進計画	市民が「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことを目的とする、市の施策などを示した計画です。「みんなで考え、できることからはじめよう」をキャッチコピーとしています。
	81, 88	まつど生涯学習大学	あらためて「松戸」に関することや「暮らしに身近な問題」を学習することで、60 歳以上の皆さんの自己の充実と地域での活躍を応援するものです。

	掲載頁	用語	解説
ま 行	4, 14, 30, 87	松戸市総合計画	「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。「基本構想」は、市の発展方向を展望し、21世紀の新たな時代に向けて推進すべき基本的方向を明記するもので、期間は、平成10年度から平成32年度までの23年間です。「基本計画」は、基本構想の実現のために必要な施策の方向を体系的に整理するもので、後期基本計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。「実施計画」は、基本計画に揚げられた施策を個別事業にまとめ、財政的な裏付けをもたせた短期的な事業計画です。
	4, 7	松戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画	国民健康保険の保険者である市が、健康と長寿を確保しつつ医療費の抑制にも資することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病の予防を重視し、被保険者に対して、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導(特定保健指導)を実施する体制について定める計画です。
	4, 7	松戸市国民健康保険保健事業計画データヘルス計画	「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、松戸市国民健康保険加入者の健診データ及び医療データの分析を基に作成した計画です。
や 行	43	ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢や性別、体型、障害の有無・レベルにかかわらず、誰にでも使いやすい製品等をデザインすることです。特定の障壁を解消するというバリアフリーから一歩進んだ発想です。さまざまな商品やサービス、ファッション、建物、設備、街、交通機関など、あらゆる分野に通用するものです。
ら 行	25, 41	療育手帳	全ての知的障害者を対象として都道府県知事から交付される手帳で、その程度によりA(重度の場合)からB(その他の場合)までの区分に分かれています。

第3次松戸市地域福祉計画

平成30年1月

発行 松戸市

編集 松戸市健康福祉部地域福祉課

〒271-8588 松戸市根本 387-5

TEL 047-366-3019

